

4. 「職業衛生監督管理部門の職責分担に関する通知」中央編弁発[2010]104号

職業衛生監督管理部門の職責分担に関する通知

中央編弁発[2010]104号

衛生部、安全生産監督管理総局、人力資源・社会保障部、全国総工会：

職業病予防・治療業務を強化し、責任と権限が統一され、有効に運行される職業衛生監督管理体制を構築し、労働者の職業健康を保障するため、中央機構編制委員会弁公室指導幹部の同意を経て、ここで職業衛生監督管理部門の職責分担を以下の通り明確にする。

衛生部：

- (一) 安全監督管理総局、人力資源・社会保障部などの関係部門と合同で職業病予防・治療の法律法規、職業病予防・治療計画を立案し、国家職業衛生基準を制定し公布する。
- (二) 職業病診断と評定作業の監督管理に責任を負う。
- (三) 重点職業病モニタリングと特別調査、職業衛生のリスク評価を実施し、職業病予防・治療対策を研究し提出する。
- (四) 化学物質の毒性鑑定、個人線量モニタリング、放射能防護器材と放射性製品の検査測定などの技術サービス機構の資格認定と監督管理に責任を負う。職業健康検査、職業病診断を請け負う医療衛生機構の審査許可並びに監督管理を行い、職業病の検査と診療を標準化する。関係部門と合同で職業病予防・治療機構の整備を強化する。
- (五) 医療機関の放射性危険抑制の監督管理に責任を負う。
- (六) 職業病報告の管理と発表に責任を負い、職業病予防・治療の科学研究を実施する。
- (七) 職業病予防・治療の法律法規と予防・治療知識の宣伝教育を実施し、労働者の健康促進事業を実施する。

安全監督管理総局：

- (一) 職業衛生監督管理関連の法規を起草し、雇用者の職業衛生監督管理関連の規則を制定する。国家職業衛生基準の中の雇用者の職業危害因子のある工学コントロール、職業防護施設、個人職業防護などの関連基準を立案する。
- (二) 雇用者の職業衛生監督検査業務に責任を負い、法律に基づき雇用者の国の職業病予防・治療の法律法規と基準執行の徹底状況を監督する。職業危害事故と違法や規則違反行為を取り締まる。
- (三) 新築、改造、拡張建設プロジェクトと技術革新、技術導入プロジェクトの職業衛生「三つの同時」審査及び監督検査に責任を負う。雇用者の職業危害案件申告作業に責任を負う。
- (四) 法律に基づく職業衛生安全許可証の交付業務管理に責任を負う。職業衛生の検査測定、評価技術サービス機関の資格認定と監督管理業務に責任を負う。職業衛生に関する研修活動を指導並びに監督検査する。
- (五) 雇用者の職業危害因子の検査測定、評価、労働者の健康管理、職業衛生関連の検査などの管理制度の法律に基づく確立の監督検査と督促を行う。雇用者の労働者健康被害と労働経歴、職業危害に接する関係などの関連証明資料の監督検査と提出の督促を行う。
- (六) 職業危害因子の検査測定、評価、労働者の職業健康管理保護などの情報の集計、分析に責任を負い、関連部門と機関に職業衛生監督検査の状況を提供する。

人力資源・社会保障部：

- (一) 労働契約実施状況の監督管理業務に責任を負い、雇用者に法律に基づき労働契約の締結を督促する。
- (二) 職業病診断に基づき、職業病患者の社会保障業務を十分に行う。

全国総工会：

法律に基づき職業危害事故の調査と処理に参加し、労働者の職業衛生面の訴求を反映し、意見と提案を提出し、労働者の合法的権利を保護する。

関係部門は着実に各自の職責を履行し、職業病予防・治療業務省庁間合同会議の枠組みのもとで、協調・連携し、共同に職業予防・治療業務に取り組むべきである。

2010年10月8日

5. 職業病予防法

本翻訳について、厚生労働省の委託事業として旧国際安全衛生センターが翻訳を行なったものです。

法的拘束力を有するものは中国語原文であり、法令上の問題に関しては原文を参照してください。

中華人民共和国主席令

(第60号)

《中華人民共和国職業病予防法》は、2001年10月27日に中華人民共和国第9期全国人民代表大会常務委員会第24回會議で可決され公布の運びとなり、2002年5月1日に施行される。

中華人民共和国主席 江沢民

2001年10月27日

中華人民共和国職業病予防法

(2001年10月27日に第9期全国人民代表大会常務委員会第24回會議で可決)

第1章 総則

第1条 職業病の危害を予防、抑制及び除去し、職業病を予防及び治療し、労働者の健康と權益を守り、經濟の發展のために、憲法に基づき、本法を制定する。

第2条 本法は、中華人民共和国内の職業病の予防及び治療に関する活動に適用される。

本法で言う職業病は、企業、事業所と個人經營の組織(以下使用者と総称する)の労働者が仕事中に粉塵、放射性物質とその有毒・有害物質に触れるなどの要因により患った疾病を指す。

職業病の分類とその内容は、國務院の衛生行政部門が労働保障部門と共同して協議の上、それを定めて且つ公表する。

第3条 職業病を予防及び治療するに当たっては、予防を主とするが、予防及治療を互いに関連づけ、分類的な管理と総合的な管理の2通りの方法を用いる。

第4条 労働者は、法により職業衛生上の保護を受ける権利がある。

使用者は、労働者のために、国の労働衛生標準と衛生要求に合致した作業環境を作り出し、また労働者が労働衛生上の保護を受けられるよう保障する措置を講じなければならない。

第5条 使用者は、職業病の予防及び治療のための整った責任体制を作り上げ、職業病予防及び治療のための管理を強化し、職業病の予防及び治療の水準を高め、使用者が発生させた職業病の危害に責任を持たなければならない。

第6条 使用者は、法により労働災害の社会保険に加入しなければならない。

国務院と県クラス以上の地方人民政府の労働保障行政部門は、労働災害の社会保険の監督と管理を強化し、労働者が法により労働災害の社会保険で保障されるようにしなければならない。

第7条 国は、職業病の予防及び治療と労働者の健康を守るために有益な新技術、新テクノロジー、新材料の研究、開発、普及、使用、及び職業病のメカニズムと発生法の法則に関する基礎研究の強化、また職業病の予防及び治療に関する科学技術水準の向上を奨励する；職業病の予防及び治療に効果的な技術、テクノロジー、材料を積極的に採用する；職業病の危害が深刻な技術、テクノロジー、材料の使用制限をする又はそれらを淘汰する。

第8条 国は、労働衛生の監督制度を実行する。

国務院の衛生行政部門は、全国の職業病予防及び治療に関する管理監督に、一括して責任を持つ。国務院の関係部門は、職業病予防及び治療の管理監督に、各々の職責の範囲内で責任を持つ。

県クラス以上の地方人民政府の衛生行政部門は、その行政区域内の職業病予防及び治療に関する管理監督に責任を持つ。県クラス以上の地方人民政府の関係部門は、職業病予防及び治療に関する管理監督に、各々の職責の範囲内で責任を持つ。

第9条 国務院と県クラス以上の地方人民政府は、職業病の予防及び治療計画を策定し、それを国民経済と社会発展の計画に取り入れて実施しなければならない。

郷(県または県の下の区の指導を受ける行政単位)、民族郷(少数民族が集まって居住する郷)、鎮(県・自治県の下行政単位の一つ、郷と異なり比較的大きな町)の人民政府は、本法を真摯に執行し、衛生行政部門の法律上の職責をサポートしなければならない。

第10条 県クラス以上の人民政府衛生行政部門とその他関係部門は、職業病の予防及び治療についての広報や教育を強化し、職業病の予防及び治療についての知識を普及し、職業病の予防及び治療に対する使用者の意識を高め、労働者が自分自身の健康を大切にしよう彼らの意識の高揚を図らなければならない。

第11条 職業病の予防及び治療に関する国家労働衛生標準については、国務院の衛生行政部門が制定し公布する。

第12条 どの事業所また誰であろうと、本法に違反する行為を告発及び告訴する権利がある。

職業病の予防及び治療に顕著な成績を収めた事業所と個人は、表彰される。

第2章 事前の予防

第13条 職業病の危害を及ぼす恐れのある使用者が事業場を設立する要件については、法律、法規の定めにも合致するとともに、下記の労働衛生上の要求にも合致しなければならない：

- (1) 職業病の危害要因である強度又は濃度が国の衛生標準に合致する；
- (2) 職業病危害の防護に適応した施設がある；
- (3) 生産上の配置が合理的で、有害と無害の作業を分ける原則に従って；
- (4) 更衣室、シャワールーム、妊婦休憩室などの衛生面の付帯施設がある；
- (5) 設備、工具、道具などが労働者の生理面、心理面における健康の要求に合致する；
- (6) 法律、行政上の法規と国務院の衛生行政部門による労働者を保護するためのその他要求。

第14条 衛生行政部門で職業病の危害項目についての届出制度を作り上げる。

使用者は、法により公表された職業病目録に列記された職業病の危害項目に該当する場合、直ちに衛生部門へその旨届け出て監督を受けなければならない。

職業病危害項目届出の具体的方法については、国務院の衛生行政部門が制定する。

第15条 新築、増築、改築の建設プロジェクトと技術改造、技術導入のプロジェクト(以下建設プロジェクトと総称する)は、職業病の危害が発生する恐れがあり、建設事業所は、フィジビリティの論証段階で、職業病危害の事前評価報告を衛生行政部門に提出しなければならない。衛生行政部門は、職業病危害の事前評価報告を受け取ってから30日以内に審査の上決定し、その内容を書面で建設事業所へ知らせなければならない。事前評価報告を提出していない又は事前評価報告について衛生行政部門の審査同意を得ていない場合、関係部門は、当該建設プロジェクトを許可してはならない。

職業病危害の事前評価報告は、建設プロジェクトで発生する恐れのある職業病の危害要因及びその作業場と労働者の健康に与える影響を評価し、危害の類別と職業病の防護措置を確定する。

建設プロジェクトにおける職業病の危害分類目録とその管理方法については、国務院の衛生行政部門が制定する。

第16条 建設プロジェクトにおける職業病の防護施設に必要な費用は、建設プロジェクト工事予算に繰り入れられ、又その施設は、主体工事と同時に設計、同時に施工、同時に使用開始されなければならない。

職業病の危害が深刻な建設プロジェクトにおける防護施設については、衛生行政部門がその設計に対して衛生審査を行い、その設計が国家労働衛生標準と衛生要求に合致して始めて施工することができる。

建設業者は、建設プロジェクトの竣工検収前に、職業病危害の抑制効果を評価しておかなければならない。職業病の防護施設については、衛生行政部門による検収に合格後、正式に使用を開始することができる。

第17条 職業病危害についての予備評価及び抑制効果の評価については、法により設立され、省クラス以上の人民政府衛生行政部門の資質認証を取得した労働衛生技術サービス機関が行う。労働衛生技術サービス機関の評価は、客観的で真正なものでなければならない。

第18条 国は、放射線、劇毒物などの作業に従事する者に対して特別な管理を行う。管理の具体的な方法については、国務院が定める。

第3章 作業中の防護と管理

第19条 使用者は、職業病の予防及び治療を管理するために下記の措置を講じなければならない。

(1) 労働衛生を管理するための組織を設置又は指定し、専従又は兼任の労働衛生専門員を置き、その事業所の職業病の予防及び治療に責任を持たせる；

(2) 職業病の予防及び治療を実施するための計画；

(3) 労働衛生の管理制度と操作規程を作り上げ且つ整える；

(4) 労働衛生の人事記録と労働者の健康保護管理記録を作り上げ且つ整える；

(5) 職場における職業病の危害要因を監視・測定及び評価する制度を作り上げ且つ整える；

(6) 職業病危害事故の応急手当及び救援の計画を作り上げ且つ整える；

第20条 使用者は、職業病の防護に効果がある設備また労働者各自が使用する職業病防護用品を取り入れなければならない。

使用者が労働者各自に提供する職業病防護用品は、職業病の予防及び治療の要求に合致していなければならない；要求に合致していない物を使用してはならない。

第21条 使用者は、職業病の予防及び治療に役立ち且つ労働者の健康を守る新技術、新技法、新材料を優先的に採用し、職業病の危害が深刻な旧技術、旧技法、旧材料に順追って取って代えなければならない。

第22条 職業病の危害を及ぼす使用者は、目立つ場所に公告掲示板を設置し、職業病の予防及び治療についての規則制度、操作規程、職業病危害事故の応急救援措置と職場における職業病危害要因の検査結果を公表しなければならない。

深刻な職業病危害を及ぼす職場の目立つ場所に、警告標識(中国語による説明を付す)を設置し、その警告には、職業病危害事故の種類、影響、予防及び応急治療措置などの内容を記載しなければならない。

第23条 使用者は、急性の職業的傷病をもたらす恐れがある有毒、有害な職場に警報装置を設置し、また現場用の救急用品、洗浄設備、応急避難通路と必要な危険緩衝区を設けなければならない。

使用者は、放射線職場と放射性同位元素の輸送、貯蔵において、防護施設と警報装置を設け、放射線に触れる作業者に個人用線量計を持たせなければならない。

使用者は、職業病の防護設備、応急救援施設と各個人用の職業病防護用品を、定期的に保守、検査・修理し、その性能効果の定期的テストを行い、正常な状態を保ち、無理に取り壊したり又は使用を中止してはならない。

第24条 使用者は、専任者により、職業病危害要因の日常的監視・測定を行い、またモニターシステムの正常な運行を維持しなければならない。

使用者は、国務院衛生行政部門の規定に従い、職場における職業病危害要因の検査と評価を定期的に行わなければならない。使用者は、検査、評価の結果を労働衛生の人事記録に記載し、所在地の衛生行政部門に定期的に報告し、また労働者に公表する。

職業病危害要因の検査、評価については、法により設立され、省クラス以上の人民政府衛生行政部門の資質認証を受けた労働衛生技術サービス機関が行う。労働衛生技術サービス機関の検査、評価は、客観的で真正なものなければならない。

職場における職業病危害が国の労働衛生標準に合致していない要因による時、使用者は、直ちにその改善措置を講じなければならない；それでも尚、国の労働衛生標準と衛生要求に達しない場合、職業病の危害要因がある作業を中止しなければならない；職業病の危害要因を改善した結果、国の労働衛生標準と衛生要求に達した場合、初めてその作業を再開することができる。

第25条 職業病危害の発生する恐れがある設備を使用者に供給する場合、その設備の中国語説明書を提供し、また目立つ場所に設備の警告標識(中国語の説明を付す)を設置しなければならない。警告には、設備の性能、職業病の危害が発生する恐れ、安全な操作と保守・注意事項、職業病の防護及び応急手当の処置などの内容を記載しなければならない。

第26条 職業病の危害を及ぼす恐れがある化学品、放射性同位元素と放射性物質を含む材料を使用者に供給する場合、中国語の説明書を添付しなければならない。説明書には、製品の特性、主要な成分、存在する有害要因、発生する恐れがある危害の影響、安全に使用するための注意事項、職業病の予防及び治療とその応急的救援・治療措置の内容を明記しなければならない。製品の包装には、目立つ警告標示(中国語の説明を付す)をしなければならない。上述の材料を貯蔵する場所には、定められた所に危険物標識又は放射線警告の標識を設置しなければならない。

職業病の危害と関係がある化学材料を国内で初めて使用する又は初めて輸入する場合、使用者又は輸入者は、国の規定に基づき、国務院関係部門の許可を得た後、国務院の衛生行政部門に、その化学材料の毒性鑑定及び所轄部門の登録登記又は輸入許可の文書などの資料を届け出なければならない。

放射性同位元素、放射線装置と放射性物質を含む物品を輸入する場合、国の関係規定により処理する。

第27条 どの事業所また誰であろうと、職業病の危害を及ぼす恐れがあるとして国が明文をもって禁止している設備又は材料を製造、販売、輸入及び使用してはならない。

第28条 どの事業所また誰であろうと、職業病の危害を及ぼす作業を職業病防護の準備ができていない他の事業所及び他の者に廻してはいけない。職業病を防護する準備ができていない他の事業所及び他の者は、職業病の危害を及ぼす作業を引き受けてはいけない。

第29条 使用者は、採用する技術、技法、材料が職業病の危害を及ぼすのを承知していなければならず、職業病の危害が発生する恐れがあるのを隠して採用し、実際に職業病の危害が発生した場合、その結果に責任を持たなければならない。

第30条 使用者と労働者とが労働契約（任用契約を含む、以下同じ）を締結する時、作業中に発生する恐れがある職業病の危害及びその影響、職業病の防護措置と対処などを、事実通りに労働者へ知らせ、また労働契約に明記しなければならない。隠したり騙したりしてはならない。

労働契約締結期間中に、労働者の職場又は仕事の内容が変わり、労働契約の締結時に知らされていない職業病の危害がある作業に労働者を従事させる時、使用者は、前項の定めに従い、その危害がある作業について事実通りに労働者へ知らせる義務があり、また労働契約の関係条項の更改も話し合わなければならない。

使用者が前2項の定め違反した場合、労働者は、その職業病危害がある作業への従事を拒否する権利を持ち、使用者は、労働者が拒否したことを理由にその労働契約を解除又は終了してはならない。

第31条 使用者側の責任者は、労働衛生についての訓練を受け、職業病の予防及び治療に関する法律、法規を遵守し、その事業所における職業病予防及び治療の職務を行わなければならない。

使用者は、労働者に対して、職場に就く前の労働衛生訓練と職場に在職中の定期的な労働衛生訓練を受けさせ、労働衛生上の知識を広め、職業病の予防及び治療に関する法律、法規、規則と操作規程の遵守を励行させ、職業病の防護設備と各個人の使用する職業病防護用品を正しく使用するよう指導しなければならない。

労働者は、労働衛生の知識を学習及び把握し、職業病の予防及び治療に関する法律、法規、規則と操作規程を遵守し、職業病の防護設備と各個人が使用する職業病の防護用品を正しく使用及び保守し、職業病危害事故の隠れた原因を見つけた場合、直ちに使用者に報告しなければならない。

労働者が前項に定める義務を履行しない場合、使用者は、労働者を再教育しなければならない。

第32条 使用者は、職業病の危害に触れる作業に従事する労働者に対して、国务院の衛生行政部門の規定に基づき、職場に就く前、その職場に在職中及びその職場を離れる時に、職業上の健康診断を行い、またその結果を労働者に知らせなければならない。職業上の健康診断の費用については、使用者が負担する。

使用者は、職場に就く前の職業上の健康診断をしていない労働者を職業病の危害に触れる作業に従事させてはならない；その種の作業に就くことが禁止されている労働者をその作業に従事させてはならない；職業上の健康診断により、従事している仕事の影響で健康を損ねたことが分かった場合、その労働者の職場を適切に配置換えしなければならない；職場を離れる前に職業上の健康診断を受けていない労働者に対して、その締結している労働契約を解除又は終了してはならない。

職業上の健康診断については、省クラス以上の人民政府衛生行政部門により承認を受けた医療衛生機関が引き受ける。

第33条 使用者は、労働者のために、職業上の健康に関する保護・管理の人事記録を作り、また定められた期限までそれを適宜に保存しなければならない。

職業上の健康に関する保護・管理の人事記録には、労働者の職歴、職業病の危害に触れた過去の記録、職業上の健康診断の結果と職業病の診療などの各個人に関する健康面のデータが記載されなければならない。

労働者は、使用者の職場を辞める時、上記人事記録の本人欄コピーを請求する権利があり、使用者は、コピーを無料で提供し、またそのコピーに署名捺印をしなければならない。

第34条 急性職業病の危害事故が発生した又は発生する恐れがある時、使用者は、直ちに応急手当及び救援とその事故の抑制措置を講じ、また所在地の衛生行政部門及び関係部門に速やかに報告しなければならない。衛生行政部門は、報告を受けた後、関係部門と共同で調査及び処理に当たる；必要時は、臨時の抑制措置を講じることができる。

急性職業病の危害に遭った又は遭う恐れがある労働者に対して、使用者は、救援と治療、健康診断及び医学観察の手配をし、その費用については使用者が負担する。

第35条 使用者は、未成年者を職業病の危害に触れる作業に就かせてはならない；妊娠中の女子、授乳期の嬰兒を持つ女子を本人と胎児、嬰兒に危害のある作業に就かせてはならない。

第36条 労働者は、下記に挙げる労働衛生上の保護を受ける権利がある：

(1) 労働衛生の教育と訓練を受ける；

(2) 職業上の健康診断、職業病の診断、リハビリなど職業病予防及び治療のためのサービスを受ける。

(3) 職場で発生する又は発生する恐れがある職業病の危害要因、危害の影響と講ずべき職業病防護の措置を知る；

(4)使用者に、職業病予防及び治療のために必要な職業病の防護施設と各個人が使用する職業病の防護用品を提供して作業条件を改善するよう要求する；

(5)職業病の予防及び治療に関する法律、法規に違反し、生命の健康に危害が及ぶ行為を批判、告発、告訴する；

(6)職業病の防護措置を講じていない規則違反の作業を行うよう指揮及び強制された場合、それを拒絶する；

(7)使用者が民主的な管理手法で進める労働衛生の職務に参加し、職業病の予防及び治療の職務について意見・提案する。

使用者は、上述各項における労働者の権利を保障しなければならない。労働者が正当な権利を行使した時に、使用者が労働者の賃金や福利などの待遇を下げたり、労働契約を解除、終了したとしても、その行為は無効である。

第37条 労働組合は、労働衛生の広報・教育及び訓練を積極的に進めるよう使用者に督促また協力し、職業病の予防及び治療における使用者の職務に意見や提案をし、職業病の予防及び治療に関する問題に労働者の意見が十分伝わるよう使用者と協調し且つ使用者にその解決を督促しなければならない。

労働組合は、使用者が職業病の予防及び治療に関する法律、法規に違反し労働者の合法的権利と利益を犯す行為をした場合、それを正すよう要求する権利がある；深刻な職業病危害が発生した時、防護の措置を講じるよう要求する、又は政府の関係部門に強制措置を講じるよう要求する権利がある；職業病の危害事故が発生した時、事故の調査と処理に参加する権利がある；労働者の生命と健康に危害を及ぼす状況に気づいた時、労働者を危険な現場から退避させ直ちにその危害の除去をするよう使用者に要求する権利がある。

第38条 使用者は、職業病の予防及び治療の要求に従い、職業病の予防及び管理、職場の衛生検査、健康の保護・管理と労働衛生の訓練などに用いる費用について、国の関連規定に照らし、其の実費を生産コストに計上する。

第4章 職業病の診断と職業病患者への保障

第39条 職業病の診断については、省クラス以上の人民政府衛生行政部門が承認した医療衛生機関が担当する。

第40条 労働者は、使用者の所在地又は本人の居住地で、医療衛生機関が法に照らして行う職業病の診断を受けることができる。

第41条 職業病の診断標準と職業病の診断、鑑定方法については、國務院の衛生行政部門が定める。職業病による身障者の等級鑑定方法については、國務院の労働保障行政部門が國務院の衛生行政部門と共同で定める。

第42条 職業病の診断においては、下記の要因を総合的に分析しなければならない：

(1)患者の職歴；

(2)職業病の危害に接触した期間と危害現場の調査及びその評価；

(3) 臨床した時の状態及び補助的な検査の結果など。

職業病の危害要因と患者の臨床状態の間に必然的な関係がある場合、その他の病因を排除して、職業病と診断しなければならない。職業病の診断を引き受けた医療衛生機関は、職業病を診断する時、職業病診断の資格がある3名以上の医師集団により診断しなければならない。

職業病の診断書には、診断に参加した医師が共同で署名し、また職業病の診断を引き受けた医療衛生機関が審査捺印を押さなければならない。

第43条 使用者と医療衛生機関は、労働者が職業病である又は職業病と疑われると分かった時、所在地の衛生行政部門に必ず報告しなければならない。労働者が間違いなく職業病であると診断された場合、使用者は、所在地の労働保障行政部門にも報告しなければならない。

衛生行政部門と労働保障行政部門は、その報告を受け取った後、法に照らしてそれを処理しなければならない。

第44条 県クラス以上の地方人民政府衛生行政部門は、その行政区域内の職業病統計報告の管理と規定に基づく上級への報告に責任を持つ。

第45条 当事者は、職業病の診断に異議がある場合、診断を受けた医療衛生機関の所在地の地方人民政府衛生行政部門に鑑定を申請することができる。

職業病の診断に関わる争議の際の鑑定については、区が設けられている市クラス以上の地方人民政府衛生行政部門が、当事者の申請に基づき職業病診断鑑定委員会を組織してこれを行う。

当事者は、区が設けられている市クラスの職業病診断鑑定委員会の鑑定結果に不服がある場合、省、自治区、直轄市の人民政府衛生行政部門に再鑑定を申請することができる。

第46条 職業病診断鑑定委員会は、職業病の診断・鑑定における専門家で構成される。

省、自治区、直轄市の人民政府衛生行政部門は、この方面における専門家(人材)バンクを設立し、職業病に関わる争議で診断・鑑定が必要になった時、当事者又は当事者から委任を受けた衛生行政部門は、専門家(人材)バンクの中から無作為に抽出する方式により、診断鑑定委員会に参加する専門家を決める。

職業病診断鑑定委員会は、国务院の衛生行政部門が頒布した職業病診断標準と職業病診断、鑑定方法に基づき、職業病の診断・鑑定を行い、当事者に職業病診断鑑定書を発行する。職業病の診断・鑑定費用については、使用者が負担する。

第47条 職業病診断鑑定委員会の委員は、職業上の道徳を遵守し、客観的に公正に診断及び鑑定しなければならない。またそれ相応の責任を持たなければならない。職業病診断鑑定委員会の委員は、当事者と内密に接触してはならず、当事者からお金や物又はその他利益を受けてはならず、当事者と利害関係にならないようにすべきである。

人民裁判所は、職業病の鑑定を必要とする訴訟事件を受理した時、省、自治区、直轄市の人民政府衛生行政部門が法により設立した専門家(人材)バンクの中から、鑑定に参加させる専門家を選ばなければならない。

第48条 職業病の診断、鑑定のため、使用者から労働衛生と健康管理などに関わる資料の提供を受ける必要がある場合、使用者は、事実通りの資料を提供しなければならず、労働者と関係機関も職業病の診断、鑑定に関わる資料を提供しなければならない。

第49条 医療衛生機関は、職業病が疑われる患者を見つけた時、その労働者本人と使用者に告知しなければならない。

使用者は、直ちに職業病が疑われる患者に診断を受けさせなければならない；使用者は、職業病が疑われる患者の診断又は観察期間中に、締結している労働契約を解除又は終了してはならない。

職業病が疑われる患者の診断、観察の期間中の費用については、使用者が負担する。

第50条 職業病の患者は、国の定める職業病待遇を受ける。

使用者は、国の関係規定に従い、職業病患者の治療、リハビリと定期的検査を手配しなければならない。

使用者は、現在の作業に従事し続けるのが適さない職業病の患者を、他の職場に配置転換するなどして適切に扱わなければならない。

使用者は、職業病の危害に触れる作業に従事している労働者に、それ相応の職場手当を支給しなければならない。

第51条 職業病患者の診療、リハビリ費用、身障者及び労働能力を喪失した職業病患者に対する社会保障については、国の労災保障関係の社会保険の規定に従う。

第52条 職業病患者は、法に照らして労災保障関係の社会保険の適用を受ける他、民事法の関係でも賠償を受ける権利があり、使用者に賠償要求をする権利がある。

第53条 労働者が職業病を患ったと診断され、使用者が法定の労災社会保険に加入していなかった場合、その医療と生活保障は、その労働者を最後に雇用した使用者の負担となる；その職業病の危害が以前の使用者の時に発生したという証明書を、最後の使用者が持っていれば、以前の使用者の負担となる。

第54条 職業病患者の勤務先が変わっても、その待遇は変わらない。

使用者は、分割、合併、解散、破産などの状態になった場合、職業病の危害に触れる作業に従事していた労働者に健康診断を受けさせなければならない；また職業病の患者は、国の規定により適切に扱われなければならない。

第5章 検査及び監督

第55条 県クラス以上の人民政府衛生行政部門は、職業病の予防及び治療に関する法律、法規、国家労働衛生標準と衛生要求に照らし、職責を分担して、職業病の予防及び治療の職務並びに職業病危害の測定と評価を検査・監督しなければならない。

第56条 衛生行政部門は、検査・監督の職務を行う時、下記の措置を講じる権利がある：

(1) 検査機関及び職業病の危害現場に立ち入り、事情を探り、調査して証拠を取る；

(2) 職業病の予防及び治療に関する法律、法規に違反した行為を示す関係資料と収集したサンプルを調べる又はコピーする；

(3) 職業病の予防及び治療に関する法律、法規に違反している使用者と各個人に、違反行為を止めるよう職権で命じる；

第57条 職業病の危害事故が発生した又は職業病の事故が発生する恐れのある危害の状態を証明する証拠がある時、衛生行政部門は、下記の臨時措置を講ずることができる：

(1) 職業病の危害を引き起こした作業を一時中止するよう、職権で命じる。

(2) 職業病の危害事故を引き起こした又は職業病の危害事故を引き起こす恐れがある材料と設備を密封して保存する。

(3) 事故現場の職業病危害を抑制するための手配。

衛生行政部門は、職業病の危害事故又は危害状態を有効に抑えた後、その抑制措置を直ちに解除しなければならない。

第58条 労働衛生の監督執行官は、法に照らして職務を行う時、監督執行状を呈示しなければならない。

労働衛生の監督執行官は、そのポストに忠誠を尽くし、公のために法を執行し、法執行の規範を厳格に遵守し、使用者の秘密に関わる場合その秘密を守らなければならない。

第59条 労働衛生の監督執行官が法に照らして職務を行う時、検査を受ける事業所は、検査に同意し且つ検査に協力しなければならない、検査を拒絶したり妨げたりしてはならない。

第60条 衛生行政部門及び労働衛生の監督執行官は、職務を行う時、下記の行為をしてはならない：

(1) 建設プロジェクトが法定要件に合致しないにもかかわらず、そのプロジェクトの関係証明書、資質証明書を発行する又はそのプロジェクトに許可を与える；

(2) 関係証明文書を既に入手しているにもかかわらず、検査・監督の職務を行わない；

(3) 使用者の職場に職業病の危害があり、職業病の危害事故が起こる恐れがあるにもかかわらず、法に照らしてその危害の抑制措置を直ちに講じない；

(4) その他本法に違反する行為。

第61条 労働衛生の監督執行官は、法に基づきその資格の認定を受けなければならない。

衛生行政部門は、その組織を整備及び強化し、労働衛生監督執行官の政治、実務上の資質を高め、本法とその他関係法律、法規の規定に照らして内部監督制度を作り上げ且つ整え、執行官が法律、法規を執行しまた規律を遵守しているかどうかを検査・監督しなければならない。

第6章 法律上の責任

第62条 建設業者が本法の定め違反し、下記の行為の一つに該当した場合、衛生行政部門は、職権で猶予期限を設けて改善を警告し、期限が過ぎても改善されない場合、10万元以上50万元以下の罰金を科する；事情が深刻な場合、職業病の危害が発生する作業を中止させる、又は国务院の定める権限により建設を中止、事業場を閉鎖するよう所轄の人民政府に要請する：

(1) 職業病危害の予備評価の定めに従わず或いは職業病危害の予備評価報告を未提出、又は職業病危害の予備評価報告が衛生行政部門の審査同意を得ていないにもかかわらず、無断で工事を始めた場合；

(2) 建設プロジェクトの職業病防護施設が規定に基づいていないにもかかわらず、工事の本体工程の着工と同時に、その施設の使用を開始した場合；

(3) 職業病の危害が深刻な建設プロジェクトにおいて、その職業病防護施設の設計が国の労働衛生標準と衛生要求に合致していないにもかかわらず、施工した場合；

(4) 職業病防護施設に対する職業病危害抑制の効果評価規定に従わず、衛生行政部門の検査を受けないで又はその検査が不合格であるにもかかわらず、無断で職業病防護施設の使用を開始した場合。

第63条 本法の定め違反し、下記行為の一つに該当した場合、衛生行政部門は、職権で猶予期限を設けて警告し、期限を過ぎても改善しない場合、2万元以下の罰金を科する：

(1) 職場における職業病の危害要因を調査したが、その評価結果を保存、上級に報告、公表しなかった場合；

(2) 本法第19条で定める職業病防止及び治療のための管理措置を講じていない場合；

(3) 公布された職業病の予防及び治療に関する規則制度、操作規程、職業病危害事故の応急救援措置の定めに従わなかった場合；

(4) 労働者全体に対する労働衛生の訓練規定に従わなかった又は労働者各個人に対する職業病防護の指導、その励行などの措置規定に従わなかった場合；

(5) 国内で初めて使用する又は初めて輸入する、職業病の危害と関係がある化学材料について、規定に基づき毒性鑑定資料及び関係部門の登記・登録又は輸入許可の文書を届け出なかった場合。

第64条 使用者が本法の定めに従って違反し、下記行為の一つに該当した時、衛生行政部門は、職権で猶予期限を設けて警告し、2万元以上5万元以下の罰金を併科することができる：

(1) 衛生行政部門に、規定に従い、速やかに、事実通りに職業病の危害が及ぶ項目を届け出なかった場合；

(2) 職業病の危害要因について、専任者による日常の監視測定を行わなかった、又はモニター系統が異常であった場合；

(3) 労働契約を締結又は変更した時、労働者に職業病危害の事実状況を知らせなかった場合；

(4) 定められている職業上の健康診断、職業上の健康管理・保護の人事記録作成を実施せず、又は健康診断の結果を労働者へ事実通りに知らせなかった場合。

第65条 使用者が本法の定めに従って違反して、下記行為の一つに該当した場合、衛生行政部門は、職権で期限を設けて警告し、期限が過ぎても改善されなかった場合、5万元以上20万元以下の罰金を科する； 事情が深刻な場合、職業病の危害を及ぼす作業を中止させる、又は国务院の定める権限により事業場を閉鎖するよう所轄の人民政府に要請する：

(1) 職場の職業病危害要因となる強度又は濃度が国の労働衛生標準を超えていた場合；

(2) 職業病の防護施設と各個人が使用する職業病の防護用品を提供せず、又は提供した職業病の防護施設と各個人が使用する職業病の防護用品が国の労働衛生標準と衛生要求に合致していなかった場合；

(3) 職業病の防護設備、応急救援施設と各個人の使用する職業病の防護用品が規定通りに保守、修理、検査されておらず、又は正常に利用、使用できない状態であった場合；

(4) 職場における職業病危害要因の調査、評価規定に従わなかった場合；

(5) 職場における職業病の危害要因を除去しても、国の労働衛生標準に未だ達しなかった時、職業病の危害要因がある作業を中止しなかった場合；

(6) 職業病の患者、職業病が疑われる患者に規定通り診療を受けさせなかった場合；

(7) 急性職業病の危害事故が発生した又は発生する恐れがある時、直ちに応急救援と危害事故抑制の措置を講じなかった又は規定通り速やかに報告しなかった場合；

(8) 深刻な職業病の危害を及ぼす職場の目立つ場所に警告標識(中国語説明を付す)を規定通り設置しなかった場合；

i9) 衛生行政部門の検査・監督を拒絶した場合。

第66条 職業病の危害を及ぼす恐れがある設備、材料を使用者に提供する時、中国語説明書又は警告標識及びその中国語説明を規則通りに提供しなかった場合、衛生行政部門は、

職権で期限を設けて改善を警告し、また5万元以上20万元以下の罰金を併科する。

第67条 使用者と医療衛生機関が職業病、職業病が疑われる疾病を報告する規定に従わなかった場合、衛生行政部門は、職権で猶予期限を設けて警告し、また1万元以下の罰金を併科することができる；不正に誤魔化した場合、2万元以上5万元以下の罰金を併科する；直接に責任のある主管者とその他直接責任者は、法に照らして降級又は免職の処分を受ける。

第68条 本法の定め違反し、下記の状況の一つに該当した場合、衛生行政部門は、職権で期限を設けて管理し、5万元以上30万元以下の罰金を併科する；事情が深刻な場合、職業病の危害を及ぼす作業を中止させ、又は國務院の定める権限で所轄の人民政府に事業場の閉鎖を要請する。

(1)その技術、工程、材料が職業病の危害を及ぼすこと知りながら、隠して採用した場合；

(2)その事業場における労働衛生について、本当の状況を隠した場合；

(3)急性の(職業上)傷病が発生する有毒且つ有害な職場、放射線職場又は放射線同位元素の輸送、その貯蔵が本法第23条の定め合致していなかった場合；

(4)職業病の危害が発生する恐れがあるとして、国が明文をもって禁止している設備又は材料を使用した場合；

(5)職業病の危害を及ぼす作業を職業病防護の準備ができていない職場や各個人に廻した、又は職業病防護の準備ができていない職場や各個人が職業病の危害を及ぼす作業を引き受けた場合；

(6)職業病の防護設備又は応急救援施設を無断で取り壊し、使用を停止させた場合；

(7)職業上の健康診断を受けていない労働者、職業上禁止されている労働者、未成年者又は妊娠中の女子、授乳期の嬰兒を持つ女子を職業病の危害に触れる作業又は禁止されている作業に従事させた場合；

(8)規則に違反して、職業病の防護措置が講じられていない作業を指揮及び労働者に強制した場合。

第69条 職業病の危害を及ぼす恐れがあるとして国家が明文で禁止している設備及び材料を製造、販売又は輸入した者は、法律、行政法規の規定によって処罰される。

第70条 使用者が本法の定め違反し、労働者とその生命と健康を甚だしく害した場合、衛生行政部門は、職業病の危害を及ぼした作業を職権で中止させ、又は國務院の定める権限で事業場を閉鎖するよう所轄の人民政府に要請し、また10万元以上30万元以下の罰金を併科する。

第71条 使用者が本法の定め違反し、重大な職業病の危害事故又はその他深刻な悪影響を及ぼした場合、犯罪として扱われ、直接に責任を持つ主管者とその他の直接責任者は、法に照らして刑事責任を追及される。

第72条 労働衛生技術サービスの資質認証を受けずに、無断で労働衛生技術サービスに従事した場合、又は医療衛生機関が承認を得ずに無断で職業上の健康診断、職業病の診断に従事した場合、衛生行政部門は、職権でその違法行為を直ちに止めさせ、違法な所得を没収する；違法所得が5000元以上の場合、違法所得の2倍以上10倍以下の罰金を併科する；違法所得がなく又は違法所得が5000元未満の場合、5000元以上5万元以下の罰金を併科する；事情が深刻な場合、直接に責任を持つ主管者とその他直接責任者は、法に照らして降級、免職又は懲戒免職の処分を受ける。

第73条 労働衛生技術サービスに従事する機関及び職業上の健康診断、職業病の診断を受け持つ医療機関が本法の定め違反し、下記の行為の一つに該当した場合、衛生行政部門は、職権でその違法な行為を直ちに止めるよう警告し、違法な所得を没収する；違法な所得が5000元以上の場合、違法所得の2倍以上5倍以下の罰金を併科する；違法所得がない又は違法所得が5000元未満の場合、5000元以上2万元以下の罰金を併科する；事情が深刻な場合、認証又は許可した機関は、その資格を取り消す；直接の責任を持つ主管者とその他の直接責任者は、法に照らして降級、免職又は懲戒免職の処分を受ける；犯罪として扱われる場合、法に照らして刑事責任を追及される：

(1) 認証された資質又は許可された範囲を超えて、労働衛生の技術サービス又は職業上の健康診断、職業病の診断に従事した場合；

(2) 本法の定めに従わずに法定上の職務を行った場合；

(3) 虚偽の証明書類を発行した場合。

第74条 職業病診断鑑定委員会の委員が職業病診断における争議の当事者からお金や物又はその他利益を受けた場合、受け取ったお金や物を没収し、3000元以上5万元以下の罰金を併科し、その担当する職業病診察鑑定委員会委員の資格を取り消し、また省、自治区、直轄市人民政府が設立した専門家バンクの名簿から除名する。

第75条 衛生行政部門が職業病と職業病危害事故を規定通りに報告しなかった場合、1級上の行政部門は、職権で警告し、是正を命令、批判書を通達する；偽りや誤魔化しの報告をした場合、その機関の責任者、直接に責任を持つ主管者とその他の直接責任者は、法に照らして降級、免職又は懲戒免職の行政処分を受ける。

第76条 衛生行政部門及び労働衛生の監督執行官が本法第60条で列挙している中の一つに該当して、職業病の危害事故を引き起こし犯罪となった場合、法に照らして刑事責任を追及する；犯罪とならなかった場合、その機関の責任者、直接に責任を持つ主管者とその他の直接責任者は、法に照らして降級、免職又は懲戒免職の行政処分を受ける。

第7章 付則

第77条 本法中の下記用語の定義：

職業病の危害とは、職業活動に従事する労働者に職業病を招く恐れがある各種の危害を指す。職業病の危害要因としては：職業活動の場に存在する各種の有害な化学的、物理的、生物的要因及び作業中に発生する職業上有害な其他要因が含まれる。

職業上の禁止とは、労働者が特定の職業に従事する又は特定の職業病危害要因に触れた時、普通の職業の人に比べて職業病の危害に遭いやすくまた職業病になりやすい或いは元来の疾病病状が悪化する恐れのある状態、又は作業中に他の人の生命の健康を損なう恐れがある疾病を持つ人の特殊な生理的或いは病理的状态を指す。

第78条 本法第2条で定める使用者以外の者が職業病の危害を発生させた場合、その職業病の防止及び治療の活動については、本法に照らして行うことができる。

中国人民解放軍については、本法の規則を参考にして、国務院、中央軍事委員会が定める。

第79条 本法は、2002年5月1日より施行される。

6. 国家職業病予防治療計画（2009-2015 年）

国弁発〔2009〕43号

各省、自治区、直轄市の人民政府、國務院の各省庁、各直屬機構：

「国家職業病予防治療計画（2009-2015 年）」（以下は「計画」と称す）は、既に國務院に可決され、現に各關係部門へ配布し、真剣に計画の徹底を図る必要がある。

國務院總務庁

二〇〇九年五月二十四日

国家職業病予防治療計画（2009-2015 年）

中国共産党の第 17 回人民代表大会と「中央國務院の医薬衛生体制改革の深化に関する指導原則」（中発〔2009〕6号）の主旨を徹底し、更に職業病の予防治療業務を強化し、労働者の健康を保護する為に、「職業病予防治療法」に基づき、本計画を制定するものとする。

一、 職業病の予防治療の現状と問題点

職業病の予防治療は、労働者の体の健康・命の安全や経済発展、社会安定の大局に係っている。共産党中央委員会・國務院は、歴史的に職業病の予防治療業務を大いに重視している。共産党の第 17 回人民代表大会で「人間本位」の科学的な発展観の徹底が提出され、「予防中心」の堅持や重大疾病の予防・制御体制の整備が求められている。「中央國務院の医薬衛生体制改革の深化に関する指導原則」の中で、著しく国民の健康を脅かす職業病等などの疾病へのサーベイランス・予防・制御の強化が必要だと明確に示されている。「職業病予防治療法」が実施して以来、各地域、各関連部門は、業務の展開に力を入れ、職業病危害源への管理と重点職業病の専門項目の管理を行い、雇用側の職業健康管理と労働者側への管理を規範化させ、厳しく労働者の体の健康と命の安全に危害を与える違法行為を調査・処理し、全社会の職業病の予防治療意識が徐々に強まり、大・中型企業の労働衛生条件が大分改善され、職業病多発の勢いがある程度抑えられるようになった。しかし、当面職業病の予防治療の形勢が依然と厳しく、その突出の問題として、以下のことが挙げられる。一、職業病患者の数が多く、改革開放 30 年来、我が国では、延べ 50 万あまりの職業病症例が報告されており、近年新規症例数が上昇の傾向を呈している。職業病は、発病が遅く、発見し難い特徴があるために、専門家の推定によると、我が国では、毎年実際発生する症例数が報告数より多いとされている。二、塵肺症・職業中毒等の職業病の発病率

が高く、一向下がらない。塵肺症は、我が国の最も主要な職業病の一つで、職業病総患者数の80%を占めており、近年1年あたりの新規症例数が1万例あまり報告されている。三、職業病危害の範囲が広い。石炭・冶金・化工・建材・車製造・医薬等の業界で異なる程度の職業病危害が存在している。多くの中小企業の職場の労働条件が悪く、労働者への必要な職業病保護措置が不足している。四、労働者への健康上の侵害が深刻だ。塵肺症等の慢性職業病が一旦発病すると、なかなか治癒できず、しかも「致障率（障害が残る）が高く、著しく労働者の体の健康に影響を与えており、命の安全を脅かす場合もある。五、集団的な職業病事件が時々発生する。近年河北省高碑店市での農民工ベンゼン中毒事件、福建省仙遊県・安徽省鳳陽県の農民工ケイ肺症事件が相次いで発生し、1回で数十人ないし百人以上の患者が発病してしまい、既に社会の安定に影響を与える公衆衛生問題となった。

上述の事件の発生原因として、以下の三点が挙げられる。一、雇用側は、自分の責任を果たしていない。一部の雇用側が本当の意味の「人間本位」の考えがなく、職業病危害への認識や労働者の健康への重視度が不足し、予防治療の主体责任を果たさず、効果的な総合的な管理措置を取らず、違法行為が数多く存在していた。二、政府の監督管理にも弱い部分が存在していた。一部の地域は、経済発展と労働者の健康保護との関係を適切に取り扱うことができず、職業病の予防治療を地域の経済発展計画の中に組み入れず、監督管理機構が不健全で末端の監督管理力が弱く、部門間の業務連携が不十分で「合力（全体としての力）」を形成しなかった。更に一部の地域と部門の監督管理措置が不十分で、厳しく法に基づく行政が行われておらず、違法行為への処置が不適切だった。三、予防治療業務の基盤が比較的弱い。多くの工業企業、特に中小企業の生産工芸が立ち遅れ、施設・設備が老朽化し、職業病の予防治療管理レベルが低く、投入も不十分だった。なお職業病予防治療に関する法律・法規と技術基準が整っておらず、情報ネットワークが不健全で、職業病の予防・制御技術の早急な向上が必要とされ、宣伝教育研修の度合が不足し、緊急救援能力の強化が待望される。

我が国は、長い間社会主義の初期段階に位置し、工業生産装備レベルが低く、工芸技術の時代遅れの状況が長期的に存在しており、石炭・冶金・化工等、職業病危害の著しい業界の作業環境の改善には、一つのプロセスが必要とされる。都市化・工業化の過程で数多くの農民が都市部で働くようになり、彼らは、非常に流動性が激しく、健康保護の意識が弱く、職業病への保護技能が不足し、更に職業病予防治療の監督管理の難しさを増している。経済と科学技術の発展に従って、新しい技術・工芸・材料が幅広く実用化され、新しい職業危害リスク及び職業病が絶えずに現れ、予防治療業務が新しい挑戦に直面している。

二、指導的思想、基本的原則と計画目標

(一) 指導的思想。

鄧小平理論と「三つの代表」の重要な思想を指針とし、徹底的に科学的な発展観を敢行し、労働者健康の保護を根本的な目的とする。雇用側の責任を徹底し、政府の指導力や行政の監督管理力を強化し、科学技術の進歩に依存し、国情に着眼し、重点を突出させ、全面的に職業病の予防治療業務を推し進め、経済の持続的、健康的な発展を維持する。

(二) 基本的原則。

1. 予防を中心に予防と治療を結合させる。「表面と根本を兼ねて治療するが、重点は根本の治療にある」を堅持し、職業病危害の源を制御し、工程技術、個人防護と健康管理等の総合的な管理措置を講じ、職業病危害を予防・制御する。
2. 計画を統括し、段階ごとに実施する。将来を見据えて、不断に制度と監督管理体系を整備し、現状にも目を向け、現在の予防治療業務の中の突出問題の解決に着眼する。
3. 宣伝動員を行い、社会が参加する。幅広く職業病予防治療のための宣伝教育を行い、雇用側の法律意識と社会責任感を強め、労働者の自己保護意識を高め、社会の監督作用を十分に発揮する。

(三) 計画目標。

政府の統一的指導、部門間の連携、雇用側の責任請負、業界の規範化された管理、スタッフ・一般大衆の監督という「職業病の予防治療業務体制」が作られ、顕著に総合的な予防治療能力を高め、雇用側と労働者の予防治療意識を強め、職場の作業環境を改善し、基本的に職業病の多発する勢いを抑え、労働者の健康権益を保障する。2015年までに、新規塵肺症患者の年平均増加率は、現在の8.5%から5%以内へダウンし、基本的に重大急性職業病危害事故の発生を押しさえこみ、硫化水素・一酸化炭素・塩素ガス等の主要な急性職業中毒事故が2008年より20%ダウンし、主要な慢性職業中毒が効果的に抑え込まれ、基本的に急性職業性放射性疾病をなくす。

2015年まで、それぞれに職業病危害のある雇用側の担当者、労働者の労働衛生に関する研修率は、90%以上、雇用側の職業病危害項目の報告率は、80%以上、職場の職業病危害への周知率と警告マークの設置率は、90%以上、職場の職業病危害因子へのサーベイランス率は、70%以上、粉塵・毒物・放射性物質等の主要危害因子へのサーベイランス合格率は、80%以上に達する。職業病危害を産生しうる建設プロジェクトの予備評価率は、60%以上、制御効果評価率は、65%以上；職業病危害性作業に携わる労働者の健康診断率は、60%以上、放射線業務に接するスタッフの個人被曝量のサーベイランス率は、85%以上に達する。

2015年まで、職業病予防治療監督カバー率は、2008年より20%以上アップし、深刻な職業病危害事例の調査・処理率は、100%に達する。監督管理ネットワークが不断に健全化し、監督管理能力が不断に高まり、中小企業への監督管理が一層強化できるようになる。

現有する資源に依存して、職責任務に適応する、適切な規模の職業病予防治療ネットワークを設立・整備し、基本的な労働衛生サービスは、次第にコミュニティー・郷鎮をカバーする。化学中毒と核放射医療医療救助の能力建設と管理が強化され、職業病予防治療、緊急救援能力が不断に高まっていく。

2015年まで、労使関係継続中の労働者の公傷保険カバー率は、90%以上に達し、職業病患者が即時に救助・治療でき、各權益が効果的に保障できる。

三、主要任務

(一) 職業病予防治療責任の履行。

1. 予防治療責任請負制を設立・整備する。職業病危害のある雇用側は、関連法律規定に基づき、労働衛生管理機構を設置・指定し、或いは専任・兼任の専門スタッフを配置し、職業健康監督管理スタッフを設置し、職業病予防治療計画と実施案を制定し、労働衛生管理制度を設立・整備し、確実に実施可能な管理措置を講じる。
2. 真剣に予防・制御措置を徹底する。雇用側は、法律に基づき、事実通りに職業病危害項目を届けて、優先的に職業病の予防治療や労働者の健康の保護に有利な新しい技術・工芸・材料を採用し、次第に重い危害のある技術・工芸・材料を入れ替える。作業場の職業病危害因子へのサーベイランス・評価・制御を強化し、労働者の為に労働衛生基準・要求を満たす作業場・環境・条件を提供する。職業病危害を産生した雇用側は、目立つ場所で広報欄を設置し、関連する規則制度・操作規程・事故緊急救援措置と勤務場所の職業病危害因子への検査結果を公布する；深刻な危害を産生した作業位置に警告マークと警告説明を設置する。有毒物を用いて、作業を行う雇用側は、労働衛生安全許可書の取得を必要とし、緊急救援隊員と必要な救援機材、設備を配置し、緊急救援予備案を制定する。いかなる部門と個人も危害を産生しうる作業を防護条件のない部門と個人に譲渡してはならない。
3. 職業健康管理と患者の救助・治療を強化する。雇用側は、労働者に対して、在職前の労働衛生研修と在職中の定期的な研修を行い、労働衛生知識を普及する。職業病危害に接する作業に携わる労働者に対して、法律に基づき、在職前、在職中、職場変動時の職業健康診断を行い、検査結果をそのまま本人に通知する。労働者の為の職業健康モニターリングファイルを作る。急性職業病危害に見舞われた、また見舞われる可能性のある労働者対

して、即時に救助治療をアテントし、健康検査と医学観察を行う。タイムリーに疑いのある職業病患者の診断を手配し、職業病患者の治療・リハビリ・定期的な検査と適切な処置を徹底させ、職業病患者の権益を確保する。

4. 雇用側の雇用行為を規範する。雇用側は、労働者と雇用契約を結ぶ時、職業病危害の周知義務を履行し、法律に則って公傷保険に参加させ、有害作業手当や女性スタッフや未成年労働者への特殊保護政策の徹底を図る。ハイリスク業界では、労働衛生専門項目の団体契約制度を用いる。

(二) 重点職業病への予防治療を強化する。

1. 塵肺症の予防治療。炭鉱労働者の塵肺症、ケイ肺、アスベスト肺の予防治療を重点とし、粉塵危害の総合的な管理工程を実施し、塵肺症の予防治療技術と発病規律の調査研究を行う。生産機械レベルを高め、清潔な生産技術の研究開発と普及を推し進める。徐々に国家の産業政策に適しない工芸、設備と材料を淘汰し、粉塵危害が深刻で予防治療条件を備えない小規模な炭鉱・セメント工場・金属冶金工場・セラミック工場等を閉鎖する。

2. 重大な職業中毒の予防治療。硫化水素・一酸化炭素・塩素ガス・窒素・ベンゼン・重金属等、重大な職業中毒の恐れのある防止管理工程を実施し、「中毒隠患排查」を行い、生産施設・設備・場所を管理する。有毒化学品の生産・販売・使用業界・企業の技術改造を早める。職業中毒の発病規律、健康損害メカニズム、危害因子の測定、職業健康モニターリング及び防護技術の研究を行い、重大な職業中毒の予防治療ガイドブックを制定する。

3. 職業性放射性疾病の予防治療。放射性職業病危害の管理工程を実施し、危害制御のモデル作業を行い、放射性職業病の発病メカニズム及びキーとなる予防治療技術と措置を研究し、放射線に起因する炭鉱労働者の肺がん等の疾病の発病率を減らす。核技術の応用業界の職業病危害評価と放射衛生監督管理を強化し、安全防護措置を講じ、作業場の放射性危害を軽減する。放射線に接するスタッフの個人の被曝量のサーベイランスと健康モニターリング管理制度を講じる。

(三) 職業病の予防治療能力建設の強化。

1. 重点職業病へのサーベイランスと予備警報を強化する。炭鉱労働者の塵肺症・ケイ肺・アスベスト肺・鉛中毒・ベンゼン中毒・カドミウム中毒・マンガン中毒・水銀中毒・職業性腫瘍と放射性職業病危害等に対するサーベイランスを行い、タイムリーに職業病のハイリスクグループ・ハイリスク業界・ハイリスク企業の発病特徴と進行傾向を把握し、重大職業病危険源の分布状況を研究し、職業健康リスク評価と予備警報を行う。

2. 予防治療技術のバックアップ体系を健全化する。現有する資源を十分に生かし、専門の人材チームの建設を強化し、徐々に都市部・農村部をカバーする職業病危害因子の測定と評価、職業健康検査、職業病診断治療等の職業病予防治療ネットワークを整備していく。化学中毒と核放射医療救助治療能力の建設と管理を強化し、重大職業病危害事故の緊急処理能力を高める。関連専門人材の養成、重点的に基本的な労働衛生サービスに適する末端専門人材を養成する。

3. 情報化建設の推進。全国の職業病予防治療情報採集基準と相応する情報の採集・伝達・管理規範を制定し、既存の情報伝達ネットワーク、或いは国家電子政務ネットワークに依存して、速やかに関連する動態情報を収集・分析し、徐々に職業病の予防治療情報の相互受（発）信、データ共有と規範化管理を実現していく。

4. 監督管理体系の建設の強化。職業病の予防治療監督管理チームの建設を強化し、スタッフを増やし、研修を強化し、必要な設備を配置し、必要な業務条件を作り、不断に監督管理能力とレベルを高める。

（四）科学研究及び成果の実用化の展開。

職業病の予防治療技術の研究と普及・実用化を励行・支持し、重点職業病予防治療の科学技術の難関の突破を行う。塵肺症・職業中毒・職業性腫瘍の予防制御のキーとなる技術を突破口として、防塵・防毒・防放射・防ノイズ・防震等の防護技術を重点として、粉塵・放射性物質・毒物・物理因子等、職業病危害因子の測定、防護と緊急救援技術の研究・開発・実用化を強化する。

（五）研修と宣伝教育の強化。

職業病予防治療の宣伝教育企画と計画を制定し、職業病予防治療の宣伝教育体系とネットワークを健全化し、末端幹部の職業病予防治療知識に関する研修を強化する。職業病危害のある雇用側の主要責任者、管理者と労働者への研修を強化する。積極的に作業場の健康教育を推し進める。職業病予防治療の関連する法律・法規を全国民向けの法律普及教育の中に組み入れ、健康教育と職業教育の重要内容とする。マスコミの媒体作用を十分に生かし、様々な形式の掘り下げた職業病予防治療の宣伝教育活動を展開し、全社会で労働者の健康に関心を寄せ、職業病予防治療を重視する良好な雰囲気を形成する。世論監督と公衆監督の作用を発揮し、群衆による職業病予防治療の違法行為の摘発を励ます。

（六）公傷保険制度の整備。

公傷保険のカバー範囲を広げ、保険加入のスタッフの合法的權益を保障する。公傷保険政策を整備し、公傷保険費率の調整メカニズムを健全化し、徐々に保険待遇と基準を高めていく。一層公傷予防の職業病制御業務における積極的な作用を模索し、積極的に職業病に罹患しているスタッフのリハビリ業務を行い、徐々に我が国の国情に適する職業病予防、補償とリハビリ制度を整備していく。

四、保障措置

(一) 予防治療業務への指導を強化する。

地方の各級政府は、職業病の予防治療業務をより突出な位置に置き、職業病予防治療の重要な指標、主要な任務を経済社会発展計画の中に組み入れる。本地区の職業病予防治療計画を制定し、段階ごとに目標を分解し、具体的な措置を明確にし、責任追及制を設立・整備する。政府部門・雇用側・労働者の三者の代表者からなる職業病の予防治療業務体制の構築を模索する。

(二) 監督管理の度合を強化する。

国務院職業病予防治療監督管理部門は、責務分担に基づき、法に則って、真剣に労働衛生監督管理責務を履行する。各地域は、本地区の職業病危害の特徴に焦点を当て、重点業界、重点企业、重点グループの監督検査の度合を強化する。職業病予防治療法を違反し、労働者の健康及び関連權益を損害する違法行為を厳しく調査・処理する。業務責務を履行せず、或いは真剣に履行しない場合は、法律に則って、関連担当者と責任者の責任を追及する。失職・汚職によって、重大な職業病危害事件の発生を引き起こし、或いは重大な人的死傷と経済的な損失を招き、社会に悪質な影響を及んだ場合は、法律に則って、主要責任者の責任を追及する。各地域、各関連部門は、情報の交流を強化し、お互いに連携を取り、監督管理の「合力（全体としての力）」を形成する。

(三) 法律法規と基準の整備。

更に「職業病予防治療法」に関連する法規・規則を整備する。職業病危害リスク評価とリスク管理、職場の職業病危害因子の測定と評価、危害防護施設と個人防護用品の性能評価、職業健康モニターリングと職業病診断等の技術基準と規範を制定・修正し、ハイリスク業界、中小企業の職業病予防治療基準、ガイドブックと規範を研究・制定し、職業病予防治療技術基準体系を整備する。

(四) 経費投入を増やす。

様々な経路の職業病予防治療の資金調達体制を立て、社会の力の職業病予防治療の参入を励行・誘導する。関連規定に基づき、雇用側は、職業病危害、職場の衛生検査、健康へのモニターリングと労働衛生訓練等に用いられる実際の費用を生産コストの中に組み入れる。各級政府は、関連規定に基づき、職業病予防治療の補助政策を徹底し、必須な業務経費を保証すること。政府の職業病の予防治療業務への投入は、現地経済社会发展レベルに適することが必要で、また経済発展に伴って、次第に増やすこと。

(五) 積極的な国際協力の展開。

真剣に労働衛生に関する国際条約を履行する。更にその他の国、国際組織と海外の民間団体との交流・合作を強化し、我が国の職業病予防治療政策と成果を大いに宣伝し、海外の先進的な経験と成果を学習・参考する。 国務院の関連部門は、適時に「計画」の実施の監督検査と評価業務を行う必要がある。

7. モデル地区候補（安監総局及び衛生部それぞれの要望地域）

【国家安全生产监督管理局】

「中日協力中国職業衛生科学技術能力強化計画プロジェクト」モデル地域の基本状況

1、重慶市

1.1 工業の特徴

重慶は中国の四つの直轄市の一つ、中国五つの中核都市の一つ、中国の西部地域最大の総合都市であり、また中国の重要な現代製造業の中心地でもある。重慶は自動車、オートバイを主とする機械工業、天然ガス化工及び医薬化工を重点とする化学工業が主要産業であり、さらに冶金、メカトロニクス、電子情報、器械計器、食品加工、建築材料、日用ガラス・陶磁器などの有力産業も次第に確立されている。

1.2 工業データ

2004年の国务院第一次経済センサスによると、2004年年末時点で、重慶市の工業企業法人は21,475社で、従業員は149万3,000人、工業个体経営戸は79,282戸で、従業員は47万1,000人である。工業企業法人のうち、採鉱業は2,680社、製造業は17,721社、電力・ガス及び水の製造・供給業企業は1,074社で、それぞれ12.5%、82.5%及び5%を占めている。工業企業法人の従業員数のうち、採鉱業は14.3%、製造業は81%、電力・ガス及び水の製造・供給業は4.7%を占めている。工業業種分類において、交通運輸設備製造業、非金属鉱物製品業及び石炭採掘・選炭業の従業員数は上位3位を占めており、それぞれ22.2%、10.9%及び10.8%を占めている。

1.3 職業性危害の状況

1997年から2002年まで、重慶市では職業性の急性中毒事故が21件発生した。そのうち、特重大事故は6件、重大事故は10件であり、合わせて263人が中毒し、うち90人が死亡した。死亡者数は中毒者数の34.22%を占めている。石炭業の中毒及び死亡者数は最も多く、それぞれ38.78%と76.67%である。中毒の原因は主に一酸化炭素と硫化水素で、それぞれ33.33%と23.81%である。2001年から2005年までのデータによると、急性職業性中毒の原因となる化学物質の前三位はそれぞれ硫化水素、一酸化炭素及びエチオールである。

2、遼寧省大連市

2.1 工業の特徴

大連市は現在、石油化学、電子、機械、繊維・アパレル、冶金建材、食品医薬などを主とする工業体系を形成している。中国の国家産業計画に基づき、大連市はハイテク及び新興産業を先導とし、大規模な石油化学工業、電子情報産業及びソフトウェア、先端装備製造並びに船舶製造四大拠点のもとで、新素材、アパレル、家具、飲料及び農産物の高度加工などの有力産業を急速に発展させる新しい工業体系の構築に取り組んでいる。大連の多くの工業企業は中国同産業の中核企業である。大連造船重工有限責任公司（旧大連造船工場）は中国最大の造船業総合企業である。大連新船重工有限責任公司（旧大連造船新工場）は中国最大の近代的な船舶アセンブリ工場である。また、大連は中国最大の船舶輸出拠点でもある。大連機関車車両有限公司は大型内燃機の製造企業である。大連重工クレーン有限責任公司の前身の一つである大連クレーン工場は中国において最も歴史が長く、規模が大きいクレーン製造企業である。

2.2 工業データ

2004年国务院第一次経済センサスによると、2004年年末時点で、大連市の工業企業法人は13,620社、従業員は80万5,000人である。工業个体経営戸は23,337戸で、従業員は

8万3,000人である。工業企業法人のうち、採鉱業は230社、製造業は13,247社、電力・ガス及び水の製造・供給業は143社である。工業企業法人の従業員数のうち、採鉱業は1.24%、製造業は96.48%、電力・ガス及び水の製造・供給業は2.28%を占めている。工業業種分類において、汎用設備製造業、金属製品業、繊維・アパレル・履物・帽子製造業、農産物・副産物加工業、非金属鉱物製品業、化学原料及び化学製品製造業の法人企業数は上位を占めている。

2.3 職業性危害の状況

大連市で報告された職業病のうち、じん肺は最も多く、職業性危害因子の分布が広く、暴露人数が多く、じん肺及び職業性中毒の情勢が依然として楽観視できない。大連市では、職業性危害に関連する業種は主に造船（又は船舶修理）、石油、化工、機械、冶金、建材、電子、履物製造、家具製造などである。職業性危害の因子は主に粉じん、有毒物質、騒音、高温及び電離放射線などである。

3、遼寧省本溪市

3.1 工業の特徴

遼寧省本溪市は現在、中国の環渤海経済発展区における旧工業基地の代表的なまちであり、中国の著名な鉄鋼及び鉱山都市でもある。現在、本溪市の一定規模以上の工業企業はすでに405社に達し、うち、鉄鋼の深度加工、現代漢方医薬、化工、建材などの接続産業及び有力産業に関連する企業は70%を超えている。

3.2 工業データ

2004年国務院第一回経済センサスのデータによると、2004年年末時点で、本溪市の工業企業法人は2,040社、従業員は19万8,000人である。工業个体経営戸は4,797戸、従業員は2万700人である。工業企業法人の従業員数のうち、採鉱業は11.95%、製造業は84.4%、電力・ガス及び水の製造・供給業は3.61%を占めている。工業業種分類において、汎用設備製造業、非金属鉱物製品業、石炭採掘及び選炭業、黑色金属精錬及び圧延加工業、化学原料及び化学製品製造業、黑色金属鉱山採掘・選鉱業の法人企業数は上位を占めている。

3.3 職業性危害の状況

1996年から2000年までの遼寧省職業病の発症状況データからみると、本溪市の職業病の罹患率は遼寧省で第二位（18.06%）である。じん肺は主な疾患で、遼寧省における職業病の多発地域である。現在、じん肺患者数は省全体の1位（17.69%）である。

4、浙江省寧波市

4.1 工業の特徴

寧波市は長江デルタ南端の重要な経済都市及び重化学工業拠点で、中国華東地区の重要な工業都市であり、浙江省経済の中心でもある。

4.2 工業データ

2004年国務院第一回経済センサスのデータによると、2004年年末時点で、寧波市の工業企業法人は37,994社、従業員は186万人である。工業个体経営戸は6万6,700戸、従業員は39万7,700人である。工業企業法人のうち、採鉱業は289社、製造業は37,465社、電力・ガス及び水の製造・供給業は240社であり、それぞれ0.8%、98.6%及び0.6%を占めている。工業企業法人の従業員数のうち、採鉱業は0.3%、製造業は98.8%、電力・ガス及び水の製造・供給業は0.9%である。工業業種分類において、汎用設備製造、紡織、電気機械及び器材製造、プラスチック製品製造、繊維・アパレル・履物・帽子製造業

の法人企業数及び従業員数は上位を占めている。

4.3 職業性危害の状況

2001年から2005年の職業危害データによると、寧波市の主な職業病の危害因子はい草ダスト、石綿ダスト、鑄造ダスト、鉛、ベンゼン、エステル類、ガソリン、騒音及び高温である。ここ5年間、市全体で職業病と診断された事例は552人である。そのうち、じん肺は526人で、95.29%を占めている。2001年から2005年まで市の職業病の発症率は10.72~25.91人/万人である。うち、慢性の職業性中毒の罹患率は0~2.29人/万人、じん肺の発症率は5.89~25.76人/万人である。

【衛生部】

深圳市における職業性疾病対策状況の説明（推薦一類地区）

一、基本状況

深圳市は広東省に属し、東莞市、惠州市及び香港に隣接している。6つの市管轄下の行政区が設けられており、そのうち、深圳経済特区内には4つの区、即ち福田区、羅湖区、南山区、塩田区、特区外には2つの区、即ち宝安区、龍崗区がある。更に下には51の街道、622の社区（コミュニティ）がある。土地の総面積は1,952.84平方キロ、うち、深圳経済特区の土地面積が327.5平方キロである。2007年末の市人口は861.55万人、うち戸籍所有者が212.38万人、戸籍のない人口（同市以外の場所に戸籍がある）が649.17万人、人口密度は1平方キロ当たり4,412人である。

二、企業及び職種

市には現在、2.45万社の企業があり、従業員数が409.46万人である。労働者の大多数はその他の地方から来た者（出稼ぎ農民がメイン）で、年齢が若く、流動性が高く、教育レベルが低く、職種が多く、重大な職業性疾病の危害因子に曝露されやすい特徴がある。そのうち、職業性疾病の危害因子のある企業は10,110社、企業総数の41.27%を占める。職業性疾病の危害因子になる作業に従事する労働者数は33.11万人、労働者総数の8.09%である。

そのうち、宝安区は深圳の重要な工業地域であり、2008年末現在、全区の工業企業数は10,982社で、深圳市全体の44.8%を占めた。うち、有毒性・有害性因子のある工場は4,093社、全工場の37.2%であった。区全体において13.9万人の労働者は直接に有毒性・有害性のある作業に従事しており、区の全従業員数の6.1%、深圳市全体における有毒性・有害性のある作業に従事する労働者数の40.5%を占めた。

三、職業性疾病の危害状況

主な職業性疾病の危害因子は3つある。

- 1、有機溶剤（例えば、ベンゼン及びその同族体、ヘキサン、トリクロロエチレン、トリクロロメタン及びジクロロエタン等）及び金属性毒物（鉛、カドミウム等）。
- 2、粉じん（二酸化けい素を含む粉じん、セメント粉じん、金属の粉、アスベスト粉じん、木材粉じん等）。
- 3、物理的因子（例えば騒音、高周波、マイクロ波等）

これらの危害因子は電子、金物、機械、印刷、ゴム、履物製造、プラスチック玩具、宝石加工等の業種に幅広く存在する。

職業性疾病の発病例は主に機械・金物及び電子業界に集中し、その次はバッテリー、プラスチック玩具業界である。死亡例は主に電子及び機械・金物企業に集中し、急性中毒が主である。職業性疾病の発病例はトリクロロエチレンとヘキサンに起因するものがメインで、その次はじん肺と鉛によるものである。有機溶剤の危害状況は特に顕著である。そのほか、長時間の緊張状態、無理な姿勢、視覚疲労による健康への影響、新素材・新プロセスが引き起こした職業衛生問題、心理衛生及び電離放射線の潜在的な影響等の問題は既に深圳市の職業性疾病防止業務にとって無視してはならない新たな職業性疾病の危害となっている。

四、職業性疾病防止システム

深圳市の職業性疾病防止は市の職業病防止院、各区の疾病予防・コントロールセンター及び各街道の予防保健所が共同で担当しており、市・区・街道という3級の職業性疾病防止ネットワークが形成されている。宝安区はWHOの基礎的産業保健サービス（BOHS）のモデル地区であり、その社区保健サービスセンターは全国のモデルと手本であり、すべての社区に保健サービスセンターが設けられている。

五、主な業務

- 1、職業性疾病防止機関の強化とキャパシティービルディング
- 2、基礎的産業保健サービスの実施
- 3、重点職業性疾病に対する専門対策の実施
- 4、職業性疾病防止の広報・啓発の実施
- 5、職業衛生技術規範の強化

六、実施予定のプロジェクト活動

- 1、職業衛生基準・技術ガイドラインを作成する。
職業衛生の基準体系を整え、事業場の職業接触上限値及びそれに相応した検査測定方法を補足・完備させ、相応した技術ガイドラインを作成する。
- 2、職業性疾病危害の検査測定方法、健康保護技術及び危害抑制対策を導入し、又は研究・開発する。
- 3、事業場の健康教育及び健康促進を実施し、企業の管理者・労働者及び職業衛生技術サービスと監督管理者の職業衛生研修を一層強化し、企業の管理者の職業性疾病に対する責務及び労働者自身のセルフケアの意識を全面的に高める。
- 4、事業場に主な職業性疾病の危害がある地域及び業種に対し、モデル介入事業を実施し、また介入の経験を押し広げる。

七、日本人専門家に提供してほしい技術支援

- 1、技術導入。日本及びその他先進国の職業衛生基準及び検査測定方法、職業性疾病の危害因子の検査測定方法等の提供。専門家による講義及び人員の研修。
- 2、国外研修。中国国内の専門技術者を選定して日本へ派遣し、日本の先進的な技術及び管理経験を学ぶ。
- 3、関連技術セミナー、研修及び会議を開催し、日本の関連政策・基準及び企業の健康教育・健康促進の職種別状況等を紹介し、関係活動の実施を指導する。

蘇州市における職業性疾病対策状況の説明（推薦二類地区）

一、基本状況

蘇州城は紀元前 514 年より築城しはじめ、およそ 2500 年の歴史がある。蘇州は長江デルタの中部、江蘇省の南部に位置し、総面積は 8,488 平方キロである。現在、滄浪、平江、金閶、吳中、相城、蘇州工業園区、蘇州新区等 7 つの区及び常熟、張家港、太倉、昆山、吳江等 5 つの県レベル市を管轄している。2009 年末の常駐人口は 912.65 万人、うち戸籍所有者は 633 万人、人口密度は 1 平方キロ当たり 1,075 人である。

二、企業及び職種

2009 年末まで、市全体の登録企業は 14 万社を超えている。企業の種類は主に労働集約型で、労働者の大多数はその他の地方からの出稼ぎ労働者である。2005 年、蘇州市衛生局は蘇州市にある工業企業の従業員の職業衛生状況について調査を実施した。22,175 社の企業に対して調査した結果、職業性疾病の危害のある工業企業は 13,728 社で 61.9%、重大な職業性疾病の危害のある企業は 2,537 社で 18.5%を占めた。職業有害因子に曝露された人数は全体で 321,779 人、うち、毒物に曝露された人数は 88,455 人、粉じん曝露された人数は 67,568 人、物理因子に曝露された人数は 157,852 人、その他の因子に曝露された人数は 7,904 人であった。

三、職業性疾病の危害の状況

工業企業の職業性疾病の主な危害因子は粉じん、毒物及び物理因子の三つである。粉じんには主に二酸化けい素を含む粉じん、金属の粉、溶接ヒューム、鑄造粉じん等がある。毒物には主にベンゼン又はその同族体、ベンゼンのニトロ基又はアミノ基化合物、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、ヘキサン、水銀、鉛及びその化合物等がある。物理因子には騒音、高温、振動、電離放射線等がある。職業性疾病の危害因子のある業種は非常に多く、主に電子、機械及び化学工業に集中している。

職業性疾病の発病例は主に電子、化学工業に集中し、その次は機械製造業で、産業中毒がメインである。産業中毒は有機溶剤が主であり、とりわけトリクロロエチレンとヘキサンによる中毒が多く、その次はじん肺と騒音性難聴である。そのほか、不合理な労働制度に起因する長時間労働、無理な姿勢、交代制作業が健康に及ぼした影響、新素材・新プロセスが引き起こした職業衛生問題、人間工学・心理衛生及び電離放射線の潜在的影響等の問題は蘇州市の職業性疾病防止業務において次第に顕著になった新たな職業性疾病の危害因子となってきた。

四、職業性疾病防止システム

蘇州市の職業性疾病防止は市の疾病予防・コントロールセンター、各市（区）の疾病予防・コントロール機関及び各郷・鎮の保健所が共同で担当しており、県・市（区）・郷（鎮）による三級の職業性疾病防止ネットワークが形成されている。職業性疾病救急治療システムは市の第五病院（市職業性疾病及び化学性中毒救急治療センター）・各市（区）の救急治療ステーション及び郷鎮救急治療所からなっている。

五、主な業務

- 1、職業性疾病防止機関の強化とキャパシティビルディング
- 2、職業衛生技術サービスの積極的な展開
- 3、重点職業性疾病に対する専門対策の実施
- 4、職業性疾病防止に関する広報・啓発の実施
- 5、職業性疾病防止の情報化整備の推進

六、実施予定のプロジェクト活動

- 1、基礎的産業保健サービスを押し進める。
- 2、強毒性物品の危害に関する調査を実施し、重大な職業性中毒リスクに関するデータベースを構築する。
- 3、重点箇所でのモニタリングを実施し、モニタリングと予報・警報を強化する。
- 4、化学中毒の応急救援システムをより一層整える。
- 5、職業性疾病防止に関する総合的な情報システムを構築する。
- 6、職業性疾病防止の人材育成を実施し、防止技術・能力を高める。
- 7、事業場の健康教育及び健康促進を実施し、企業の管理者・労働者及び職業衛生技術サービス・監督管理者の職業衛生研修を一層強化し、企業管理者の職業性疾病に対する責務及び労働者自身のセルフケアの意識を全面的に高める。

七、日本人専門家に提供してほしい技術支援

- 1、技術導入。日本及びその他先進国の職業衛生基準と検査測定方法、職業性疾病の危害因子の検査測定方法等の提供。専門家による講義及び人員の研修。
- 2、国外研修。中国国内の専門技術者を選定して日本へ派遣し、日本の先進的な技術及び管理経験を学ぶ。
- 3、関連技術セミナー、研修及び会議を開催し、日本の関連政策・基準及び企業の健康教育・健康促進の職種別状況等を紹介し、関係活動の実施を指導する。

以上

8. 要望された機材

「中日協力中国職業衛生科学技術能力強化計画」の換気・集塵装置評価指導センターの構築およびその機材需要の説明

一、換気・集塵装置評価指導センター構築の必要性

粉じん・有毒物質危害は中国の現在の最も重要な職業性危害の原因である。作業場所において効果的な換気・集塵の技術的対応を行うことが粉じん・有毒物質危害を抑制・掃するカギである。しかし、粉じん・有毒物質危害のある多くの作業場所は換気・集塵装置の設計上の不良もしくは適正なメンテナンスが行われていないため、作業現場の粉じん・有毒物質危害基準超過は深刻であり、それが現在中国で粉じん・有毒物質危害が深刻である重要な原因の一つである。

中国安全生産科学研究院は国家安全生産監督管理総局直属の科学研究機関であり、総局の職業性危害予防管理分野の最も重要な技術サポート機関の一つである。中国安全生産科学研究院の総局への技術サポート能力をいっそう発揮し、全国範囲で粉じん・有毒物質作業場所の換気・集塵事業を指導するため、換気・集塵装置のシミュレーション実験室を構築し、中国安全生産科学研究院の作業場所換気・集塵措置の面での研究・設計および評価技術能力を強化することが緊急に必要とされている。その目的は、政府が作業現場換気・集塵措置に関する政策と法規を制定、改善するための技術支援を提供し、企業が換気・集塵装置を設計、設置、改善するための技術指導を提供し、中国が作業場所の粉じん・有毒物質危害を効果的に抑制することを促進し、多くの作業者の健康と生命を守ることである。

二、換気施設評価指導センター構築の内容と必要な主要機材

粉じん・有毒物質換気・集塵装置のシミュレーション実験室を構築し、各種作業環境下の粉じん・有毒物質危害をシミュレートした上で、様々なパラメータ条件の下での換気・集塵装置の効率と効果の違いを研究し、各種粉じん・有毒物質作業環境下での換気・集塵装置の最適設計案を提示し、粉じん・有毒物質作業場所換気・集塵装置の効果評価の技術的手法および換気・集塵装置メンテナンスの技術的要求と指標体系を作成する。

換気・集塵装置シミュレーション実験室に必要な機材は主に以下の通り。

- 1、粉じん/有毒物質発生シミュレーター
- 2、粉じん/有毒物質発生モニタリング設備
- 3、通風機と付属装置（調整可能な換気ダクト、換気フード、通風機など）、風速・風向・装置
- 4、風速、風向、風量、風圧などの調節測定装置
- 5、空気温度・湿度測定調節装置
- 6、通風抵抗測定装置
- 7、通風設計ソフトウェア・シミュレーション・システム

8、空気浄化システム

9、その他

換気・集塵装置シミュレーション実験室に必要な機材とその価格のリストを別添する。

別添：換気・集塵装置シミュレーション実験室に必要な機材とその価格のリスト

番号	名称	仕様・型番	用途	単価（万円）	数量(台・セット)	小計（万円）
一、粉じん/有毒物質発生シミュレーター						
1.1	煙霧発生器	英国 colt-4	模擬有毒ガス	5	4	20
1.2	粉じん発生器	米国 TDA-6C 煙霧発生器+2H 光屈折計+ノズルコネクター+Pao 油+ソフトウェア、米国 TSI	各種濃度各種粒径の粉じんガスを発生する	25	1	25
1.3	ガス発生器		各種濃度の各種ガスを発生する	100	1	100
二、粉じん/有毒物質発生モニタリング設備						
2.1	有毒物質ネットワーク警報器	RIG RAT III	無線携帯、迅速ネットワーク	50	2	100
2.2	無線伝送ネットワークゲートウェイと電源	米国パナー等	一つのゲートウェイに多くのノードがあり、無線ネットワーク伝送を実現	7	1	7

2.3	無線伝送ネットワークノードと電源	米国パナー等	一つのノードに多くの検知器があり、濃度の無線伝送を実現	5	16	80
2.4	粉じん/有毒物質モニタリングシステム			21	1	21
2.5	コントロールセンターとサーバー		サーバ、コンソール、マイクロホン、スピーカー、継電器等	10	1	10
2.6	有毒ガス検知器と伝送器	10種の普通のガス、各ガスに3つの検知器を配備	有毒ガスの環境リアルタイムモニタリング	1.5	30	45
2.7	作業環境測定伝送器	温湿度、大気圧、風圧		1.5	3	4.5
三、通風器とその付属装置部分（調整可能な換気ダクト、換気フード、通風機など）、風速・風向・装置						
3.1	換気ダクト			11	1	11
3.2	排気用送風機	日本 F300KC	換気	0.5	4	2
3.3	大きな通風機			5	2	10
3.4	換気フード			1.5	5	7.5
四、風速、風向、風量、風圧などの調節と測定装置						

4.1	携帯式風速計	米国 TSI9555-A	風速、風向、気圧差、風圧、 風量の測定	2.5	2	5
4.2	調節弁		風量、風向の調節用	0.5	20	10
五、空気温度・湿度測定と調節装置						
5.1	温湿度計		温湿度測定	2	1	2
六、通風抵抗測定装置						
6.1	通風抵抗測定器	陝西スター-jfw-2		5	2	10
七、通風設計ソフトウェア・シミュレーション・システム						
7.1	Airpak		ガスもしくは粉じんの拡散シ ミュレーション用	100	1	100
八、空気浄化システム						
8.1	空気浄化システム	北京鑫晶環境工程	10万級負圧、100平米	70	1	70
九、その他						
	予測不可能な設備とソフトウ エア			10	1	10
					合計	650

「中日協力中国職業衛生科学技術能力強化計画」 人間工学評価指導センターの構築と機材状況の説明

粉じん・有毒物質危害は中国の現在の職業性危害予防管理業務の重点であるが、工業先進国の職業性危害予防管理業務の経験によれば、粉じん・有毒物質危害が効果的に管理できるようになった後は、労働者の筋骨格疾患の予防が必ずや職業性危害予防管理の一大課題になる。よって、長期展望に立てば、労働者の筋骨格疾患の予防と管理を大いに重視すべきであり、それはまた職業衛生事業の必然的な未来の発展方向である。また、中国の現在の企業には顕著な二極化傾向があり、経済の発達した地区で大規模化・集団化など現代工業の特徴を具備した大中型企業は管理が比較的適正に行われており、職業性危害予防管理面においてもより高い管理ニーズがあるため、職業衛生専門技術機関が人間工学設計と管理面での指導を強化することにより企業の生産効率をいっそう高め、労災事故と職業性疾患の発生を予防することが急務である。企業に対する人間工学管理などの良質な指導を強化し、職業衛生の将来の発展方向と潮流に順応するために、国家安全生産監督管理総局直属の国家級職業安全衛生研究センターとして、中国安全生産科学研究院は2005年以降、人間工学評価指導センターの構築を検討し、現在すでに自由行動下血圧計、ホルター心電計、三次元運動解析システム、人間工学測定機器をはじめとする十数種の人間工学研究機材、設備（別添参照）を調達し、国家級人間工学評価指導センターの構築に良好な基礎を作っている。

日本は世界でも比較的早く人間工学研究を始めた先進国であり、人間工学研究分野で豊富な経験を蓄積し、予防業務と管理業務の中で頸肩腕損傷、腰背部損傷、視覚疲労および作業現場の人間工学管理面で、いずれも中国の参考に資する先進経験と方法を有している。よって、中国安全生産科学研究院においてすでに人間工学評価指導センターの初歩的な基礎を有しているものの相応の技術指導と実際の研究経験が欠乏しているという現状、および中国の一部の先進企業に人間工学評価指導の実際のニーズがあるという状況にかんがみ、中国と日本は人間工学分野の技術交流と協力を行う必要がある。日本側の派遣専門家による技術指導を主とし、一部の人間工学機材、ソフトウェア援助を従とする方法により、日本の人間工学研究の先進経験を導入し、中国安全生産科学研究院に人間工学評価指導センターを建設し、企業に対する人間工学評価指導の方法と手段を構築し、以て企業がより効果的に作業管理を行い、作業者の筋骨格疾患の発生を予防し、企業の職業衛生管理能力を全面的に向上させるための基礎を築く。

別添：中国安全生産科学研究院の現有人間工学研究設備

- 1、自由行動下血圧計
- 2、心肺機能研究設備：携帯式肺活量計、12誘導心電図モニター、運動時血圧計、トレッドミル、ホルター心電計
- 3、検知装置：マルチセンサー、呼吸計、筋電計、脳波計
- 4、人間工学測定設備：奥行知覚検査器、色彩飽和度視野計、空間知覚測定器、錯覚実験装置、ステレオスコープ、聴覚実験装置、フリッカー融合頻度計、暗順応計、時間知覚測定器、運動感覚範囲識別計、両手協応検査器(タイマー/ストップウォッチ/カウンター付)、動作安定性測定器、集中力測定器、鏡映描写器、注意配分実験装置、タキストスコープ、学習転移測定装置、記憶範囲測定装置、空間位置記憶範囲測定装置、注意配分検査装置/警戒測定装置、ロッド・フレーム錯視計、動作判断計、速度知覚計、多項目反応時間測定器、視覚反応時間測定器、指先器用検査装置、人体計測器、電子握力計
- 5、三次元運動解析システム：三次元解析ソフトウエア、ソニーSR12E デジタルビデオカメラ、3D校正フレーム、反射球1セット、同期式データボックス
- 6、バーチャル・リアリティ展示システム：米国 CHRISTIE 社製プロジェクター1台、校正偏光板1セット、システム対応ケーブル1セット、Powertools システム・コントロール・ソフトウエア1セット
- 7、パッシブ三次元立体撮像装置：米国 CHRISTIE 社製プロジェクター1台、アクティブ/パッシブ3Dコンバータ1個、正面投影型スクリーン1セット(200インチ)、偏光板1セット、スタンド1脚、偏光メガネ
- 8、ヘッドマウント・ディスプレイ：米国 nVisor ST 型透視機能付きヘッドマウント立体ディスプレイ(設備には本体、ビデオケーブル、操作マニュアルが含まれる)1セット
- 9、無線伝送アイトラッカー：頭部装着型光学システム(カラーシーンカメラを含む)1セット、Sony改良型デジタルビデオカメラ1セット、Eye Vision ソフトウエア1セット、Gaze-Tracker データ解析ソフトウエア1セット
- 10、バーチャル・リアリティ編集解析ソフトウエア

中日協力中国職業衛生科学技術能力強化計画
職業性危害の予防と介入プロジェクト（サブプロジェクト）
設備申請書

中国疾病予防コントロールセンター 職業衛生研究所

「中日協力中国職業衛生科学技術能力強化計画」の「職業性危害予防と介入サブプロジェクト」の上位目標は中国職業性危害の予防管理レベルと技術サポート機構の全体的な科学技術能力を全面的にレベルアップし、各種職業性疾患の発病者数を徐々に減らし、広範な労働者の職業衛生を保護することである。プロジェクトの具体的事業には以下の事項が含まれる。職業病予防治療の法令と基準体系の改善。職業疫学調査の実施。職業病の危険の検出と防護技術の導入・研究・開発、体系的な技術研修の実施。各種の業種とタイプの企業を選んで、作業場所での健康促進を行い、作業場所の主な職業性危害についてモデル的な介入活動を行う。積極的に上位目標の「職業性危害予防と介入サブプロジェクト」事業の円滑な実施を促進し、所期の目標と成果を計画通り達成するために、本プロジェクトにおいて主に専用機材と専用車両の提供を希望する。合計で人民元約814万元である。

一、職業性危害の因子（生物、化学、物理因子など）検査・検出および健康監視専用設備 合計：724.4万元

1、アスベスト健康被害実験室検査検出設備（表1）

アスベストの危険を管理し除去するのに、カギとなるのは全面的系統的にアスベスト生産企業・使用企業に対して疫学調査を行い、アスベスト生産・使用企業の分布・主なアスベスト製品およびアスベスト使用量を基本的に把握し、中国のアスベスト被害の現状を明らかにすることと、作業場所でのアスベスト繊維の性質と濃度の測定分析を通じて、アスベスト作業場所の汚染度を評価し、科学研究を踏まえ、科学的な産業政策と労働保護基準を制定することである。

2、粉じんと有機溶剤吸入毒性評価システム（表2）

塵肺と化学品中毒は現在中国で発病率の最も高い2つの職業病であり、労働者の健康に深刻なダメージを与えている。粒径によって粉じんの有害性は異なるが、有機溶剤は通常混合暴露であり、粉じんと有機溶剤は動物暴露後の効果の評価を通じてその実際の暴露の危険性を評価する必要がある。正確かつ信頼できる吸入毒性評価結果は実際の作業場所での粉じんと有機溶剤への接触による職業性危害推定の基礎であり、同時に効果的な防護と危険管理技術の科学的根拠である。粉じん発生器と煙霧発生器は粉じんと有機溶剤の吸入毒性評価に用いる。

3、保護具効果測定設備（表3）

(1) ナノ材料の生産と使用はますます広がっており、大量の研究がナノ粉じんが呼吸器系に一定の損傷を与えるかもしれないと指摘しているため、この事業では相応の設備を通じて各種粒径のナノ粒子状物質の保護マスクについてろ過効率測定を行い、既存製品の保護効果を示し、マスクの選択と現場粉じん環境の分析を結び付け、呼吸保護具にさらに良い役割を發揮させることを計画している。

(2) 労働関連の聴力損失と騒音性難聴は労働保護の重点内容である。本プロジェクトでは騒音測定実験室を建設することを計画しており、全面的、系統的に既存聴覚保護具の各種中心周波数騒音に対する保護効果を評価することは、騒音に接触する労働者の聴力保護に実際の指導的意義がある。

4、人間工学測定試験設備（表4）

筋骨格損傷は一般的によく見られる職業性危害であり、作業に深刻な影響を与え、労働者の健康を脅かし、20歳から55歳の職業集団の労働力低下の主因であり、国内外で大きな注目を集める労働衛生問題となっている。労働者の筋骨格損傷（腰背痛など）関連の人間工学指標について測定を行うことを通じ、筋骨格損傷の人間工学関連因子および実際の暴露レベルを分析し、筋骨格損傷の予防管理に根拠を提供する。測定指標と内容は以下のものを含む。①生理指標測定。②動作活動の三次元画像測定と人体力学シミュレーション。③工場・鉱山シミュレーション実験室測定。④環境因子（微気候・騒音・振動など）測定。

二、職業性危害の因子現場調査専用車両2台： 合計90万元

申請理由と使用目的：職業病の危険因子現場調査事業は、多くが郷鎮企業と個人経営企業で行われ、特にアスベスト生産・加工および関連製品製造企業は多くが西部の低開発地域に分布している。よって現場作業の交通不便問題を解決し、現地の困難を緩和するために、現場調査専用車両と関連設備を申請する。

性能要求：日本製、四輪駆動オフロード車

表1 アスベスト健康被害実験室検査検出設備

番号	機材名称	仕様	メーカー	数量(件)	金額(万円)	用途
1. ガスサンプリング装置						
1.1	防爆パーソナル エアサンプリング ポンプとアスベスト繊維サンプリング ヘッド+流量校正システム	GilAir-5	米国 Sensidyne	10	15	現場空気のサンプリング、サンプリング ポンプ流量校正
1.2	電子天秤	0.01mg 感量	日本 島津	1	2.5	総アスベスト粉じん
2. アスベスト繊維自動分析装置						
2.1	コンピューター制御 位相差顕微鏡	OLYMPUS- BX61	日本 OLYMPUS	2	20	アスベスト繊維顕微鏡 検査自動計数、ア スベスト測定効率が 大幅に向上
2.2	画像処理ソフトウェア (Computer-controllable analyzer)	Polarizing plate control precision 1	Image-Pro Plus, Media Cybernetics Inc.	1	4	
2.3	デジタル イメージング システム (Electric cooled color CCD camera)	Qimaging Retiga	QImaging Corporation	1	4	
2.4	電動三次元ステージ Computer-controllable XYZ stage	Travel range:108×67mm Control precision±1μm	Prior Scientific Proscan H101	1	10	
3. X線回折装置						
3.1	X線回折装置	XRD-6000	日本	1	112.5	アスベストの種類を 測定し、定量分析を 行う
合計金額： 168 万円						

表2 粉じんと有機溶剤の吸入毒性評価システム

番号	機材名称	仕様	メーカー	数量(件)	金額(万円)	用途
1	空気力学粒度計	3321-APS	米国 TSI	1	50	煙霧空気力学直系の分析
2	煙霧発生器	PLG-2010	ドイツ	4	30	有機溶剤の吸入毒性評価
3	粉じん発生器	RBG-1000	ドイツ	4	72	粉じんの吸入毒性評価
合計金額：			152 万円			

表3 保護具効果測定設備

番号	機材名称	仕様/型番	メーカー	数量(件)	金額(万元)	用途
1. ナノ粒子状物質保護マスク効果測定設備						
1.1	カウンスキャンニング空気ろ過機測定器	TSI-3160	米国	1	157	12種の粒度のナノ粒子状物質のろ過効率の測定を行う
2. 騒音減衰レベル測定設備						
2.1	診断用聴力計	AD226	デンマーク	1	6.8	聴覚保護具音声減衰レベル測定を行う
2.2	防音室			1	20	
合計金額： 183.8 万元						

表4 人間工学測定試験設備

番号	機材名称	仕様	メーカー	数量(件)		用途
1. 生理指標測定設備						
1. 1	携帯遠隔測定型スポーツ筋電計	MyoTrace 400	米国	1	33.6	局部筋肉（腰・背など）の疲労度・負荷量の測定と評価に用いる
1. 2	心肺機能測定器	K4b2	イタリア	1	50	リアルタイムで心肺機能や代謝率などを測定する
2. 運動活動の三次元画像測定と人体力学シミュレーションソフトウェア						
2. 1	三次元モーションキャプチャー分析システムとLifeMOD バイオメカニクス デジタルシミュレーション ソフトウェア	Simi Motion	ドイツ SIMI 社	1	17	作業活動をリアルタイムで把握・分析し、人体模型を作り、局部筋肉の内外負荷と負荷量をシミュレートする
3. 工場・鉱山シミュレーション実験室測定設備						
3. 1	シミュレーション測定評価訓練システム	Primus RS	米国 BTE 社	1	100	局部活動筋肉の機能状態と疲労度をリアルタイムで記録し監視する
4. 環境因子（微気候・騒音・振動など）測定設備						
4. 1	環境気象条件テスター、騒音計、腕振動計、人体振動計	TSI 9555	米国 TSI 社、デンマーク	各 1	20	作業場所環境因子の腰背痛など筋骨格損傷への影響を評価する
合計金額： 220.6 万円						

9. 関係機関情報（安監総局・衛生部組織）

国務院弁公庁が国家安全生産監督管理総局の「三定」規定を配布

7月11日にこの規定が配布された。「国務院の機構設置に関する通知」（国発〔2008〕11号）に基づき、国家安全生産監督管理総局（正部級）を設立し、国務院直属機関とする。

（一）職責調整

- （1）国務院が取り消すと発表した行政審査事項を取り消す。
- （2）全国の労働安全事業の総合監督管理と指導調整職責を強化する。
- （3）関係部門と地方政府の労働安全事業に対する監督検査職責を強化する。

（二）主な職責

（1）労働安全にかかる総合的な法令の草案起草を組織し、労働安全政策と計画を立案し、全国の労働安全事業を指導調整し、全国の労働安全情勢を分析・予測し、全国労働安全情報を公表し、労働安全における重大問題を調整解決する。

（2）国の労働安全総合監督管理責任を負う。法令に従って総合監督管理職権を行使する。国務院関係部門と各省・自治区・直轄市人民政府の労働安全事業を指導調整・監督検査する。労働安全規制指標の執行状況を監督、考査し通報する。事故調査と責任追及の実施状況を監督する。

（3）鉱工商業セクターの労働安全監督管理責任を負う。分級・属地原則に基づき、法令に従って鉱工商業事業者の労働安全法令順守状況とその労働安全条件と設備（特殊設備を除く）・材料・労働安全用保護具の労働安全管理業務を監督検査する。中央が管理する鉱工商業企業の労働安全業務を監督管理する責任を負う。

（4）中央が管理する非炭鉱山企業と有害化学物質、花火爆竹の製造業者の労働安全参入条件管理責任を負う。法令に従って労働安全に関する市場参入許可制度を組織しその実施を指導監督する。有害化学物質安全監督管理総合対策と花火爆竹労働安全監督管理の責任を負う。

（5）鉱工商業作業現場（炭鉱作業現場を除く）の労働衛生監督検査の責任を負う。労働安全衛生許可証の発行管理の責任を負う。職業衛生災害と法令違反行為の摘発を行う。

（6）鉱工商業セクターの労働安全にかかる規則・基準・手順書を制定公布し実施させる。重大危険源監視と重大事故の潜在的危険の究明除去の監督検査を行う。法令に従って労働安全条件を具備しない鉱工商業事業者を調査し処分する。

（7）国務院労働安全大検査と特別監督検査の実施に責任を負う。国務院の授権に基づき、法令に従って特別重大事故を調査・処分し結論を出す。事故の調査、処分と責任追及の実

施状況を監督する。

(8) 労働安全緊急救援活動の指揮・調整の責任を負う。全国の労働安全死傷事故と労働安全行政取締の統計分析作業を総合管理する。

(9) 炭鉱安全監察の総合監督の責任を負う。採炭業セクター管理のなかで労働安全にかかる重大政策を立案する。規定により採炭業業種規格と基準を制定する。採炭業者の安全標準化と関係科学技術発展、炭鉱整理・閉鎖業務を指導する。重大採炭プロジェクトに意見を提出し、関係部門と共同で炭鉱安全技術改造とガス総合対策と利用プロジェクトの審査を行う。

(10) 職責の範囲内の新設・改造・拡張プロジェクトの安全施設と本体工事の同時設計・同時施工・同時稼働の実施状況の監督検査の責任を負う。

(11) 特殊作業員（炭鉱特殊作業員、特殊設備作業員を除く）の考査と鉱工商業事業者の責任者と労働安全管理者の安全資格（炭鉱長の安全資格を除く）の考査の実施指導と監督を行う。鉱工商業事業者の労働安全と労働安全研修業務を監督検査する。

(12) 全国労働安全測定検査業務を指導調整する。労働安全にかかる中間組織と安全評価業務を監督管理する。登録安全エンジニアの資格試験と登録管理業務を監督指導する。

(13) 全国労働安全行政取締活動を指導調整、監督する。

(14) 労働安全科学技術計画の起草を組織する。労働安全重大科学技術の研究と普及業務を指導調整する。

(15) 労働安全分野の国際交流と協力を組織して展開する。

(16) 国务院安全生産委員会の具体的業務を行う。

(17) 国务院が指示したその他の事項を行う。

(三) 内部組織

上述の職責に基づき、国家安全生産監督管理総局は 10 の内部組織（正司局級）を設ける。

(1) 弁公庁（国際合作司、財務司）。

機関の各種業務規則と制度を起草する。文書電信発受、情報、機密、文書ファイル、陳情などの責任を負う。組織改革、組織編成管理に係る業務を担当する。機関と系列行政公益法人の財務、経費、国有資産管理、会計監査を担当する。労働安全にかかる国際交

流と協力を組織する。対外事務管理に関する業務を担当する。国务院安全生産委員会弁公室の総合調整業務を担当する。

(2) 政策法規司

労働安全法令草案の起草作業を組織する。鉱工業セクターおよび総合的な労働安全規則、手順書と鉱工業労働安全規格の立案作業を組織する。労働安全重大政策を立案する。全国労働安全情報を公布する。労働安全取締監督、行政不服審査、行政訴訟対応業務を担当する。労働安全情報宣伝事業を組織し指導する。機関の規範的文書の合法性審査業務の責任を負う。

(3) 計画科学技術司

労働安全計画と科学技術計画の立案作業を組織する。労働安全重大科学技術研究と普及業務を指導調整する。労働安全情報化整備業務を担当する。規定の権限内の固定資産投資プロジェクト管理に関する業務を担当する。労働安全にかかる中間組織、安全性評価、労働安全用保護具、安全標識の監督管理業務を担当する。建設工事と技術改造プロジェクト安全施設の同時設計、同時施工、同時稼働に関する業務の総合調整を担当する。国家労働安全専門家チームに関する業務を担当する。

(4) 労働安全緊急救援弁公室（統計司）

労働安全緊急救援と情報統計に関する規則、手順書、基準を起草する。労働安全緊急救援システム整備を指導する。労働安全緊急救援対応計画作成と演習を組織する。労働安全緊急救援作業を指導調整する。全国労働安全規制考査指標を提出する。全国の労働安全と職業衛生情報統計業務を総合管理する。緊急時当直と事故情報受付処理業務を担当する。労働安全情勢と特別重大事故リスクを分析予測し、警報を公布する。

(5) 安全監督管理一司（海洋石油作業安全弁公室）

法令に従って非炭鉱山（地質探査を含む）、石油（精製、石油製品パイプラインを除く）セクターの生産・販売事業者の労働安全法令順守状況と労働安全条件、設備施設安全状況を監督検査する。大型建設プロジェクト安全施設に関する設計審査と竣工検査を組織する。非炭鉱山業者の労働安全に関する市場参入条件管理業務を担当する。安全標準化と労働安全条件を満たさない非炭鉱山の閉鎖に関する業務を指導監督する。海上石油生産労働安全総合監督管理業務を担当する。関連セクターの特別重大事故の調査処理と緊急救援業務に参加する。

(6) 安全監督管理二司

規定に基づき、専門労働安全主管部門のあるセクターと分野の安全監督管理業務を指導・調整・監督する。関連セクターと分野の特別重大事故の調査処理と緊急救援業務に参加する。関係部門の労働安全特別監督検査と特別取締事業を指導・調整する。

(7) 安全監督管理三司

法令に従って化学工業（石油化学工業を含む）、医薬、有害化学物質、花火爆竹の生産・販売事業者の労働安全状況を監督検査する。労働安全と有害化学物質販売に関する市場参入条件管理業務を担当する。労働安全条件を満たさない事業者の調査と処分を組織する。有害化学物質安全監督管理総合業務を担当する。有害化学物質リスト作成と国内有害化学物質登録を組織し指導する。非薬品類の有害化学物質前駆物質の生産取引の監督管理業務の指導を行う。関係大型建設プロジェクト安全施設の設計審査と竣工検査を組織する。安全標準化に関する業務を指導監督する。関連セクターの特別重大事故の調査処理と緊急救援業務に参加する。

(8) 安全監督管理四司

法令に従って冶金・非鉄・建材・機械・軽工業・繊維・たばこ・商業セクターの事業者の労働安全法令順守状況とその労働安全条件、設備施設安全状況を監督検査する。関連大型建設プロジェクトの安全施設の設計審査と竣工検査を組織する。関連セクターの特別重大事故の調査処理と緊急救援業務に参加する。

(9) 労働安全健康監督管理司

法令に従って鉱工商業作業現場（炭鉱作業現場を除く）の労働衛生状況を監督検査する。職責分業により、作業現場労働衛生に関する取締規則と基準を立案する。職業衛生事故と法令違反行為の調査処分活動を組織する。労働安全衛生許可証の交付管理業務を担当する。労働安全研修に関する業務を組織し指導し監督検査する。職業衛生報告業務を組織し指導する。職業衛生事故緊急救援業務に参加する。

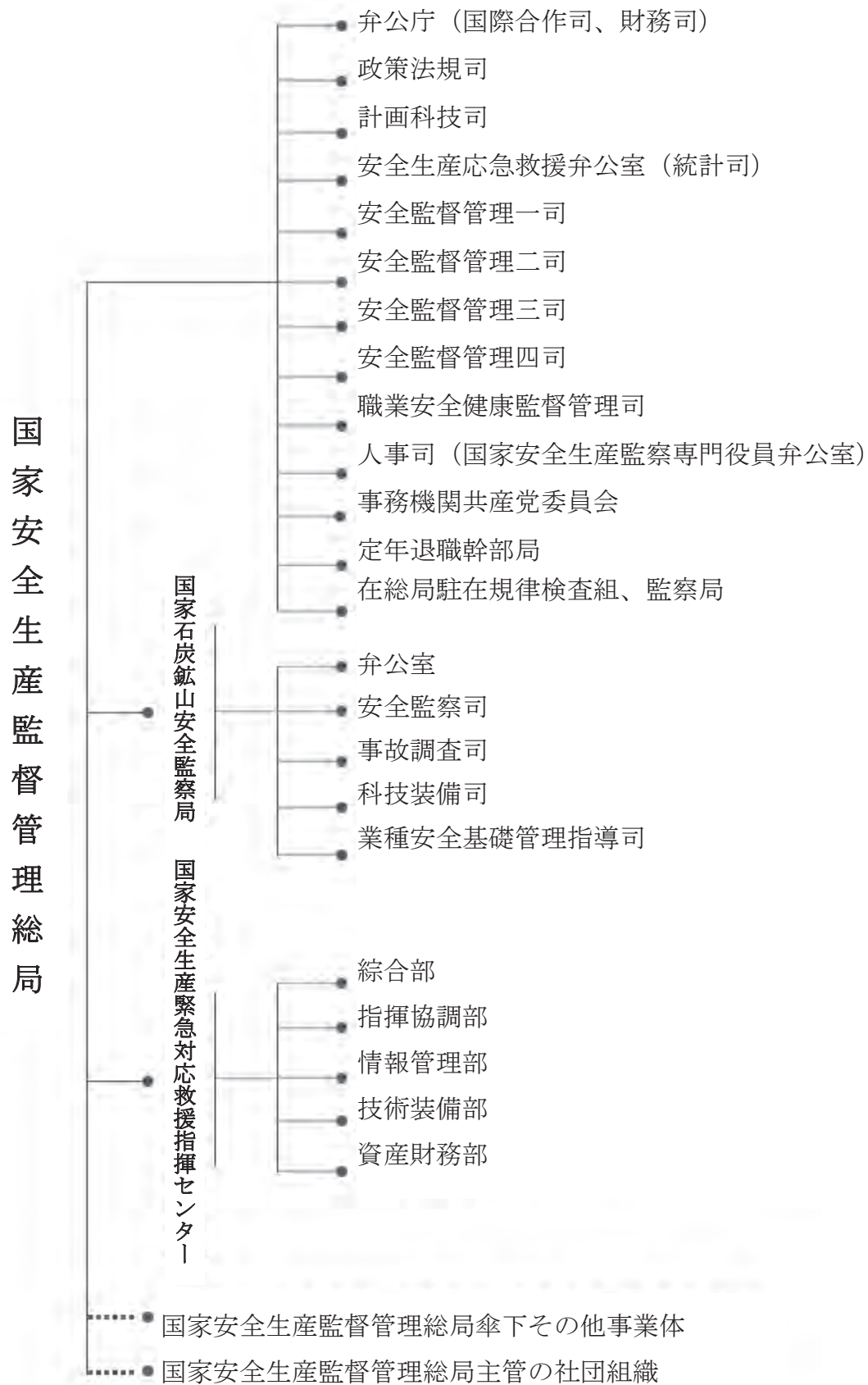
(10) 人事司（国家安全生産監察専門官弁公室）

機関と直属団体の人事管理、人材養成、労務賃金などの業務を担当する。登録安全エンジニア資格試験と登録管理業務を指導監督する。全国の労働安全研修業務を指導する。安全資格考査に関する業務を組織・指導・管理する。鉱工商業事業者の安全研修事業を監督検査する。国家安全生産監察専門官の日常管理業務を担当する。国家安全生産監察専門官は特別重大事故の調査処理業務の組織調整もしくは参加に責任を負う。機関共産党委員会 機関と在北京直属団体の党務に責任を負う。

離職退職幹部局 機関の離職退職幹部業務に責任を負う。直属団体の離職退職幹部業務を指導する。

一、 国家安全生産監督管理総局の概況

(一) 組織図



(二) 定員について：機関の行政定員数 247 名。

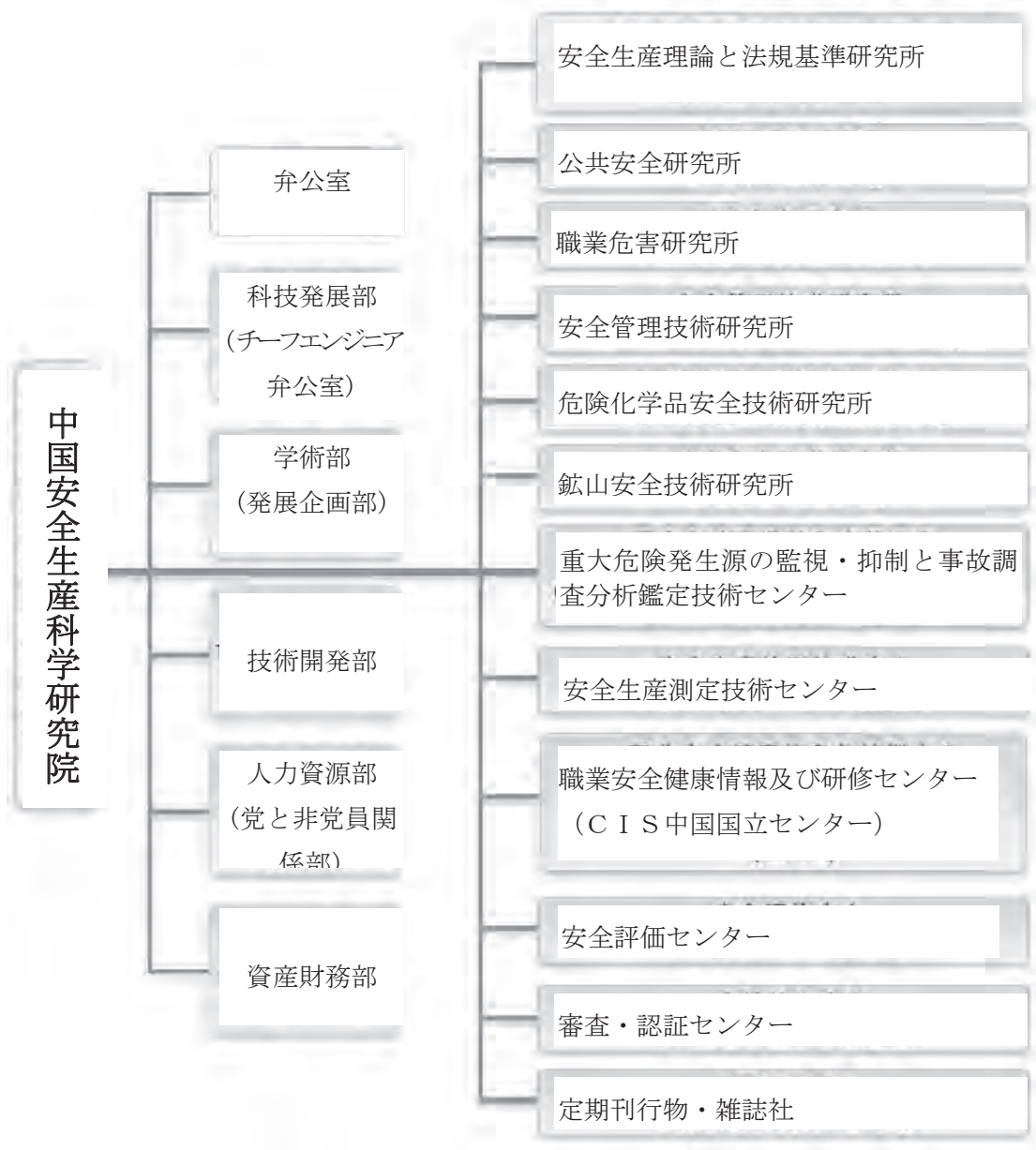
二、総局職業安全健康司の概況

(一) 職能：法的根拠に基づき工鉱商貿（訳注：工場・鉱山・商業・貿易のことを指す）作業現場（石炭鉱の作業現場は除外とする）の職業衛生状況を監督検査する。業務分担に照らして、作業現場の職業衛生に関わる法律執行の規則と基準を作成する。職業危害事故と違法・法規違反行為の取り締まりを行う；職業衛生安全許可書の発行と管理業務を引き受ける。職業安全に関わる研修事業を手配し指導する、またそれらを監督・検査する。職業危害の届け・報告業務を手配し指導する。職業危害事故の応急救援業務に参加する。

(二) 部局の配置状況：職業安全健康司の定員数は 13 名であり、3 つの処が配置される。それぞれは総合処、監督管理一処、監督管理二処である。

三、中国安科院の概況

(一) 組織図



(二) 定員について：事業定員数 178 名。

(三) 職業衛生に関する主な業務部門

1、職業危害研究所

職業危害の現場における測定・鑑定、対応策と抑制措置等実用的研究を行う。建設事業に関わる職業危害の事前評価と職業危害抑制効果評価等の業務を引き受ける。安全健康防護用品及び新材料の研究開発業務を引き受ける。

2、安全生産測定技術センター

作業環境における安全衛生測定と評価技術についての研究を行う。作業環境、安全製品、労働防護用品、設備、施設の測定、検査を行い、それらと関連のある技術支援を提供する。総局の関連司・室の委託を受け、安全生産測定・検査基準の起草、非鉱山の安全標識の管理と測定・検査に携わる機関の資格についての技術的審査を引き受ける。安全生産測定・検査実験室の建設事業を引き受ける。

当面、安科院は職業危害に携わる技術者数は30名あり、それぞれ職業危害研究所、測定センター及びその他業務部門に配置される。うち、高級技術の職階名を持つ研究者は19名で、中級技術の職階名を持つ研究者は8名で、初級の職階名を持つ研究者は3名あり、博士号、修士号を持つ研究者は21名ある。

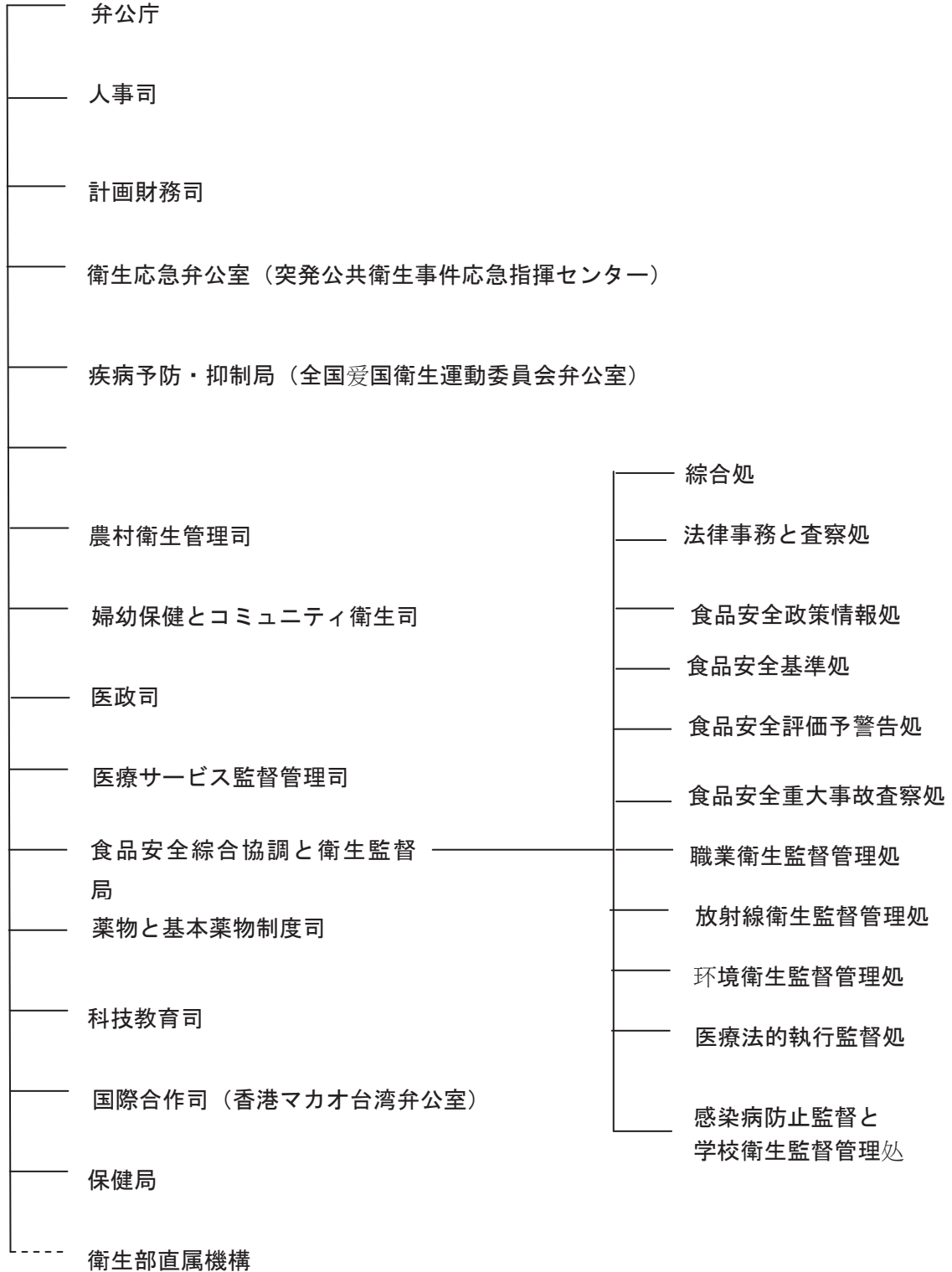
四、安全監督管理チーム建設について

2008年12月31日現在、全国の省、市、県の三級安全生産監督管理機構と法律執行に関わるチームの定員数は合計62040名で、実際の人数は合計64848名ある。うち、三級の監督管理機関の定員数は44781名で、実際の人数は合計48826名ある。三級の法律執行チームは合計1860あり、その定員数は17259名で、実際の人数は合計16022名ある。

中華人民共和國衛生部

一、衛生部の概況

(一) 組織図について



衛生部本部組織の定員数は387名である。うち部長が1名、副部長が4名、司局クラスの幹部定員数が63名ある。

二、食品安全総合協調と衛生監督局の概況

(一) 主な職責

食品安全基準の作成を手配する。食品安全重大事故の取締りを手配する。食品安全モニタリング、リスク評価と予報警告活動を手配し展開する。食品安全検査機関の資格認定条件と検査仕様書を作成する。食品安全についての重要な情報を発信する。衛生行政の法律執行を指導し体系化管理する。業務分担に基づき、職業衛生、放射線衛生、環境衛生と学校衛生の監督管理の責任を負う。公共場所、飲用水等の衛生監督管理の責任を負う。感染病防止・監督の責任を負う。医療サービス市場を整頓・規範化し、違法行為の取り締まりを手配する。重大医療衛生違法事象への対処を監督する。

(二) 部局の設置について

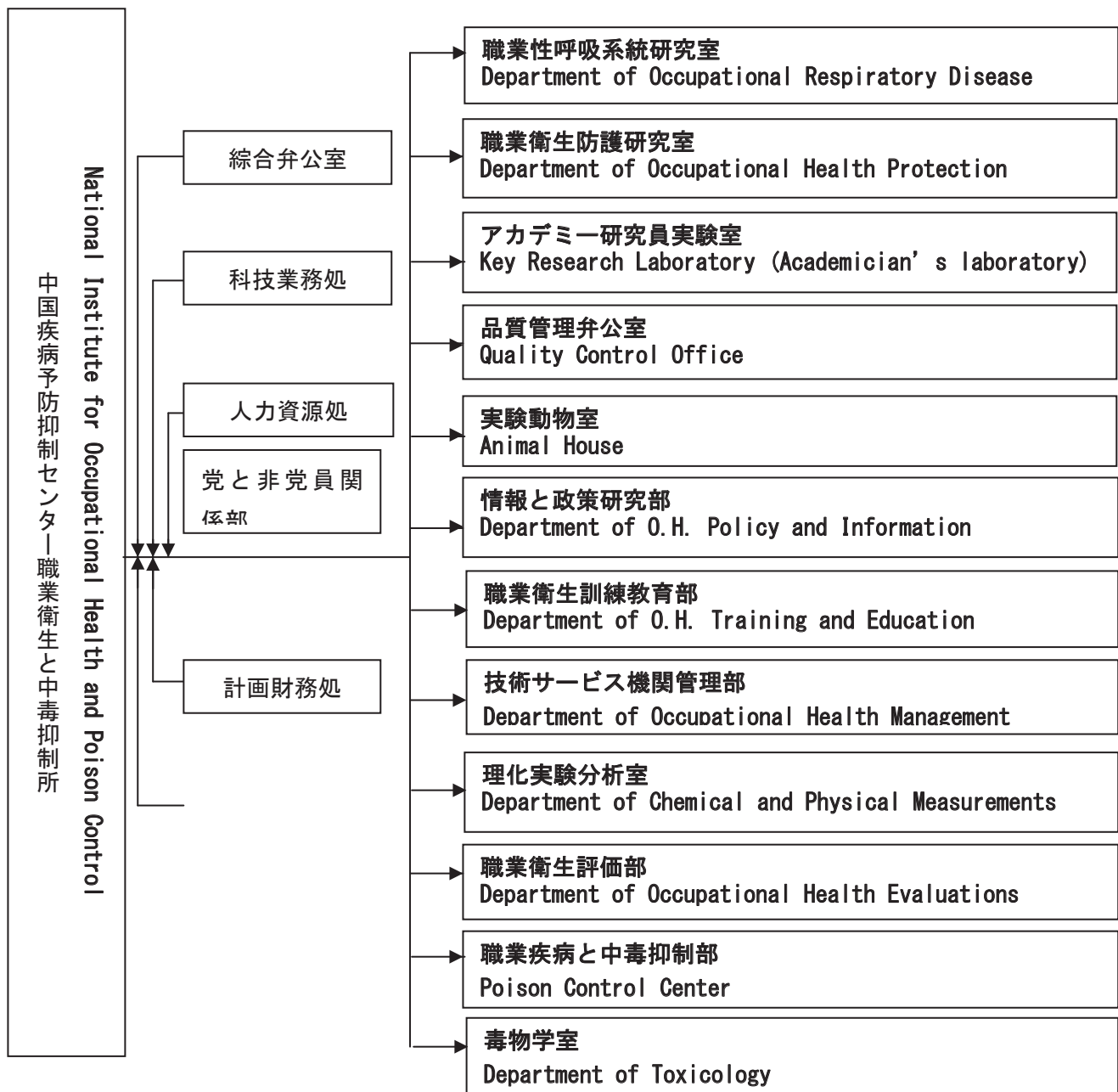
食品安全総合協調と衛生監督局は50人近くあり、11の処が設置され、うち職業衛生監督管理処は8人ある。

(三) チーム建設について

2009年末現在、全国98%の市（地）と93%の県（区）に独立的衛生監督機関が既設され、職員数は合計10万人近くある。

三、中国疾病予防抑制センター職業衛生と中毒抑制所

(一) 組織図



(二) 要員配置について :

これまでには、当所の在職中の職員数は 133 人ある。うち、技術者が 112 人で、高級職階名を持つ技術者が 42 人、中級職階名を持つ技術者が 41 人、初級職階名を持つ技術者が 29 人ある。

(三) 主な職能について :

技術支援とサポート

国家による職業疾病防止に関わる法律、法規、規則、基準及び規範等の作成に科学的根拠を提供し、法的準拠による行政に技術サポートを提供する。重大職業的健康危害事象に関わる応急処理に参加し指導する。

技術指導と管理

全国の職業疾病及びそれに関連する疾病の予防、抑制、撲滅に技術指導を提供する。職業衛生技術サービス機関、スタッフを対象に管理し指導する。職業衛生技術サービスに関わる実験室の品質管理を行う。

科学研究と技術普及

職業疾病発生状況の調査、防止対策と抑制措置の応用性について科学研究を行う。職業衛生情報、政策及び基準の研究を行う。職業疾病防止技術を開発し普及する。

技術カウンセリングとサービス

中毒情報、職業衛生政策及び基準についてのカウンセリングサービスを提供する。建設事業及び作業現場における職業疾病危害検査と評価、職業疾病防護用品の効果や破過時間の評価、化学品安全性評価及び毒性鑑定等についての技術サービスを提供する。

情報モニタリングと報告

国家職業衛生及び職業疾病報告情報モニタリング、職業疾病予防抑制及び関連情報の収集、分析と予測予報の責任を負い、職業疾病予防抑制策の決断に科学的根拠を提供する。

広報と研修教育

職業衛生研修、宣伝教育活動を展開する。作業現場における職業健康教育と職業健康促進活動を推進する。

国際交流と協力

職業衛生、職業傷害と中毒抑制に関わる国際交流と協力を展開し、先進的技術を導入し普及する。

10. 塵肺症防止条例

法的拘束力を有するものは中国語原文であり、法令上の問題に関しては原文を参照してください

中華人民共和国じん肺症防止条例

(1987年12月3日 国発[1987]105号)

第一章 総則

第一条 労働者の健康を守り、粉じん危害を除去し、じん肺症の発生を防止し、生産発展を促すため、本条例を制定する。

第二条 本条例は粉じん作業を行うすべての企業・事業体に適用される。

第三条 じん肺症とは、生産活動において粉じんを吸入することによって生じた肺線維増殖性変化を主体とする疾病をいう。

第四条 各級地方人民政府は、じん肺症防止事業に対する指導を強化しなければならない。管轄地区の国民経済・社会発展計画を制定する際、じん肺症防止事業の統一計画を行うものとする。

第五条 企業・事業体の主管部門は、国の医療衛生等の関連基準に基づき、実情にあわせ、管轄企業におけるじん肺症防止計画を制定し、その実行を督促しなければならない。

郷鎮企業の主管部門は、専任の担当者を配属し郷鎮企業のじん肺症防止事業を管理し、監督検査制度を確立し、郷鎮企業のじん肺症防止事業を指導しなければならない。

第六条 企業・事業体の責任者は、じん肺症防止事業に対し直接的責任を負い、粉じん作業現場が国の衛生基準を満たすよう有効な措置を講じなければならない。

第二章 防じん

第七条 粉じん作業を行う企業・事業体は、防じん措置および粉じんの発生抑制技術・低減技術・新プロセス・新型設備の取り入れにより総合的措置を講じ、作業場の粉じん濃度を国家衛生基準に適合させなければならない。

第八条 じん肺症の診断基準は医療衛生行政部門より制定し、粉じん濃度の衛生基準は医療衛生行政部門が労働部門などと共同で制定するものとする。

第九条 防じん施設の認定制度および定型制度は、労働部門が医療衛生行政部門と共同で制定するものとする。特殊な場合を除き、いかなる企業・事業体も、上級

主管部門の承認を得ず、防じん施設を運転停止または取り外しをしてはならない。

第十条 防じんに必要な経費は、基本建設経費および技術改造経費の計画に入れ、指定項目として流用してはならない。

第十一条 いかなる企業・事業体も、転嫁・下請負・共同経営などの形式で防じん施設のない郷鎮企業、町工場や個人経営者に粉じん作業に従事させることを禁止する。

小・中学校が経営する実習工場や実習作業場において粉じん作業を行うことを禁止する。

第十二条 労働者が使用する粉じん危害防止の保護具は、国家の関係基準を満たさなければならない。

企業・事業体は厳格な管理制度を確立し、規定および要求に従い保護具を使用するよう労働者に教育しなければならない。

新たに粉じん作業に従事する労働者に対し、事業者より防じん知識の教育と審査を実施し、審査に合格した労働者は粉じん作業に従事させることができる。

十八歳未満の未成年者を粉じん作業に従事させてはならない。

第十三条 粉じん作業を行う新設・増築・改築・継続建設などのプロジェクトに関する防じん施設は、主体工事と同時に設計・施工・稼動使用しなければならない。設計任務書は、所在地の衛生行政部門、労働部門および労働組合の審査承認を得て着工するものとする。竣工時の検収は、所在地の衛生行政部門、労働部門および労働組合の共同参加とし、要件を満たさない場合は運転開始をしてはならない。

第十四条 作業場の粉じん濃度が国の衛生基準を超過し、積極的に是正せず、労働者の安全と健康に深刻な影響を及ぼす場合、労働者は作業を拒否する権利を有する。

第三章 監督・測定

第十五条 衛生行政部門・労働部門・労働組合は、職責の分担・協力をし、企業・事業体のじん肺症防止事業を監督するものとする。

第十六条 衛生行政部門は衛生基準のモニタリングを担当し、労働部門は労働衛生プロジェクトの技術基準のモニタリングを担当するものとする。

労働組合は労働者を組織し、当該部門のじん肺症防止事業に対する監督を担当し、労働者が操作規程および防じん制度を遵守するよう教育するものとする。

第十七条 粉じん作業を行う企業・事業者は、作業場の粉じん濃度を定期的に測定しなければならない。粉じん測定結果は主管部門、および所在地の衛生行政部門、労働部門および労働組合に報告し、定期的に労働者に公開しなければならない。

粉じん作業に従事する事業者は、粉じん測定の関連資料を作成し保存しなければならない。

第十八条 衛生行政部門および労働部門は、粉じん作業を行う企業・事業者の粉じんを測定する機関に対する業務の指導を強化し、粉じん測定の担当者に対する業務指導および技術養成を強化すべきである。

第五章 健康管理

第十九条 各企業・事業者は新たに粉じん作業に従事する労働者に対し、健康診断を行わなければならない。

粉じん作業に従事している労働者および離職後の労働者に対し、定期的に健康診断を実施しなければならない。健康診断の内容、期限およびじん肺症の診断基準は、衛生行政部門の職業病管理に関する規定に基づき行うものとする。

第二十条 各企業・事業者は職業病報告制度を徹底的に実行し、定期的に所在地の衛生行政部門、労働部門、労働組合および事業者の主管部門に労働者のじん肺症発生状況および死亡状況について報告しなければならない。

第二十一条 各企業・事業者は、じん肺症と診断された労働者に対し、粉じん作業を転換させ、治療または療養を受けさせなければならない。じん肺症患者の社会保険待遇については、国の関連規定に基づき処理執行するものとする。

第五章 奨励・罰則

第二十二条 じん肺症防止事業に関し著しい成果を収めた部門または個人に対し、上級主管部門より奨励を与えるものとする。

第二十三条 本条例の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当する場合、衛生行政部門および労働部門は、違反行為の情状に従い、警告・期限内是正・罰金・操業停止などの処分を与えることができる。ただし、操業停止の処分は所在地人民政府の承認を得るものとする。

(1) 作業場の粉じん濃度が国の衛生基準を上回り、是正期限内に措置を講じなかった場合

- (2) 無断にて粉じん施設を取り外し、深刻な粉じん危害をもたらした場合
- (3) 粉じん防止措置の経費をその他に流用した場合
- (4) プロジェクトの設計・竣工検収において、衛生行政部門、労働部門および労働組合の審査承認を得ずに、無断にて施工・運転開始した場合
- (5) 粉じん作業を転嫁・下請負・共同経営などの形式で防じん施設のない郷鎮企業、町工場や個人経営者に従事させた場合
- (6) 健康診断制度および粉じん測定制度を実行しなかった場合
- (7) 強制的にじん肺症患者に継続的に粉じん作業に従事させた場合
- (8) 粉じん測定結果またはじん肺症診断結果について虚偽の報告をした場合
- (9) 未成年者に粉じん作業に従事させた場合

第二十四条 当事者は処罰に異議がある場合、処罰通知を受け取った日から15日以内に、処理決定部門の上級機関に行政不服審査を請求することができる。ただし、操業停止の決定は直ちに執行するものとする。上級機関は審査請求を受けた日から30日以内に裁決してなければならない。裁決に不服がある場合、裁決を受けた日から15日以内に、裁判所に訴訟を提起することができる。

第二十五条 企業・事業体の責任者、監督・測定担当者が職務を怠慢し、公共財産および国家利益、人民利益に損失をもたらした場合、情状が軽微な場合は主管部門より行政処分を与えるものとする。重大な損失をもたらし、犯罪とみなされる場合は、司法機関より法に基づき直接責任者の刑事責任を追及するものとする。

第六章 附則

第二十六条 本条例に関する司法解釈は国務院生行政部門と労働部門と共同で行うものとする。

第二十七条 各省・自治区・直轄市人民政府は所在地の実情にあわせ、本条例の実施方法を制定するものとする。

第二十八条 本条例は公布の日から施行する。

11. 粉塵及び毒性が高い物の危害に対処する特定行動を行う通知

粉塵及び毒性が高い物の危害に対処する特定行動を行う通知

安監総安健「2009」148号

各省、自治区、直轄市、安全生産監督局、衛生部（局）、人力資源社会保障（労働保障）部（局）、全国総工会、新疆生産建設兵団安全生産監督管理局、衛生部、労働保障部、関連中央企業：

ここ数年、集団職業危害事故は相次ぎ発生し、従業員健康と安全に莫大な損害を与え、社会的影響も甚大である。事故の発生する地域における職業危害が深刻であり、生産経営事業者が職業危害を防止し管理する主体責任を果たさず、職業危害の防止及び対処する状況が深刻であることを表している。『職業病防治法』、『じん肺防治条例』及び『毒物を使用する作業現場における労働保護条例』を徹底し、従業員の健康を確実に保護し、経済の協調的持続的な発展を促進し、社会の安定を維持するため、国家安全監督管理総局、衛生部、人力資源社会保障部及び全国総工会（以下四部門という）は検討の結果、約一年半の期間、全国で粉じんと毒性が高い物の危害に対処する特定行動を行うことを決定した。関連事項は以下の通りである。

一 行動目標

行動を行うことにより、各地区、各関連部門、各单位が国と党の職業病危害防止対処の政策方針を実行し、生産経営事業者が職業危害の防止と対処する主体責任を果たすことを促進する。地方各レベル人民政府の職業危害防止及び管理を促進し、職業危害の防止と対処の弱点を強化する。存在する深刻な問題を真剣に解決し、作業現場の環境を改善し、職業危害防止及び対処能力を高める。職業危害防止及び対処する長効規制を打ちたて、従業員の健康権益を保護し、全国職業危害防止及び管理状況の好転を実現する。

二 範囲と内容

（一）対象範囲

今回の行動の対象範囲は工業、鉱業、商業、貿易関連の生産経営事業である。鉱山採掘、石英の砂加工、宝石加工、石材加工、製錬、セメント製造等の生産

企業、特に粉塵が発生し、毒性の高い物質を使用する作業現場に重点を置く。

(二) 内容

今回の行動は生産経営事業者が職業危害防止と対処の主体责任を果たすことを促進することを主旨としている。具体的な内容は以下のとおりである。

1. 職業危害防止と対処における責任を明確にする制度を打ち立て、実行する。
2. 職業健康（衛生）管理機構の設置、スタッフの配置及び管理体制を整備する。
3. 職業危害防止と対処に関する規則制度及び関連人員が業務を推進するための規程を策定、整備する。
4. 従業員に対する採用前、採用中、採用が終わる直前の健康診断を実施し、職業健康監督の書類を作る。
5. 主な責任者、職業健康（衛生）管理スタッフ、職業危害要素に接触する従業員に対する職業危害の防止と対処する知識の訓練及び教育を行う。
6. 従業員と労働契約を結び、法律に基づき労災保険に加入させる。
7. 職業危害を迅速に、確実に申告する。
8. 職業危害要素をモニタリングし、評価し、その結果を公表する。
9. 作業中に発生する可能性のある職業危害と危害の結果を従業員に通知し、作業現場に職業危害警告標識を設置する。
10. 職業危害に対する保護措置を設置し、定期的に設備の改修、メンテナンスなどを行う。
11. 前近代的な設備を淘汰し、進んだ技術、設備を採用する。
12. 職業健康保護用具の配置と従業員の管理
13. 職業危害事故の処理及び報告状況
14. 生産経営事業者が履行すべきほかの義務

三 組織と職責

今回の行動は段階的に実施し、実効を期すため、四部門から成る特定行動指導グループを成立し、国家安全生産監督管理総局副局長楊元元を組長、衛生部副部長陳嘯宏、人力資源社会保障部副部長胡曉義及び全国総組合副主席張鳴起

を副組長とし、四部門における関連する司や局の担当者がスタッフ集団を構成する。事務室は国家安全生産監督管理総局職業安全健康監督管理司に置き、職業安全健康監督管理司の責任者が事務室の主任となり、スタッフは四部門の関連業務を取扱う部門の責任者から成る。

安全生産監督管理部門は生産経営事業者の作業現場の職業健康（衛生）を監督検査し、職業危害事故及び違法行為を取り締まる責任を負う。衛生部門は生産経営事業者の職業健康における監督や保護状況に対する監督検査の責任を負い、職業健康診断、職業病の診断と認定を規範化する。人力資源社会保障部は生産経営事業者の労災保険の加入状況及び従業員との労働契約締結状況をチェックする責任を負う。全国総工会は大衆に向けた労働保護の宣伝教育と監督検査の責任を負う。安全監督管理部門、衛生部門、人力資源社会保障部及び各レベルの組合は以上述べた職責に基づき、職業危害に対処し、職業危害を管理する仕事を着実に実施する。

四 活動計画

（一） 動員計画段階（2009年8—9月）

各地域は実際の状況に基づき、活動計画を打ち立て、活動の組織機構、行動目標、重点となる任務、措置と要求を明確にし、着実に準備する。各省、自治区、直轄市、及び新疆生産建設兵団は各自の活動計画を9月30日までに特定行動指導グループ事務室に報告する。四部門は9月に電話会議を通して、特定行動における更なる計画と指示を通知する。

（二） 生産経営事業者自ら検査し改正する段階（2009年10月—2010年3月）

各地域は生産経営事業者が法律と特定行動の計画方案の要求に基づき、着実に自己検査をし、問題を発見次第、処理できるものならばすぐに改正し、直ちに処理できないものは、処理方案を作り、担当者を決め、期限内で処理し終わる。

（三） 地方監督管理部門の検査、再検査する段階（2010年4—9月）

各地監督管理部門は国家法律と本地区の活動計画の要求に基づき、生産経営事業者の職業危害に対処する業務を再検査し、改善意見を出し、法律や標準に違反する事業者に対し行政的や経済的処罰をする。更に監督管理部門の意見に基づき事業者の改善活動を実行する状況を追跡し、意見通りに改善活動が行わ

ない場合や改善活動を拒否する生産事業者に対し、法律に基づき生産を停止させ、地方政府にそれを閉鎖させるよう通知する。

各省、自治区、直轄市、新疆生産建設兵団の特定行動指導グループ事務室は地域内の特定行動の進捗状況を取りまとめ、2010年10月15日までに事務室に総括レポートを出す。

(四) 四部門検査総括段階(2010年10-12月)

四部門は本通知の要求に基づき、各地域における特定行動の進捗状況をチェックする。指導が不足し、形式的になり、効果が見えにくい生産経営事業者を指摘する。同時に特定行動の進捗状況を総括し、全国に通知する。

五 特定行動の要求

(一) 指導を強化し、全力を挙げ調整する。職業危害の予防と対処は従業員の健康と安全及び経済発展と社会安定に関係する。各地域、関連部門、各単位は職業危害予防と治療の重要性を十分認識し、特定行動を重要な仕事として、着実に実行するか点検し、細部に配慮し、効果があがるよう努力しなければならない。職業危害に対処する責任を明確にした制度を打ち立て実行し、指導部門を確定する。同時に各組織の職責も明確にし、綿密に計画し、調整に努力し、全力を尽くし本特定行動を実行する。各生産経営事業者が職業危害に対処する主体責任を負い、企業法人代表が総責任者となり、職業危害に対処する活動を積極的に展開し、責任を明確にする。同時に対処措置を制定し、行動に必要な資金を確保し、行動の効果を確保する。

(二) 活動の重点を強調し、法律に基づき対処する。特定行動を行うと同時に、地域内、部門内、単位内の状況に基づき、職業危害の深刻な地区、業種(領域)企業に対する対応に重点を置く。職業危害の防止とそのため特定行動は企業の法律に基づき展開する生産経営活動と結びつき、作業現場の職業健康監督管理の仕事が更に規範化、制度化することを促進する。

(三) 分担を決め、協力する。関連部門は職責に基づき、真剣に計画し、特定行動の実行を促進する。同時に特定行動組織内の協力を強化し、定期的な連合会議開催など、情報の伝達と交換のための制度を築き上げ、各レベルの特定行動組織間の連携を強化し、部門間、地域間の情報伝達と協力を強化する。上

級と下級、部門間、地域間が連動し、総合的に職業危害に対処し、管理する風土を作りあげる。

(四) 基本から対応し、総合的に対処、管理する。宣伝教育や法律の厳格的な執行等を通して、生産経営事業者の技術革新、産業構造の高度化を促進し、国家政策と一致していない産業及び職業危害の深刻な生産方法・設備・材料を淘汰し、予防、コントロールなどの職業危害除去対策を実行する。生産方法が前近代的な、職業危害が取り除き難い、従業員の健康と安全を守れない事業を閉鎖させる。今回の特定行動を契機として、職業危害防止と管理における長効機制を構築する。

(五) 広範囲に宣伝し、監督を強化する。今回の特定行動を「国家職業病防治計画（2009-2015年）」を貫徹するための重要な手段にし、ラジオ、テレビ、新聞、ネット等のメディアを通して、行動の意義を広範囲に宣伝し、職業危害防止と管理の知識を広く普及し、従業員の自己保護意識を高め、特定行動に積極的に参加するよう働きかける。以上を通じ、各業種の生産経営事業者が自主的に「職業病防治法」等の法律を徹底することを促進し、職業危害防止と管理の主体责任を履行させる。メディアと大衆の監督を強化し、大衆が職業危害防止と管理法令に違反した行為を申告することを奨励し、問題が深刻な事業と地区の状況を公開する。同時に、職業危害事故の検査と処理に更に力を入れ、その結果を直ちに社会へ公表する。

国家安全生産監督管理総局
衛生部
人力資源社会保障部
全国総組合
2009年8月4日

12. 有毒物質を使用する職場の労働保護条例

法的拘束力を有するものは中国語原文であり、法令上の問題に関しては原文を参照してください

有毒物質を使用する職場の労働保護条例

(2002年4月30日国務院第57回常務会議可決、中華人民共和国国務院令第352号)

第一章 総則

第一条 職場の有毒物質の安全使用を保障し、職業性の中毒危害を予防、抑制および除去し、労働者の命の安全、身体健康およびその関連権益を守るため、職業病防止法およびその他関連法律、法令の規定に基づき、本条例を制定する。

第二条 本条例は、職場で有毒物質を使用し、職業性の中毒危害が発生する恐れのある労働保護に適用される。

第三条 有毒物質がもたらす職業性の中毒危害の強さに基づき、有毒物質を一般有毒物質と高毒性物質に分ける。高毒性物質の職場での使用に対し、国より特殊な管理を行うものとする。

一般有毒物質および高毒性物質のリストは国務院衛生行政部門より関係部門と共同で国家基準に基づき制定、調整のうえ公布する。

第四条 有毒物質を使用する事業者(以下「事業者」という)は、国家基準に合致する有毒物質を使用し、職場で国が明文を以って使用を禁止する有毒物質あるいは国家基準に合致しない有毒物質を使用してはならない。

事業者は出来る限り毒性のない物質を使用し、有毒物質の使用が必要とされる場合、低毒物質を優先的に選択しなければならない。

第五条 事業者は、本条例およびその他関係法令の規定に基づき有効な防護措置を講じ、職業性の中毒事故の発生を予防し、法に基づき労働災害保険に加入し、労働者の命の安全と身体健康を保障しなければならない。

第六条 国は職業性の中毒危害の予防、抑制、除去および労働者の健康を守るために有益な新技術、新プロセス、新型材料の研究製造・開発・普及・応用を奨励する。職業性の中毒危害の深刻な技術、プロセス、材料の使用を制限或は淘汰し、職業病関連のメカニズムと発生の法則に関する基礎研究を強化し、職業病防止に関する科学技術レベルを向上する。

第七条 少年労働者の使用を禁ずる。

事業者は未成年者および妊娠期、授乳期の女性労働者を有毒物質を使用する作業に従事させてはならない。

第八条 労働組合は、事業者に職業衛生に関する宣伝教育と養成訓練の展開を督促・協力を担当し、事業者の職業衛生事業に意見と提案を提出し、労働者より報告される職業病防止問題について事業者と協議を行い、その解決を督促しなければならない。

事業者の法令に反し、労働者の合法的権益を侵害する行為に対し、労働組合は、その是正を求める権利を有する。重大な職業性中毒危害が発生した場合、事業者に防護措置を講じるよう要求し、または政府の関係部門に強制措置を講ずるよう提案する権利を有する。職業性中毒事故が発生した場合、事故の調査処理に関与する権利を有する。労働者の生命、健康を脅かす状況を発見した場合、労働者を危険現場から撤退するよう事業者に提案する権利を有し、事業者は直ちに対応しなければならない。

第九条 県レベル以上人民政府の衛生行政部門およびその他関連行政主管部門は各自の職責に基づき、事業者が本条例とその他関係法令の規定を厳格に遵守するよう監督し、職場で使用する有毒物質に対する労働保護を強化し、職業性中毒事故の発生を防止し、労働者が法に基づく権利の享受を確保する。

第十条 各級人民政府は、有毒物質を使用する職場に対する職業衛生安全および関連の労働保護事業の指導を強化し、衛生行政部門およびその他関連行政主管部門が法に基づく監督管理職責の履行を督促・支持し、関連の重大問題を速やかに調整・解決しなければならない。職業性中毒事故が発生した場合、有効な措置を講じ、事故の拡大を抑制し、事故の危害を除去し、事故の事後処理を適切に行わなければならない。

第二章 職場の予防措置

第十一条 事業者の設立は、関連法令が規定する設立の要件に合致しなければならない。

事業者における有毒物質を使用する職場は、職業病防止法の定める職業衛生の要求に合致するほか、下記の要件に合致しなければならない。

- (1) 職場と生活のエリアを区分し、職場に居住してはならない。
- (2) 有害作業と無害作業を区分し、高毒性物質を使用する職場をその他職場と隔離する。
- (3) 有効な換気装置を設置する。突発的な大量の毒物漏えいまたは急性中毒が発生する恐れのある職場には自動警報装置と事故時換気用装置を設置する。
- (4) 高毒性物質を使用する職場には、緊急時避難通路および必要な危険排出区域を設定する。

事業者およびその職場が本条(1)、(2)の規定に合致する場合、衛生行政主管部門より職業衛生安全許可証を発行し、有毒物質を使用する作業が認められる。

第十二条 有毒物質を使用する職場は黄色警告線、警告標識と中国語の警告説明を設置する。警告説明には職業性中毒危害の種類、結果、予防及び応急措置などの内容を含めなければならない。

高毒性物質を使用する職場は赤い警告線、警告標識と中国語の警告説明を設置したうえ、警報通信設備を設置しなければならない。

第十三条 新設・増築・改築の建設プロジェクトと技術改造プロジェクト、技術導入プロジェクト(以下「建設プロジェクト」という)における職業性中毒危害が発生する恐れのある場合、

職業病防止法の規定に基づき、職業性中毒危害の事前評価を行い、衛生行政部門の審査承認を受けなければならない。中毒危害が発生する恐れのある建設プロジェクトの危害防止施設は、主体工事と同時に設計・施工、同時に稼動・使用しなければならない。建設プロジェクトの竣工後、職業性中毒危害の抑制効果に関する評価を行い、衛生行政部門の検収に合格しなければならない。

高毒作業が存在する建設プロジェクトの職業性中毒危害防止施設の設計は、衛生行政部門の衛生審査を受け、国の職業衛生基準と衛生の要件に合致したものに對し着工が認められる。

第十四条 事業者は、国务院衛生行政部門の規定に基づき、衛生行政部門に職業性中毒危害が存在するプロジェクトについて適時に、如実に申告しなければならない。

高毒性物質を使用する事業者は、高毒性物質を使用する作業プロジェクトを申告する場合、衛生行政部門に下記の関連資料を提出しなければならない。

- (1)職業性中毒危害の抑制効果に関する評価報告
- (2)職業衛生管理制度と操作規程などの資料
- (3)職業性中毒事故の応急措置の予備案

高毒性物質を使用する事業者が、使用する高毒性物質の種類に変更があったとき、前項の規定に基づき、もとの申告を受理した衛生行政部門に改めて届出なければならない。

第十五条 事業者の名称、法人代表または責任者に変更があったとき、事業者がもとの申告を受理した衛生行政部門に変更登録をしなければならない。

第十六条 高毒性物質を使用する事業者は、応急救援担当者と必要な応急救援機材・設備を配置し、事故の応急措置予備案を制定したうえ、実情に合わせて応急措置予備案を適時に改訂し、定期的に訓練を実施しなければならない。事故応急措置予備案および訓練記録は所在地の衛生行政部門、安全生産監督管理部門および公安部門に報告し登録しなければならない。

第三章 労働過程の防護

第十七条 事業者は職業病防止法の関係規定に基づき、有効な職業衛生防護管理措置を講じ、労働過程の防護と管理を強化しなければならない。

高毒性物質を使用する事業者は、専任または兼任の職業衛生医師と看護師を配置しなければならない。専任または兼任の職業衛生医師と看護師が配置できない場合、法に基づき資格の有する職業衛生技術サービス機構と契約を結び、当該機構より職業衛生サービスを受けなければならない。

第十八条 事業者は労働者と労務契約を結び、労働過程における発生する恐れのある職業性中毒危害及びその結果、職業性中毒防護措置、待遇などを如実に労働者に知らせ、かつ労務契約に明記し、隠ぺいまたは欺瞞してはならない。

労務期間内、持ち場または作業内容の変更により労務契約において未告知の職業性中毒

危害が存在する作業に従事させる場合、事業者は、前項の規定に基づき、労働者に如実に知らせ、協議してもとの労務契約の関係条項を変更しなければならない。

事業者が本条の規定に違反した場合、労働者は職業中毒危害が存在する作業の従事を拒否する権利を有する。これにより事業者は労働者と締結した労務契約を一方的に解除または中止してはならない。

第十九条 事業者の関係管理者は、職業病防止の法令及び労働者の有毒物質を使用する作業に関する安全知識に熟知しなければならない。

事業者は労働者に対し、持ち場に就く前の職業衛生養成訓練および就業期間中の定期的な職業衛生訓練を実施し、職業衛生に関連する知識を普及し、関連法令と操作規程を守るよう督促し、職業性の中毒危害防止施設と個人が使用する保護具を正しく使用できるよう指導しなければならない。

労働者は養成訓練を受けこれに合格した後、持ち場に就業することが認められる。

第二十条 事業者は職業性の中毒危害に関する防止設備、応急救援施設、警報通信装置の正常使用を確保し、無断に取り外しまたは運転を停止してはならない。

事業者は前項の定める施設に対し定期点検・修理を行い、その性能と効果を確認し、その良好な運転状態を確保しなければならない。

職業性の中毒危害に関する防護設備、応急救援施設と通信警報装置に異常状態が発生した場合、事業者は直ちに有毒物質を使用する作業を中止しなければならない。正常状態に回復した後、作業の再開が認められる。

第二十一条 事業者は有毒物質を使用する作業に従事する労働者に国の職業衛生基準を満たす保護具を提供し、労働者の正確な使用を確保しなければならない。

第二十二条 有毒物質には説明書を添付し、製品の特性、主要成分、存在する職業性の中毒危害の要因、危害発生後の結果、安全使用上の注意事項、職業性の中毒危害の防止及び応急措置などの内容を明記しなければならない。説明書のないまたは要件を満たさないものは、事業者に販売してはならない。

事業者は有毒物質を製造、販売する部門に説明書を請求する権利を有する。

第二十三条 有毒物質の包装は国家基準を満たし、かつ労働者の分かり易い方法にて有毒物質の安全標識を貼り付けまたは備え付けなければならない。有毒物質の包装には目立つ警告標識と中国語の警告説明を加えなければならない。

有毒物質を販売または使用する部門は、安全標識、警告標識と中国語警告説明のない有毒物質を経営または使用してはならない。

第二十四条 事業者は、高毒性物質が存在する製造設備を点検・修理する場合、事前に点検・修理案を制定し、職業性の中毒防止措置を明確にし、点検・修理人員の生命の安全と身体の健康を確保しなければならない。

高毒性物質が存在する製造設備を点検・修理する場合、厳格に点検・修理案と操作規程に基づき実施しなければならない。点検・修理の現場には専任の監督者を配置し、警告標識

を設置しなければならない。

第二十五条 高毒性物質が存在する設備、容器或は狭い密封の場所に入って作業する必要がある場合は、事業者は、事前に次の措置を講じなければならない。

(1)職場の良好な換気状態を保ち、職場における中毒危害物質の濃度が国の職業衛生基準を満たすよう確保する。

(2)労働者に対し国の職業衛生基準を満たす保護具を提供する。

(3)現場監督者を配置し応急救援設備を用意する。

前項の定める規定に基づき措置を講じないまたは要件に合致しない場合、事業者は、労働者が高毒性物質の存在する設備、容器或は狭い密封した場所に入って作業するよう指示してはならない。

第二十六条 事業者は、国务院の衛生行政部門の規定に基づき、有毒物質を使用する職場における職業性の中毒要因に対し定期的に検査測定・評価を行わなければならない。検査測定・評価の結果は事業者の職業衛生記録に保管し、定期的に所在地の衛生行政部門に報告し、労働者に公開する。

事業者は、高毒性物質を使用する職場に対し、少なくとも毎月一回職業性の中毒危害要因の検査測定を行い、最低半年に一回職業性の中毒危害の抑制効果に関する評価を行わなければならない。

高毒性物質を使用する職場の職業性中毒危害要因が国の職業衛生基準と衛生要求を満たさない場合、事業者は、直ちに高毒性物質を使用する作業を中止し、相応の是正措置を講じなければならない。改善後、国の職業衛生基準と衛生要求を満たしたものは、作業の再開が認められる。

第二十七条 高毒性物質を使用する事業者は、シャワー室と更衣室を整備し、高毒性物質を使用する作業労働者の作業服、作業帽、作業靴などの物品を洗濯、保管または処理する専用の部屋を設置しなければならない。

労働者が作業を終了したとき、着用した作業服、作業帽、作業靴などの物品を高毒性物質作業区域内に保管し、着用したまま非高毒性物質作業区域を出入りしてはならない。

第二十八条 事業者は、規定に基づき高毒性物質を使用する作業に従事する労働者に対し持ち場の交替を行わなければならない。

事業者は、高毒性物質の使用する作業に従事する労働者に対し職場手当を提供しなければならない。

第二十九条 事業者が製品生産に変更、生産停止、営業停止或は解散、破産した場合、有効な措置を講じ、有毒物質を保存或は残留する設備、包装物および容器を適切に処理しなければならない。

第三十条 事業者は、本条例の施行状況に対し継続的な自主監督検査を行い、問題が発生した場合、適時に本条例の定める規定に基づき処理しなければならない。

第四章 健康に対する監督管理・保護

第三十一条 事業者は有毒物質を使用する作業に従事する労働者に対し、持ち場に就く前の職業上の健康診断を行わなければならない。

事業者は、持ち場に就く前の職業上の健康診断をしていない労働者を、有毒物質を使用する作業に従事させてはならない。職業上禁忌のある労働者をそれに関連する作業に従事させてはならない。

第三十二条 事業者は、有毒物質を使用する作業に従事する労働者に対し、定期的に職業上の健康診断を行わなければならない。

事業者は、職業上禁忌または従事している作業の影響で健康に損害を受けた労働者が分かった場合、速やかにその労働者の職場を適切に配置しなければならない。

事業者は、再検査または医学観察が必要と認められる労働者に対し、健康診断機関の要求に基づき再検査または医学観察を受けさせなければならない。

第三十三条 事業者は有毒物質を使用する作業に従事する労働者に対し、職場を離れる前に職業上の健康診断を行わなければならない。職場を離れる前に職業上の健康診断を受けていない労働者に対し、締結している労務契約を解除または中止してはならない。

事業者が分立、合併、解散、破産した場合、有毒物質を使用する作業に従事する労働者に対し、健康診断を行い、国の関係規定に基づき、職業病患者を適切に配置しなければならない。

第三十四条 事業者は、急性職業性中毒の危害を受け、または受ける可能性のある労働者に対し、適時に健康診断または医学観察を実施しなければならない。

第三十五条 労働者の職業上の健康診断または医学観察の費用は、事業者が負担する。

第三十六条 事業者は職業上の健康管理に関連するデータ記録を整備しなければならない。

職業上の健康管理記録には下記の内容を含めなければならない。

- (1)労働者の職歴と職業性中毒危害の記録
- (2)職場の職業性中毒危害要因の検査測定結果
- (3)職業上の健康診断の結果と対応状況
- (4)職業病の診療など、労働者の健康に関する資料

第五章 労働者の権利と義務

第三十七条 有毒物質を使用する作業に従事する労働者は、生命の安全が脅かされまたは健康が危険に犯される状況の下で、事業者に通報し、有毒物質の使用にもたらず危険な現場から避難する権利を有する。

事業者は労働者が前項の規定に基づき権利を行使したことにより、労働者の正常な作業による享受すべき賃金、福祉待遇を取り消し又はさげてはならない。

第三十八条 労働者は次の職業衛生保護の権利を有する。

- (1) 職業衛生教育、養成訓練を受ける権利
- (2) 職業上の健康診断、職業病の診療、リハビリなど職業病防止サービスを受ける権利
- (3) 職場に発生または発生する恐れのある職業性の中毒危害要因、危害の結果と講ずるべき職業性の中毒防止措置を知る権利
- (4) 事業者に対し、職業病防止の基準を満たす職業性の中毒危害防止施設と個人が使用する職業性の中毒危害の保護具の提供、作業環境の改善を求める権利
- (5) 職業病防止法令に違反し、生命、健康を脅かす行為に対して批判、告発または告訴する権利
- (6) 操作規程に違反した指示または職業性の中毒危害防止措置が講じていない作業に対し、強制的執行を拒絶する権利
- (7) 事業者の職業衛生事業の民主的管理に参加し、職業病の防止事業に意見または提案を提出する権利

事業者は、前項に掲げる労働者の権利の行使を保障しなければならない。労働者が法に基づき正当な権利を行使したことにより、その労働者の賃金、福祉などの待遇を下げまたは締結している契約を解除または中止することを禁止する。

第三十九条 労働者は正式に持ち場に就く前に、事業者より次の資料を受領する権利を有する。

- (1) 職場で使用する有毒物質の特性、有害成分、予防措置、教育と訓練資料
- (2) 有毒物質のラベル、標識およびその関係資料
- (3) 有毒物質の安全使用上の説明書
- (4) 有毒物質の安全使用上に影響を与える可能性のあるその他関係資料

第四十条 労働者はその本人の職業上健康管理の関連データを確認または複写する権利を有する。

労働者が事業者を離れるとき、その本人の健康管理関連データの写しを請求する権利を有する。事業者は如実に、無償にて提供し、その写しに署名捺印しなければならない。

第四十一条 事業者は国の規定に基づき、労働災害保険に加入し、職業病患者は国の労働災害保険の規定に基づき、下記の労働災害保険の待遇を享受する。

- (1) 医療費。職業病の診療に必要な費用は、労働災害保険基金より規定の基準に基づき支給される。
- (2) 入院時の食費補助。事業者より所在地の出張日当基準の一定の割合に基づき支給される。
- (3) リハビリ費。労働災害保険基金より規定の基準に基づき支給される。
- (4) 身体障害用具費。身体障害により補助器具が必要とされる場合、必要な費用を労働災害保険基金より普及型補助器具の基準に基づき支給される。
- (5) 休業補償期間の待遇。労働者の賃金、福祉待遇はこれまで通り、事業者より支給される。

(6)生活介護補償金。身体障害の認定より生活介護が必要と認められた場合、生活介護補償金を労働災害保険基金より基準に基づき支給する。

(7)身体障害補償一時金。十級から一級の身体障害と認定された場合、身体障害等級に基づき6ヶ月から24ヶ月の本人の月給に相当する身体障害補償一時金を労働災害保険基金より支給される。

(8)身体障害補助金。四級から一級身体障害と認定された場合、規定に基づき本人の賃金の75%から90%に相当する身体障害補助金を享受し、労働災害保険基金より支給される。

(9)死亡補償金。職業性の中毒により死亡した場合、労働災害保険基金より当該地域における前年度労働者平均月給の48ヶ月分またはそれ以上の金額を一時補助金として支給される。

(10)葬祭補助金。職業性中毒により死亡した場合、労働災害保険基金より当該地域の前年度従業員の平均月給の6ヶ月分を一時金として支給される。

(11)遺族補償金。職業性中毒により死亡した場合、労働者の死亡の当時、労働者の収入によって生計を維持していた遺族に対し労働災害保険基金より補償金が支給される。その配偶者に対し、毎月当該地域前年度労働者の平均月給を基準に40%の割合で支給され、扶養家族に対し毎月一人あたり当該地域前年度労働者の平均月給の30%の割合で支給される。

(12)国が規定するその他労働災害保険待遇。

本条例が施行後、国の労働災害保険待遇の種類または標準に調整があった場合、その規定に基づき実施する。

第四十二条 事業者が労働災害保険に加入していない場合、その労働者が有毒物質を使用する作業により職業病を患った場合、事業者は国の労働災害保険の規定する種類および基準に基づき、労働者が労働災害時待遇を享受出来るよう保障しなければならない。

第四十三条 営業許可証がなく、または法に基づき営業証を取り上げられた事業者は、その労働者が有毒物質を使用する作業により職業病を患った場合、国の関連労働災害保険の規定する種類および基準に基づき、労働者に一時補償金を支給しなければならない。

第四十四条 事業者が分立、合併した場合、承継事業者は元の事業者の職業病患者に対し補償責任を負わなければならない。

事業者が解散、破産した場合、法に基づき清算する財産より優先的に職業病患者に対し補償費用を支給しなければならない。

第四十五条 労働者は法に基づき労働災害保険を享受するほか、関連民事法令の規定に基づき損害賠償を取得する権利があり、事業者に賠償を要求する権利を有する。

第四十六条 労働者は職業衛生に関する知識を習得・把握し、労働保護に関する法令および操作規程を守り、職業性の中毒危害防止施設およびその保護具を正しく使用、維持保守しなければならない。職業性の中毒事故の隠れた危険を発見した場合は、速やかに報告しなければならない。

職場に有毒物質の使用による危険が発生した場合、労働者は必要な措置を講じ、規定に基づき防護施設を正しく使用し、危険を除去または最小限に抑制しなければならない。

第六章 監督・管理

第四十七条 県レベル以上人民政府の衛生行政部門は、本条例の規定および職業衛生の関連指示に従い、職責分担に基づき、職場における有毒物質を使用する作業および職業性の中毒危害の検査測定、評価事業に対し監督検査を行わなければならない。

衛生行政部門は監督検査を実施する場合、費用を徴収してはならない。事業者から財物またはその他の利益を受け取ってはならない。

第四十八条 衛生行政部門は、監督制度を確立・健全化にし、事業者の労働保護を反映する資料を綿密に審査し、監督の責任を履行しなければならない。

事業者は衛生行政部門に労働保護を反映した具体的資料を如実に提供しなければならない。必要と認められる場合、衛生行政部門は自ら調べるまたは事業者に関連資料の提出を求めることができる。

第四十九条 衛生行政部門は、事業者が厳格に職業衛生規範を実施するよう監督しなければならない。

衛生行政部門は、本条例の規定に従い、有毒物質を使用する職場の職業衛生防護設備、施設の防護性能に対し定期的な検査と不定期的抽出検査を行い、職業衛生防護設備、施設に隠れた危険を発見した場合、隠れた危険を直ちに除去するよう事業者に指示し、除去されるまでの期間において作業を中止するよう指示しなければならない。

第五十条 衛生行政部門は措置を講じ、事業者の違法行為に対する告発、苦情、摘発と告訴を奨励しなければならない。

衛生行政部門は、告発、苦情、摘発と告訴に対し速やかに事実を確認し、法に基づき処理し、その結果を公開しなければならない。

衛生行政部門は摘発者、投書者、告発者等の情報に対し守秘義務を負う。

第五十一条 衛生行政部門の法執行者は法に基づき職務を執行する場合、その身分を示す法執行証明書を提示しなければならない。

衛生行政部門の法執行者は、職務に忠実、公平に法を執行し、事業者の秘密に関わる場合は、その守秘義務を遵守しなければならない。

第五十二条 衛生行政部門が法に基づき実施した罰金に処する行政処罰は、関連法令の規定に従わなければならない。罰金決定の実施と罰金の収納は分離し、収納した罰金および法に基づき没収した経営所得はすべて国庫に納めなければならない。

第五十三条 衛生行政部門が監督検査の職責を履行する場合、次の措置を講ずることができる。

(1) 事業者および有毒物質を使用する職場に立ち入り、状況を確認し、調査を行い、証拠を収集し、抽出検査、測定、検証を行い、現場検査を行うことができる。

(2)本条例に違反する行為に関連する資料を閲覧または複写し、サンプルを採集することができる。

(3)本条例の規定に違反する部門または個人に違反行為の中止を命ずることができる。

第五十四条 職業性の中毒事故の発生、あるいは職業性の中毒危害の状態が事故の発生をもたらすという確かな証拠がある場合、衛生行政部門は次の臨時抑制措置を講ずることができる。

(1)職業性の中毒事故をもたらす作業の一時停止を命ずる。

(2)職業性の中毒事故をもたらした、または、もたらす恐れのある物品を密封して保管する。

(3)職業性の中毒事故の現場をコントロールするよう組織する。

職業性の中毒事故または危害状態が有効的にコントロールされた後、衛生行政部門は速やかにコントロール措置を解除しなければならない。

第五十五条 衛生行政部門の法執行者は、法による職務を執行するとき、検査を受ける事業者は検査を受入れ、これに協力し、公務の執行を拒絶、妨害してはならない。

第五十六条 衛生行政部門は執行者チームの能力を強化し、人員の政治上、業務上の素質を高め、本条例の規定に従い、内部の監督制度を確立・健全化し、法執行者の法令・紀律の遵守について監督検査を行わなければならない。

第七章 罰則

第五十七条 衛生行政部門の担当者が次の各号のいずれに該当し、職業性の中毒事故をもたらした場合、刑法に基づき職権濫用、職務怠慢またはその他の罪に関連する規定に従い、法に基づき刑事責任を追及する。職業性の中毒危害をもたらし、職業性の中毒事故の発生に至らず、刑事処分を与える必要がないと認められる場合は、情状に応じて法に基づき降格または免職または除名の行政処分を与える。

(1)本条例の規定する要件を満たさない有毒物質を使用する作業の関連事項を承認した場合

(2)事業者が無断にて有毒物質を使用することを発見し、取り締まりを行わなかった場合

(3)法に基づき承認した事業者に対し監督検査の職責を履行せず、本条例の規定する要件を満たさないことを発見し、承認を却下せず、または本条例に違反するその他の行為を発見し、調査処理を怠った場合

(4)事業者に職業性の中毒危害が存在し、職業性の中毒事故をもたらす可能性を発見し、法に基づき速やかに防止措置を講じなかった場合

第五十八条 事業者が本条例の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当する場合、衛生行政部門が警告を発し、期限を設け是正するよう指示し、また 10 万元以上 50 万元以下の罰金に処する。期限後是正が見られない場合は、関係人民政府に国务院の規定する職権に基づき建設中止、閉鎖を命ずるよう要請する。重大な職業性中毒危害または職業性の中毒

事故をもたらした場合、責任のある主要管理者およびその他直接責任者に対し、刑法の重大な労働安全事故またはその他犯罪行為の規定に基づき、刑事責任を追究する。

(1) 職業性の中毒危害が発生する恐れのある建設プロジェクトに対し、職業病防止法の規定に基づき職業性中毒危害の事前評価を行わず、または事前評価が衛生行政部門の審査承認を受けず、無断にて着工した場合

(2) 職業衛生の防護施設が主体工事と同時に設計・施工・稼動使用をしなかった場合

(3) 建設プロジェクトが竣工後、職業性の中毒危害抑制効果に関する評価を行わず、または衛生行政部門の検収を受けず、あるいは検収に合格しないまま無断にて稼動使用した場合

(4) 高毒性物質を使用する作業が存在する建設プロジェクトに係る防護施設の設計が衛生行政部門の審査承認を受けず無断にて施工した場合

第五十九条 事業者が本条例の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当する場合、衛生行政部門が警告を発し、期限を設け是正するよう命じ、また 5 万元以上 20 万元以下の罰金に処する。期限後是正が見られない場合は、関係人民政府に国務院の規定する職権に基づき閉鎖するよう要請する。重大な職業性中毒危害または職業性の中毒事故をもたらした場合、責任のある主要管理者およびその他直接責任者に対し、刑法の重大な労働安全事故またはその他犯罪行為の規定に基づき、刑事責任を追究する。

(1) 有毒物質を使用する職場が規定に基づき警告標識と中国語の警告説明を設置しなかった場合

(2) 職業衛生に関連する防護設備、応急救援施設、通信警報装置に対し定期的点検・修理を怠り、上述の施設の異常状態をもたらした場合

(3) 本条例の規定に従い、職業性の中毒危害要因の検査測定および職業性の中毒危害の抑制効果に関する評価を行わなかった場合

(4) 高毒性物質を使用する職場の規定に基づき避難通路および危険物排出区域を設定しなかった場合

(5) 高毒性物質を使用する職場の規定に基づき警告線を設定しなかった場合。

(6) 有毒物質を使用する作業に従事する労働者に対し、国の職業衛生基準を満たす保護具を提供せず、または労働者の正確な使用が保障できなかった場合

第六十条 事業者が本条例の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当する場合、衛生行政部門が警告を発し、期限を設け是正するよう命じ、また 5 万元以上 30 万元以下の罰金に処する。期限後是正が見られない場合は、関係人民政府に国務院の規定する職権に基づき閉鎖するよう要請する。重大な職業性中毒危害または職業性の中毒事故をもたらした場合、責任のある主要管理者およびその他直接責任者に対し、刑法の重大な労働安全事故またはその他犯罪行為の規定に基づき、刑事責任を追究する。

(1) 有毒物質を使用する職場に有効な換気装置を設置しなかった場合、または突発的に大量の有毒物質が漏えいする恐れがある、あるいは急性中毒をもたらす可能性のある職場に

自動警報装置または事故時換気用施設を設置しなかった場合

(2) 職業衛生に関連する防護設備、応急救援施設、通信警報装置が異常状態にあるにもかかわらず、作業を停止しない、または職業衛生の防護設備、応急救援施設、通信警報装置を無断にて取り外し、運転を停止した場合

第六十一条 高毒性物質を使用する事業者が本条例の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当する場合、衛生行政部門が警告を発し、期限を設け是正するよう命じ、また 5 万元以上 20 万元以下の罰金に処する。期限後是正が見られない場合は、関係人民政府に國務院の規定する職権に基づき閉鎖するよう要請する。重大な職業性中毒危害または職業性の中毒事故をもたらした場合、責任のある主要管理者およびその他直接責任者に対し、刑法の重大な労働安全事故またはその他犯罪行為の規定に基づき、刑事責任を追究する。

(1) 職場の職業性中毒危害要因が国の職業衛生基準を満たしていないにもかかわらず作業を停止せず、必要な整備措置を講じない場合、または職業性の中毒危害要因の除去が国の職業衛生基準と衛生要求に合致せず、無断にて作業を再開した場合

(2) 本条例の規定に基づき高毒性物質が存在する生産装置を点検・修理をしなかった場合

(3) 本条例の規定する措置を講じず、労働者に高毒性物質が存在する設備、容器或は狭い密封した場所にて作業させた場合

第六十二条 職場において国が明文で使用を禁止する有毒物質または国の基準に満たさない有毒物質を使用した場合、衛生行政部門が直ちに使用を停止するよう命じ、また 5 万元以上 30 万元以下の罰金に処する。情状が重大な場合は有毒物質作業の停止を命じ、または関係人民政府に國務院の規定する職権に基づき閉鎖するよう要請する。重大な職業性中毒危害または職業性の中毒事故をもたらした場合、責任のある主要管理者およびその他直接責任者に対し、刑法の危険物質事故、重大な労働安全事故またはその他犯罪行為の規定に基づき、刑事責任を追究する。

第六十三条 事業者が本条例の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当する場合、衛生行政部門が警告を発し、期限を設け是正するよう命じ、また 5 万元以上 30 万元以下の罰金に処する。重大な職業性中毒危害または職業性の中毒事故をもたらした場合、責任のある主要管理者およびその他直接責任者に対し、刑法の重大な労働安全事故またはその他犯罪行為の規定に基づき、刑事責任を追究する。

(1) 養成訓練審査に合格しない労働者に高毒性物質を使用する作業に従事させた場合

(2) 職業上禁忌のある労働者を関連作業に従事させた場合

(3) 職業上禁忌、または従事している作業の影響で健康に損害を受けた労働者を発見しその職場を適切に配置しなかった場合

(4) 未成年者または妊娠期、授乳期の女性労働者に有毒物質を使用する作業に従事させた場合

(5) 少年労働者を使用した場合

第六十四条 本条例の規定に違反し、許可なくして有毒物質を使用する作業を行った場

合、工商行政管理部門、衛生行政部門が各自の職権に基づき取締り、重大な職業性中毒事故の発生をもたらした場合、刑法の危険物質事故またはその他の犯罪行為の規定に基づき、刑事責任を追究する。刑事処分を与える必要がないと認められる場合は、衛生行政部門が経営所得を没収し、経営所得の3倍以上5倍以下の罰金に処する。労働者に対し身体的損害を与えた場合、法に基づき賠償責任を負う。

第六十五条 有毒物質を使用する事業者が、本条例の規定に違反し、製品生産に変更、生産停止、営業停止或は解散、破産した場合、有効な措置を講じ、有毒物質を保存或は残留する設備、包装物および容器を適切に処理しなかった場合、衛生行政部門が是正を命じ、また2万元以上10万元以下の罰金に処する。犯罪とみなされる場合は、責任のある主要管理者およびその他直接責任者に対し、刑法の重大環境汚染、危険物質事故、またはその他犯罪行為の規定に基づき、刑事責任を追究する。

第六十六条 事業者が本条例の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当する場合、衛生行政部門が警告を発し、期限を設け是正するよう命じ、また5000元以上2万元以下の罰金に処する。期限後是正が見られない場合は、関係人民政府に国務院の規定する職権に基づき閉鎖するよう要請する。重大な職業性中毒危害または職業性の中毒事故をもたらした場合、責任のある主要管理者およびその他直接責任者に対し、刑法の重大労働安全事故、危険物質事故またはその他犯罪行為の規定に基づき、刑事責任を追究する。

- (1) 有毒物質を使用する職場を生活の場所を区分せず、または職場に居住者がいる場合
- (2) 有害作業と無害作業を区分しなかった場合
- (3) 高毒性物質を使用する職場をその他の職場を隔離しなかった場合
- (4) 高毒性物質を使用する作業が規定に基づき応急救援施設を設置しない、または事故時応急措置予備案を制定しなかった場合

第六十七条 事業者が本条例の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当する場合、衛生行政部門が警告を発し、期限を設け是正するよう命じ、また2万元以上5万元以下の罰金に処する。期限後是正が見られない場合は、関係人民政府に国務院の規定する職権に基づき閉鎖するよう要請する。

- (1) 規定に基づき衛生行政部門に高毒性物質を使用する作業プロジェクトを申告しなかった場合
- (2) 高毒性物質の種類に変更があったとき規定に基づき元の申告を受理した衛生行政部門に改めて届出しなかった、または申告が遅れ、申告に偽りがあった場合

第六十八条 事業者が本条例の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当する場合、衛生行政部門が警告を発し、期限を設け是正するよう命じ、また2万元以上5万元以下の罰金に処する。期限後是正が見られない場合は、関係人民政府に国務院の規定する職権に基づき閉鎖するよう要請する。

- (1) 有毒物質を使用する作業に従事する労働者に対し、持ち場に就く前の職業上の健康診断を行わなかった場合、または健康診断を受けていない労働者を有毒物質を使用する作

業に従事させた場合

(2) 有毒物質を使用する作業に従事する労働者に対し、定期的な職業上健康診断を実施しなかった場合

(3) 有毒物質を使用する作業に従事する労働者に対し、職場を離れる前の職業上健康診断を実施しなかった場合。

(4) 職場を離れる前に職業上健康診断を行っていない労働者に対し、労務契約を解除または中止した場合

(5) 分立、合併、解散、破産が発生後、有毒物質を使用する作業に従事する労働者に対し、健康診断を行い、国の関係規定に基づき職業病患者を適切に配置しなかった場合

(6) 急性職業性中毒の危害を受け、または受ける可能性のある労働者に対し、速やかに健康診断と医学観察を行わなかった場合

(7) 職業上の健康管理に関連するデータ記録を整備しなかった場合

(8) 労働者が事業者を離れるとき、事業者は如実に無償にて健康管理関連するデータ記録を提供しなかった場合

(9) 職業病防止法と本条例の規定に基づき、労働過程における発生する恐れのある職業性の中毒危害およびその結果、職業衛生防護措置、待遇などを如実に労働者に知らせず、労務契約に明記しない場合

(10) 労働者が生命の脅威と健康の危険に晒されたとき、危険な現場から避難したため、享受すべき待遇を取り消しまたは下げた場合

第六十九条 事業者が本条例の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当する場合、衛生行政部門が警告を発し、期限を設け是正するよう命じ、また 5000 元以上 2 万元以下の罰金に処する。期限後是正が見られない場合は、有毒物質を使用する作業を停止するよう命じ、または関係人民政府に国務院の規定する職権に基づき閉鎖するよう要請する。

(1) 規定に基づき職業衛生医師と看護師を配置または招聘しなかった場合

(2) 高毒性物質を使用する作業に従事する労働者にシャワー室、更衣室または作業服、作業帽、作業靴など物品の洗濯、保管する専用の部屋を設置しなかった、または使用できない場合

(3) 高毒性物質を使用する作業に従事した労働者に対し、一定の時間後に職場の交替をしなかった場合

第八章 附則

第七十条 職場における有毒物質の使用により職業性の中毒危害を発生する可能性のある労働保護に関する事項に対し、本条例の定めていない事項については、職業病防止法およびその他関係法令の規定に基づき執行する。

有毒物質の製造、経営、貯蔵、輸送、使用および廃棄処理に関する安全管理は、有害化学物質安全管理条例に基づき執行する。

第七十一条 本条例は公布の日から施行する。

13. 安全生産法

本翻訳について、厚生労働省の委託事業として旧国際安全衛生センターが翻訳を行なったものです。

法的拘束力を有するものは中国語原文であり、法令上の問題に関しては原文を参照してください。

中華人民共和国主席令

第七十号

「中華人民共和国安全生産法」は、中華人民共和国第九回全国人民代表大会常務委員会第二十八次會議で
2002年6月29日に採択、公布され、2002年11月1日から施行される。

中華人民共和国主席 **江澤民**

2002年6月29日

中華人民共和国安全生産法

(2002年6月29日、第九回全国人民代表大会常務委員会第二十八次會議にて採択)

第一章 総則

第一条 安全生産活動の監督管理を強化し、生産安全事故を防止、減少し、大衆の生命と財産の安全を守って、経済発展を促進するため、この法律を制定する。

第二条 中華人民共和国領域内で生産経営活動に従事する事業者(以下生産経営事業者と言う)が行う安全生産活動にこの法律が適用される。法律、行政法規で、消防安全と道路交通安全、鉄道交通安全、水路交通安全、民間用航空安全に別の定めがある場合、その規定が適用される。

第三条 安全生産管理は、安全第一で、予防を主にする方針を堅持する。

第四条 生産管理事業者は必ずこの法律と他の安全生産に関する法規を遵守し、安全生産管理を強化し、安全生産責任制度を作り、また完備し、安全生産の条件を整え、安全生産を確保しなければならない。

第五条 生産経営事業者の主な責任者は本事業の安全生産を全面的に担当する。

第六条 生産経営事業所の従業員は法律により安全生産についての保障を獲得する権利があるとともに、法律により安全生産面の義務を履行しなければならない。

第七条 労働組合は、法律に従って職員と労働者を集め、本事業の安全生産の民主管理及び民主監督に参加し、職員と労働者の安全生産面の合法的權益を守る。

第八条 国務院と地方の各級人民政府は安全生産業務の指導を強化し、関係する各事業者が法律によって安全生産監督管理の職務を履行することを支持、督促しなければならない。

県級以上の人民政府は、安全生産監督管理に存在する重大な問題を直ちに協議、解決しなければならない。

第九条 国務院の安全生産監督管理担当部門は、この法律に従って、全国の安全生産業務を総合的に監督管理し、県級以上の地方各級人民政府の安全生産監督管理担当部門はこの法律に従って、各自の行政区域内の安全生産業務を監督管理する。

国務院関係部門はこの法律と他の関係法律、行政法規の規定に従って、各自の職務範囲内で、関係する安全生産業務を監督管理し、県級以上の地方各級人民政府の関係部門はこの法律と他の関係法規に従って、各自の職責の範囲内で関係する安全生産業務を監督管理する。

第十条 国務院関係部門は安全生産についての保障の要求に基づいて、直ちに関係する国家基準或いは業界基準を法律に従って制定するとともに、科学技術の進歩と経済発展に基づいて、直ちに修正しなければならない。

生産経営事業者は必ず法律に従って制定した安全生産についての保障の国家基準或いは業界基準を実行しなければならない。

第十一条 各級人民政府及び関係部門は、多様な形式を採用して、安全生産に関わる法規及び安全生産知識の宣伝を強化し、職員と労働者の安全生産意識を高めなければならない。

第十二条 法律により設立された安全生産のために技術サービスを提供する中間機関は、法律、行政法規及び業務執行準則に従って、生産経営事業者からの委託を受け、その安全生産業務のために技術サービスを提供する。

第十三条 国家は生産安全事故の責任を追及する制度を実施し、この法律と関係法規の規定により、生産安全事故責任者の法的責任を追及する。

第十四条 国家は安全生産科学技術の研究と安全生産先進技術の普及と応用を奨励、支持し、安全生産水準を高める。

第十五条 国家は安全生産条件の改善、生産安全事故の防止、応急救助の参加などに顕著な成績をあげた部門及び個人に褒賞を与える。

第二章 生産経営事業者の安全生産についての保障

第十六条 生産経営事業者はこの法律と関係法律、行政法規及び国家基準或いは業界基準に規定した安全生産条件を整えなければならない、この安全生産条件を整えなければ、生産経営活動に従事してはならない。

第十七条 生産経営事業者の主要責任者は本事業の安全生産業務について以下の職責を負う：

- (一) 本事業の安全生産責任制を設立し、健全化させること
- (二) 本事業の安全生産規則制度と操作規程の制定を組織すること
- (三) 本事業の安全生産活動の有効的实施を保証すること
- (四) 本事業の安全生産業務を監督、検査し、直ちに生産安全潜在的危険を解決すること
- (五) 本事業の生産安全事故応急救援計画を制定し、実施すること
- (六) 直ちに、かつ実情のままに生産安全事故を報告すること

第十八条 生産経営事業者が整えるべき安全生産条件に必要な投資資金は、生産経営事業者の政策決定機関、主要責任者、或いは個人経営の投資家が保証するとともに、安全生産に必要な投資資金の不足により惹起する結果への責任を負う。

第十九条 鉱山、建築施工部門及び危険物の生産、経営、保管部門は安全生産管理機関を設置するか、或いは専任の安全生産管理者を配置しなければならない。

前項の規定以外の生産経営事業者で、従業員人数が三百人以下であれば、安全生産管理機関を設置するか、或いは専任の安全生産管理人員を配置しなければならない。また、従業員人数が三百人を超えていれば、専任或いは兼任の安全生産管理者を配置するか、或いは国家が規定した関係する専門技術資格を有する工事技術者に安全生産管理サービスの提供を委託しなければならない。

前項規定に従って、生産経営事業者が工事技術者に安全生産管理サービスを委託する場合も、この事業者が安全生産についての保障の責任を負う。

第二十条 生産経営事業者の主要責任者と安全生産管理者は、必ず本事業の生産経営活動に応じた安全生産知識と管理能力を備えなければならない。

危険物の生産、経営、保管事業者及び鉱山、建築施工事業者の主要責任者と安全生産管理者は、関係する主管部門がその安全生産知識と管理能力を審査し、合格後に始めて任命される。審査は料金を徴収してはならない。

第二十一条 生産経営事業者は、従業員に安全生産教育と訓練を行い、従業員が必要な安全生産知識を備え、関係する安全生産規定制度と安全操作規程を熟知し、本職場の安全操作技能を把握することを保障しなければならない。安全生産教育と訓練に合格できなかった従業員は、職に就いてはならない。

第二十二條 生産経営事業者が新労働・方法、新技術、新材料或いは新設備を採用する際、必ずその安全技術特性を理解、把握し、有効な安全防備と保護措置を講ずるとともに、従業員に対し専門的な安全生産教育と訓練を行わなければならない。

第二十三條 生産経営事業者の特殊作業員は、必ず関係する国家規定により、専門的な安全作業訓練を受け、特殊作業操作資格証を取得した後にはじめて、職に就いて作業しなければならない。

特殊作業員の範囲は、国务院安全生産監督管理の担当部門が国务院関係部門と連携・共同して確定する。

第二十四條 生産経営事業者の新築、改築、増築の工事事項（以下建設事項と言う）の安全施設は、必ず主題工程と同時に設計、工事し、同時に生産、使用しなければならない。安全施設の投資は建設事項概算に入れる。

第二十五條 鉱山建設事項と危険物の生産、保管用の建設事項は、それぞれ関係する国家規定により、安全条件の論証及び安全評価を行わなければならない。

第二十六條 建設事項の安全施設の設計者、設計事業者は安全施設の設計に責任を負わなければならない。

鉱山建設事項と危険物の生産、保管用の建設事項の安全施設設計は、関係する国家規定により、関係部門に報告し審査を受けなければならないし、審査部門及びその審査の責任者は審査結果に責任を負う。

第二十七條 鉱山建設事項と危険物の生産、保管用の建設事項の施行业務者は、必ず認可された安全施設設計により施行するとともに、安全施設の工程、品質ノ責任を負わなければならない。

鉱山建設事項と危険物の生産、保管用の建設事項が完成し、生産或いは使用する前に、必ず関係する法律、行政法規の規定に従って、安全施設の検収を受け、検収に合格した後にはじめて生産或いは使用することができる。検収部門及びその検収者は検収結果の責任を負う。

第二十八條 生産経営事業者は比較的危険要素が大きい生産経営場所と関係する施設、設備に、明解な安全警告標識を設置しなければならない。

第二十九條 安全設備の設計、製造、据付、使用、検査、補修、改造及び廃棄処分は、国家基準或いは業界基準に適合しなければならない。

生産経営事業者は、必ず安全設備を定期的に維持・保護、手入れし、定期的に検査し、正常な運転を保障しなければならない。維持・保護、手入れ、検査は記録を付け、関係者がサインしなければならない。

第三十條 生産経営事業者が使用する生命の安全に係わる、危険性が比較的大きい特殊設備、及び危険物の容器、運送手段は、必ず関係する国家規定に従って、専門の生産者が生産し、専門的資質のある検査・測定機関の検査・測定で合格し、安全使用証或いは安全標章を取得した後にはじめて使用できる。検査・測定機関は検査・測定の結果に責任を負う。

生命の安全に係わる危険性の比較的大きい特殊設備の目録は、国务院の特殊設備の安全監督管理を担当する部門が制定し、国务院に報告し認可を受けてから執行される。

第三十一条 国家は生産安全に嚴重な危険を与える労働・方法・技術と設備について、淘汰制度を実施する。

生産経営事業者は国家が明記に淘汰、使用禁止を命じた、生産安全に危険を与える労働・方法・技術や設備を使用してはならない。

第三十二条 危険物の生産、経営、運送、保管、使用或いは廃棄処分は、関係主管部門がそれらに対応する法規の規定と国家基準或いは業界基準によって審査許可するとともに、監督管理する。

危険物を生産、経営、運送、保管、使用或いは廃棄処分する生産経営事業者は、必ず関係する法規と国家基準或いは業界基準を執行し、専門の安全管理制度を設立し、確実な安全措置を講じ、関係する主管部門が法律に基づいて実施する監督管理を受けなければならない。

第三十三条 生産経営事業者は重大な危険源を記録し、保存書類を作り、定期的に検査、評価、監督・規制するとともに、応急の予備計画を制定し、従業員と関係者に、緊急の場合講ずるべき応急措置を知らせなければならない。

生産経営事業者は関係する国家の規定に従って、本事業者の重大な危険源及びそれへの安全措置、応急措置を、関係する地方人民政府の安全生産監督管理の担当部門と関係部門が記録するために、申告しなければならない。

第三十四条 危険物を生産、経営、保管、使用する作業場、商店、倉庫は、従業員の宿舍と同じ建物内にあつてはならないし、従業員の宿舍から安全な距離を保たなければならない。

生産経営場所と従業員の宿舍には、緊急避難指示に適合する、標識が明解で、滞りなく通じる出口を設置しなければならない。生産経営場所と従業員の宿舍の出口を封鎖、断することを禁止する。

第三十五条 生産経営事業者は爆破や、人力或いは機械で成形部材を持ち上げて組み立てる等の危険作業を行う際に、専門者を現場に配置し、安全管理を行い、操作規程の遵守と安全措置の遂行を確保しなければならない。

第三十六条 生産経営事業者は従業員に本事業の安全生産規定制度と安全操作規程を厳格に実行するように教育、督促しなければならない。従業員に作業場と業務で存在する危険要素、防備措置及び事故の応急措置を実情のまま告知しなければならない。

第三十七条 生産経営事業者は従業員に、国家基準或いは業界基準に符号する労働安全衛生保護具を必ず提供するとともに、従業員が使用規則によって着用、使用することを監督し、教育しなければならない。

第三十八条 生産経営事業所の安全生産管理者は、本事業の生産経営特徴に基づいて、安全生産状況を定期的に検査し、検査中発見した安全問題は直ちに処理しなければならない。処理できないのは、直ちに本事業者の関係する責任者に報告しなければならない。検査及び処理状況は記録を付けて書類として保存しなければならない。

第三十九条 生産経営事業者は労働安全衛生保護具の配置と安全生産訓練に必要な経費を整えなければならない。

第四十条 二つ以上の生産経営事業者が一つの作業区域内で生産経営活動を行う際、相手の生産安全に危険を与える恐れがある場合、安全生産管理協定を締結し、それぞれの安全生産管理の職責と講ずるべき安全措置を明確にし、また専門の安全生産管理者を指定して、安全検査と協議を行わなければならない。

第四十一条 生産経営事業者は、生産経営事項、場所、設備を安全生産条件或いは応じる資質のない事業者、或いは個人に請負若しくは貸し出してはならない。

生産経営事項や、場所について下請け業者、借り受け業者が多数である場合、生産経営事業者は、下請け業者、借り受け業者と専門的な安全生産管理協定を締結するか、或いは下請け契約、賃借契約の中で、それぞれの安全生産管理の職責を締結しなければならない。生産経営事業者は下請け業者、借り受け業者の安全生産活動を統一的に協議、管理する。

第四十二条 生産経営事業所で重大な生産安全事故が発生した際、事業の主要責任者は直ちに緊急救助しなければならない。事故の調査処理期間中、無断で職場を離れてはならない。

第四十三条 生産経営事業者は法律により、労働災害保険に加入し、従業員のため保険料を納付しなければならない。

第三章 従業員の権利と義務

第四十四条 生産経営事業者と従業員が締結する労働契約には、従業員の労働安全の保障、職業危険の防止に関する事項、及び法律に従って従業員の労働災害保険を取り扱う事項を明記しなければならない。

生産経営事業者は従業員と、いかなる形式であれ、協定を締結して、生産経営事業者が従業員の安全生産死亡事故で法律により負うべき責任を免除或いは軽減してはならない。

第四十五条 生産経営事業所の従業員は作業場と職場に存在する危険要素、防備措置及び事故の応急措置を尋ねる権利があると同時に、本事業者の安全生産業務に意見を提出する権利がある。

第四十六条 従業員は本事業の安全生産業務に存在する問題を指摘、通告、告発する権利があるし、法規に違反する指揮や、冒険的な作業の強制命令を拒絶する権利がある。

生産経営事業者は従業員が本事業の安全生産業務を指摘、通告、告発し、或いは法規に違反する指揮と冒険的作業の強制命令を拒絶するという理由で、その従業員の給料、福祉等の待遇を減したり、或いは従業員と締結した労働契約を解除してはならない。

第四十七条 従業員は人身の安全に直接的危険を与える緊急状況を発見した場合、作業を停止するか、或いは可能な応急措置を採った後、作業場を退避する権利がある。

生産経営事業者は従業員が前項の緊急状況にある場合、作業を停止するか、或いは応急退避措置を採ったことを理由に、従業員の給料、福祉等の待遇を減らしたり、或いは従業員と締結した労働契約を解除してはならない。

第四十八条 生産安全事故で損害を受けた従業員は、法律により労働災害保険を受ける以外に、関係する民事法律により賠償を求める権利がある場合には、本事業者に賠償を要求する権利がある。

第四十九条 従業員は作業中、本事業者の安全生産の規定制度と操作規程を厳格に遵守し、管理に従い、労働安全衛生保護具を正確に着用、使用しなければならない。

第五十条 従業員は安全生産教育と訓練を受け、担当の職務作業に必要な安全生産知識を習熟し、安全生産技能を高め、事故防止と応急処理能力を高めなければならない。

第五十一条 従業員は事故の潜在的危険やその他の不安全要素を発見したら、直ちに現場の安全生産管理者、或いは本事業者の責任者に報告しなければならないし、この報告を受けた者は直ちに処理しなければならない。

第五十二条 労働組合は建設事項の安全施設と主題工程を同時に設計し、同時に施工、同時に生産と使用することを監督し、意見を提出する権利がある。

労働組合は生産経営事業者が、安全生産法規に違反して、従業員の合法的權益を侵す行為を正すよう要求する権利があるし、生産経営事業者が法規に違反する指揮と冒険的作業を強制命令することを発見、或いは事故の潜在的危険を発見した場合、解決の提案を行う権利があるし、これにたいして、生産経営事業者は直ちに研究応答しなければならない。労働組合は従業員の生命安全に危険を及ぼす状況を発見した場合、生産経営事業者に従業員を誘導し危険場所から退避させる提案をする権利があるし、生産経営事業者は必ず直ちに処理しなければならない。

労働組合は法律により事故調査に参加し、関係部門に処理の提案を提出し、また関係者の責任追及を要求する権利がある。

第四章 安全生産の監督管理

第五十三条 県級以上の地方の各級人民政府は、本行政区域内の安全生産状況に基づいて、関係する部門の業務を職責により分担させ、本行政区域内で重大な生産安全事故が起り易い生産経営事業者について、厳格な検査を行い、また事故の潜在的危険を発見したら、直ちに処理しなければならない。

第五十四条 この法律の第九条の規定により、安全生産について監督管理の職責を負う部門（以下安全生産監督管理の職責を負う部門という）は、関係する法規の規定に基づいて、安全生産に関わる事項の審査や許可（批准、認可、許可、登記、認証、証書免状の交付等を含む、以下同じ）、或いは検収が必要な際には、必ず厳格に関係法規と国家規準、或いは業界基準で規定された安全生産条件と順序に基づいて審査を行い、また関係法規と国家基準、

或いは業界基準に規定された安全生産条件に適合しなければ許可或いは検収を通してはならない。法律による許可の取得或いは検収に合格しなかったにも関わらず、無断で関係する活動に従事する者にたいしては、行政審査許可部門が発見するか、或いは告発を受けた後に、直ちに取り締まり、法律によって処理しなければならない。法律によりすでに許可を取得した事業者にたいし、安全生産条件を整えていないことを行政審査許可部門が発見した場合は、元の許可を取り消さなければならない。

第五十五条 安全生産監督管理の職責を負う部門は安全生産に関わる事項を審査、検収する際、料金を徴収してはならないし、審査、検収を受ける事業者に自分が指定するメーカー或いは指定する生産、販売事業者の安全設備、機材或いは他の製品を購入するように要求してはならない。

第五十六条 安全生産監督管理の職責を負う部門は、法律により生産経営事業者の安全生産に関する法規と国家基準、或いは業界基準の執行状況を監督、検査し、以下の職務上の権利を行使する：

(一) 生産経営事業所に入り、検査を行い、関係資料を取り寄せて読み、関係事業者と人員に状況を尋ねる。

(二) 検査で発見した安全生産違法行為は、その場で正すか、或いは期限付きでの改正を要求する。法律により行政処罰を与えるべき行為には、この法律と他の関係法律、行政法規の規定に基づいて行政処罰を決定する。

(三) 検査で事故の潜在的な危険を発見した場合、直ちに排除するよう命じなければならないし、重大な事故の潜在的な危険の排除以前、或いは排除の過程で安全を確保できなければ、危険区域内の作業員を退避させ、一時的に生産停止、営業停止或いは使用停止を命じなければならない。重大な事故の潜在的な危険を排除した後に、審査の同意を得た上、生産経営活動と使用を回復することができる。

(四) 根拠に基づいて安全生産についての保障の国家基準或いは業界基準に適合していないと思われる施設、設備、機材を差し押さえ、封印するか、或いは押収するとともに、十五日以内に法律による処理を決定しなければならない。

監督検査は検査される事業者の正常な生産経営活動に影響を与えてはならない。

第五十七条 生産経営事業者は安全生産監督管理の職責を負う部門の監督検査員(以下安全生産監督検査員という)の法律に基づく監督検査職務の履行に協力しなければならないし、これを拒絶したり、妨害してはならない。

第五十八条 安全生産監督検査員は職務に忠実に、原則を堅持し、公平に法律を執行しなければならない。

安全生産の監督検査員は監督検査任務を執行する際、必ず有効な監督法律の執行であることの証明書を提出し、また検査を受ける事業者の技術的秘密と業務上の秘密を保たなければならない。

第五十九条 安全生産監督検査員は検査の時間、場所、内容、発見した問題とその処理状況について、記録書類を作り、これに検査員と検査を受ける事業者の責任者がサインしなければならないし、検査を受ける事業者の責任者がサインを拒否する場合には、検査員は状況を記録して保存するとともに、安全生産監督管理の職責を負う部門に報告しなければならない。

第六十条 安全生産監督管理の職責を負う部門は、監督検査でお互いに協力し、共同で検査を実施し、また明確に分別して検査する必要があるれば、お互いの状況を通報し合わなければならない。発見した安全問題を他の関係部門が処理すべきであれば、直ちに他の関係部門に移送し、記録を付けて参考に備え、移送を受けた部門は直ちに処理しなければならない。

第六十一条 監査機関は行政監査法の規定に基づいて、安全生産監督管理の職責を負う部門及びその勤務員が安全生産監督管理の職責を履行することを監査する。

第六十二条 安全評価、認証、検査測定、検定を引き受ける機関は、国家が規定する資質条件を整えなければならないし、自らが出した安全評価、認証、検査測定、検定の結果に責任を負う。

第六十三条 安全生産監督管理の職責を負う部門は、通告制度を設立し、通告の電話番号、ポスト或いはメールアドレスを公開し、安全生産に関する通告を受理しなければならない。受理した通告事項は調査で確かめ、書面資料を作り、整理と改善措置が必要であれば、関係責任者に報告しサインをもらって、実行を監督しなければならない。

第六十四条 いかなる事業者、或いは個人も、事故の潜在的な危険、若しくは安全生産の違法行為について、安全生産監督管理の職責を負う部門に報告或いは通告する権利がある。

第六十五条 住民委員会、村民委員会は、その所在区域内の生産経営事業者に事故の潜在的な危険があるか、或いは安全生産違法行為があることを発見した場合、その地方の人民政府或いは関係部門に報告しなければならない。

第六十六条 県級以上の各級人民政府及びその関係部門は、重大事故につながる潜在的な危険の報告或いは安全生産違法行為の通告に、功労を挙げた者に褒賞を与える。具体的な褒賞方法は国务院の安全生産監督管理の担当部門が国务院財政部門と連携・共同して制定する。

第六十七条 新聞、出版、放送、映画、テレビなどの事業者は、安全生産宣伝教育を行う義務があり、安全生産法規に違反する行為を輿論監督する権利がある。

第五章 生産安全事故の応急救助と調査処理

第六十八条 県級以上の地方各級人民政府は、関係部門を集め、本行政区域内の特別に重大な生産安全事故の応急救助予備計画を制定し、応急救助システムを設立する。

第六十九条 危険物の生産、経営、保管事業者及び鉱山、建築施工事業者は応急救助組織を設立しなければならないし、生産経営規模が比較的小さくて、応急救助組織を設立しなくてもよい場合は、兼任の応急救助員を指定しなければならない。

危険物の生産、経営、保管事業者及び鉱山、建築施工事業者は必要な応急救助機材、設備を配置するとともに、経常的に維持・保護、補修をし、正常な運転を確保しなければならない。

第七十条 生産経営事業所の生産安全事故発生後、事故現場の関係者は直ちに本事業者の責任者に報告しなければならない。

事業者の責任者は事故の報告を受けた後、迅速に有効な措置を採り、緊急救助の作業を手配し、事故の拡大を防止し、死亡者と財産の損失を減少させるとともに、国家の関係する規定に従って、直ちに、実情のままその地方の安全生産監督管理の職責を負う部門に報告しなければならない。隠蔽して報告しなかったり、偽って報告したり或いは期日を延ばして報告しないことをしてはならないし、故意に事故現場を破壊し、関係証拠を隠滅してはならない。

第七十一条 安全生産監督管理の職責を負う部門は、事故の報告を受けた後、直ちに国家の関係する規定により事故状況を上級部門へ報告しなければならない。安全生産監督管理の職責を負う部門と関係地方人民政府は、事故の状況を隠して報告しなかったり、偽って報告したり、期日を延ばして報告しなかったりしてはならない。

第七十二条 関係する地方人民政府と安全生産監督管理の職責を負う部門の責任者は、重大な生産安全事故の報告を受けた後、直ちに事故現場に駆けつけ、事故緊急救助を手配しなければならない。

第七十三条 事故の調査処理は事実に基づいて正しく行動するという原則と、科学を尊重するという原則に基づいて、直ちに、正確に事故原因を調査し、事故の原因と責任を明確にし、事故の教訓を総括し、整理と改善の措置を提出するとともに、事故の責任者に処理についての意見を提出しなければならない。事故調査と処理の具体的な方法は国務院が制定する。

第七十四条 生産経営事業所で生産安全事故が発生した後、調査により責任ある事故である確定したら、事故発生事業者の責任を調査し、明確にし、法律により追及するだけでなく、安全生産の事項に関して審査許可と監督の職責を負う行政部門の責任も調査、明確にし、職責を尽くさなかったか、或いは汚職行為があれば、この法律の第七十七条の規定に基づいて法的責任を追及する。

第七十五条 いかなる事業者、個人も、法律に基づく事故の調査処理を妨害、干渉してはならない。

第七十六条 県級以上の地方各級人民政府の安全生産監督管理を担当する部門は、定期的に本行政区域内の生産安全事故の発生状況の統計を作成し、定期的に社会に公布しなければならない。

第六章 法的責任

第七十七条 安全生産監督管理の職責を負う部門に勤務する者は、以下の行為のいずれかある場合、降格するか或いは免職の行政処分を行い、犯罪になる場合には、刑法の関係する規定に従って、刑事責任を追及する。

(一) 法律で定められた安全生産条件に適合していない、安全生産に関わる事項を許可、或いは検収を通すと

(二) 法律による許可、検収を通していない事業者が、無断で関係する活動に従事することを発見したり、或いは通告を受けたにもかかわらず、取り締まらないか、或いは法律による処理をしないこと

(三) 法律によってすでに許可を受けた事業者にたいし、監督管理の職責を履行せず、その事業者が安全生産条件を整えていないのを発見したにもかかわらず、元の許可を取り消さないか、或いは安全違法行為を発見したにもかかわらず、調査処理を行わないこと

第七十八条 安全生産監督管理の職責を負う部門が、審査、検収を受ける事業者に、指定した安全設備、機材或いは他の製品を購入するように要求するか、或いは安全生産事項の審査や、検収の費用を受け取った場合は、その上級機関或いは監査機関は是正と受け取った費用の返還を命じ、状況が重大であれば、直接責任を負う主管者とその他の直接責任者に対し、法律による行政処分を行う。

第七十九条 安全評価、認証、検査測定、検定の機構が、偽りの証明を行い、犯罪になる場合には、刑法の関係する規定により刑事責任を追及するか、刑事処罰に当たらない場合には、違法所得を没収し、違法所得が五千元以上の場合、没収とともに違法所得の二倍以上、五倍以下の罰金を課し、違法所得がないか或いは違法所得が五千元未満の場合、五千元以上、二万元以下の罰金だけを課するか、或いは違法所得の没収とともに五千元以上、二五万元以下の罰金を課する。他人に損害を与えた場合、生産経営事業者と共に、連帯賠償責任を負う。

前項の違法行為を行った機関にたいしては、応ずる資格を撤回し取り消す。

第八十条 生産経営事業者の政策決定機関、主要責任者、個人経営の投資家が、この法律に定められた安全生産に必要な投資資金を保証せず、生産経営事業者が安全生産条件を整えられなかった場合、期限付きで改正して、必要な資金を提供することを命じ、期限が過ぎでも改正しない場合には、生産経営事業者に生産停止、営業停止、整理を命ずる。

前項の違法行為により、生産安全事故を起こし、犯罪になる場合には、刑法の関係する規定により刑事責任を追及し、刑事処罰に当たらない場合には、生産経営事業者の主要責任者には免職処分にし、個人経営の投資者を二万元以上、二十万元以下の罰金を課する。

第八十一条 生産経営事業者の主要責任者がこの法律に定められた安全生産管理の職責を履行しなかった場合、期限付きに改正することを命じ、期限が過ぎでも改正しなければ、生産経営事業者に生産停止、営業停止、整理を命ずる。

生産経営事業者の主要責任者が前項の違法行為により、生産安全事故を起こし、犯罪になる場合には、刑法の関係する規定により、刑事責任を追及し、刑事処罰にならない場合には、免職、或いは二万元以上、二十万元以下の罰金を課する。

生産経営事業者の主要責任者が前項の規定による、刑事罰或いは免職処分を受けた場合、刑罰の執行完了日或いは処分を受ける日から、五年内は、いかなる生産経営事業者の主要責任者を担当してはならない。

第八十二条 生産経営事業者に以下のいずれかの行為があれば、期限付きで改正を命じ、期限が過ぎても改正しなければ、生産停止、営業停止、整理を命じるとともに、二万元以下の罰金を課することができる

(一) 規定による安全生産管理機関を設置、或いは安全生産管理者を配置しないこと

(二) 危険物の生産、経営、保管事業者及び鉱山、建築施工事業者の主要責任者と安全生産管理者が規定による審査に合格しないこと

(三) この法律の第二十一条、第二十二條の規定に定められた、従業員に対する安全生産教育と訓練を行わないこと、或いはこの法律の第三十六條に規定による、従業員に安全生産に関する事項を実情のまま知らせないこと

(四) 特殊作業員が規定に定めトある専門の安全作業訓練を受け、特殊作業の操作資格証明書を取得せず、職に就いて作業すること

第八十三条 生産経営事業者に以下のいずれかの行為があれば、期限付きの改正を命じ、期限が過ぎても改正しなければ、建設の停止、或いは生産停止、営業停止、整理を命ずると共に、五万元以下の罰金を課することができるし、重大な結果を引き起こし、犯罪になる場合には、刑法の関係する規定により刑事責任を追及する。

(一) 鉱山建設事項或いは危険物の生産、保管用の建設事項に安全施設の設計がないこと、若しくは安全施設の設計が規定による関係部門の審査の同意を受けてないこと

(二) 鉱山建設事項或いは危険物の生産、保管用の建設事項の施工事業者が、許可を受けた安全施設設計に基づいて施工をしていないこと

(三) 鉱山建設事項或いは危険物の生産、保管用の建設事項が完成し、生産或いは使用の前に、安全施設の検取合格を受けてないこと

(四) 比較的大きい危険要素のある生産経営場所、或いは関係する施設、設備に明解な安全警告標識を設置しないこと

(五) 安全設備の据付、使用、検定、改造や廃棄が、国家基準或いは業界基準に適合しないこと

(六) 安全設備について、経常的な維持・保護、補修と定期検定をしていないこと

(七) 従業員に国家基準或いは業界基準に適合する労働安全衛生保護具を提供しないこと

(八) 特殊設備及び危険物の容器、運送手段を、専門資質のある機関の検査、検定の合格を取得しておらず、安全使用証或いは安全標章を取得せず、使用すること

(九) 国家が淘汰、使用禁止を明確に命じた、生産安全に危険を与える労働・方法・技術や設備を使用すること

第八十四条 法律による許可を受けず、無断で危険物を生産、経営、保管すれば、その違法行為の停止を命ずるか、或いは閉鎖し、違法所得を没収する。違法所得が十万元以上であれば、違法所得の没収とともに、違法所得の一倍

以上、五倍以下の罰金を課し、違法所得がないか、或いは違法所得が十万元未満であれば、二万元以上、十万元以下の罰金だけを課するか、或いは違法所得の没収とともに、二万元以上、十万元以下の罰金を課する。重大な結果を引き起こし、犯罪になれば、刑法の関係する規定に従って、刑事責任を追及する。

第八十五条 生産経営事業者に以下のいずれかの行為がある場合には、期限付きで改正を命じ、期限が過ぎでも改正しなければ、生産停止、営業停止、整理を命ずると共に、二万元以上、十万元以下の罰金を課することができる。重大な結果を引き起こし、犯罪になれば、刑法の関係する規定に従って、刑事責任を追及する。

(一) 危険物の生産、経営、保管、使用で、専門の安全管理制度を設立せず、確実な安全措置を講じてない、あるいは関係主管部門が法律により実施する監督管理を受けないこと

(二) 重大な危険源を記録して保存書類を作っていないか、或いは評価、監督・規制を行っていない、或いは応急予備計画を制定していないこと

(三) 爆発や、人力或いは機械で成形部材を持ち上げて組み立てる等の危険作業をする際、専門的管理者を手配し、現場の安全管理をしないこと

第八十六条 生産経営事業者が生産経営事項、場所、設備を安全生産条件、或いは相応する資質を備えてない事業者や、個人に請け負わせたり、或いは貸し出す場合、期限付きの改正を命じ、違法所得を没収する。違法所得が五万元以上であれば、違法所得を没収するとともに、違法所得の一倍以上、五倍以下の罰金を課し、違法所得がないか、或いは違法所得が五万元未満であれば、違法所得を没収するか、或いは違法所得を没収するとともに一万元以上、五万元以下の罰金を課する。生産安全事故を引き起こし、他人に損害を与えた場合、下請け事業者、借り受け事業者と連帯賠償責任を負う。

生産経営事業者が下請け事業者、借り受け事業者と専門的な安全生産管理協定を締結してないか、或いは下請け契約、貸し出し契約で各自の安全生産管理職責を明記していない、或いは下請け事業者、借り受け事業者の安全生産を統一的に協議、管理していない場合、期限付きでの改正を命じ、期限が過ぎでも改正しなければ、生産停止、営業停止、整理を命ずる。

第八十七条 二つ以上の生産経営事業者が一つの作業区域内で、相手の安全生産に危険を及ぼす可能性のある生産経営活動を行う際、安全生産管理協定を締結せず、或いは専任の安全生産管理者を指定して安全検査と協議を行ってない場合、期限付きでの改正を命じ、期限が過ぎでも改正しなければ、生産停止、営業停止を命ずる。

第八十八条 生産経営事業者に以下のいずれかの行為があれば、期限付きで改正を命じ、期限が過ぎでも改正しなければ、生産停止、営業停止、整理を命ずるし、重大な結果を引き起こし、犯罪になる場合には、刑法の関係する規定により刑事責任を追及する。

(一) 危険物を生産、経営、保管、使用する現場、商店、倉庫と従業員の宿舎が同じ建物内にあるか、或いは従業員の宿舎との距離が安全要求に適合していないこと

(二) 生産経営場所と従業員の宿舍に緊急避難指示に適合する、標識が明解な、滞りなく通じる出口を設置していない、或いは生産経営場所と従業員の宿舍の出口を封鎖たり、断すること

第八十九条 生産経営事業者が従業員と協定を締結して、従業員が生産安全事故で死亡した場合に負うべき責任を、免除或いは軽減すれば、その協定は無効であり、また生産経営事業者の主要責任者、個人経営の投資家に二十万元以上、十万元以下の罰金を課する。

第九十条 生産経営事業者の従業員が管理に従わず、安全生産規定制度若しくは操作规程に違反した場合、生産経営事業者が指摘、教育し、関係する規定制度により、処分をする。重大な事故を引き起こし、犯罪になれば、刑法の関係する規定により刑事責任を追及する。

第九十一条 生産経営事業者の主要責任者が本事業所で重大な生産安全事故が起きた際、直ちに緊急救助を手配せず、事故の調査処理期間中に無断で職務を離れたり、或いは逃亡して行方をくらませば、降格、免職の処分を与え、逃亡して行方をくらます者にたいしては、十五日以下の拘留をし、犯罪に当たる場合には、刑法の関係する規定により、刑事責任を追及する。

生産経営事業者の主要責任者が生産安全事故を隠蔽し報告せず、偽って報告するか或いは期日を延ばして報告しなければ、前項の規程により処罰する。

第九十二条 関係する地方人民政府、安全生産監督管理の職責を負う部門が、生産安全事故を隠蔽して報告せず、偽って報告するか或いは期日を延ばして報告しない場合、直接責任を負う主管者その他の直接責任者にたいし、法律による行政処分を与え、犯罪になる場合には、刑法の関係する規定に従って刑事責任を追及する。

第九十三条 生産経営事業者がこの法律と他の関係する法律、行政法規と国家基準或いは業界基準で定める安全生産条件を整えず、生産停止、営業停止、整理の後でも安全生産条件を整えなければ、閉鎖し、関係部門は法律に基づいて、関係する書類・許可証を取り消さなければならない。

第九十四条 この法律で定められた行政処罰は、安全生産監督管理の担当部門が決定し、閉鎖の行政処罰については、安全生産監督管理の担当部門が県級以上の人民政府に報告し、国務院で定められた権限により決定し、拘留の行政処罰は公安機関が、治安管理处罰条例の規定に従って決定する。行政処罰の決定機関について関係法律、行政法規に、別の定めがあれば、その規定が適用される。

第九十五条 生産経営事業所で生産安全事故が発生し、人員の死亡や、他人の財産の損失がある場合には、法律によって賠償責任を負わなければならないし、それを拒否或いは逃亡して行方をくらました者にたいしては、人民裁判所が法律に基づいて強制的に執行する。

生産安全事故の責任者が法律による責任を負わず、人民裁判所が法律による執行措置を採った後にも、被害者に十分な賠償ができない場合に、引き続き賠償の義務を履行しなければならないし、被害者が責任者に他の財産があることを発見し場合には、随時に人民裁判所に執行を求めることができる。

第七章 付則

第九十六条 この法律の以下の用語の意義：

危険物とは、爆発性の物質、発火性の物質、危険化学製品、放射性物質等、人身の安全と財産に危険を及ぼす恐れがあるものをいう。

重大危険源とは、長期的或いは臨時的に危険物を生産、運送、使用或いは保管し、かつ危険物の数が臨界量の単位と同じか、或いはそれを上回るものをいう(場所と施設を含む)。

第九十七条 この法律は2002年11月1日から施行される。

14. 職場における職業上の健康監督管理に関する暫定規定

国家安全生産監督管理総局令

第 23 号

「職場における職業上の健康監督管理に関する暫定規定」は 2009 年 6 月 15 日、国家安全生産監督管理総局局長弁公会議にて審議、可決され、ここに公布し、2009 年 9 月 1 日より施行する。

局長 駱琳

二〇〇九年七月一日

職場における職業上の健康監督管理に関する暫定規定

第一章 総則

第一条 工業、鉱業、商業及び貿易に従事する生産経営事業者の職場における職業上の健康監督管理を強化し、生産経営事業者の職業性危害予防の主体责任を増強し、職業性危害を予防、抑制、除去し、従業員の生命、安全及び健康を保障するため、「職業病防治法」、「安全生産法」などの法律、行政法規及び職業上の健康監督検査の職責調整に関する国务院の規定に基づき、本規定を制定する。

第二条 炭鉱企業を除く工業、鉱業、商業及び貿易に従事する生産経営事業者（以下生産経営事業者という）の職場における職業性危害予防及び安全生産監督管理部門が、監督管理活動を行う場合、本規定が適用される。

炭鉱企業の職場における職業性危害予防及び炭鉱安全監察機関が、これに対し監察活動を実施する場合、別途規定を設ける。

第三条 生産経営事業者は、職場における職業性危害防止活動を強化し、従業員のために法律、法規、規則及び国家基準、業界基準に適合する作業環境と条件を整え、有効な措置を講じて従業員の職業上の健康を保障しなければならない。

第四条 生産経営事業者は職業性危害予防の責任主体である。

生産経営事業者の主な責任者は、当該部門の職場における職業性危害予防活動に全面的に責任を負う。

第五条 国家安全生産監督管理総局は、全国における生産経営事業者の職場の職業健康監督管理活動に責任を負う。

県級以上の地方人民政府の安全生産監督管理部門は、当該行政区域内における生産経営事業者の職場の職業健康監督管理活動に責任を負う。

第六条 職場における職業性危害予防に技術サービスを提供する職業健康技術サービス機関は、法律、法規、規則及び執業準則に従い、生産経営事業者のために技術サービスを提供しなければならない。

第七条 いかなる部門と個人はいずれも安全生産監督管理部門に生産経営事業者が本規定に違反した行為及び職業性危害事故を告発する権利を有する。

第二章 生産経営事業者の職責

第八条 職業性危害の恐れがある生産経営事業者は、職業健康管理機関を設置又は指定し、専任又は兼任の職業健康管理者を配備して当該部門の職業性危害予防活動に責任を負わなければならない。

第九条 生産経営事業者の主な責任者及び職業健康管理者は、当該部門が従事する生産経営活動に応じた職業上の健康知識及び管理能力を備え、また安全生産監督管理部門が組織する職場における健康研修を受けなければならない。

第十条 生産経営事業者は、持ち場に就く前の従業員に対して職場における健康研修及び持ち場につく期間の定期的職業健康研修を行い、職業上の健康知識を普及させ、従業員に職業性危害予防に関する法律、法規、規則、国家基準、業界基準及び操作規程を守るよう督促しなければならない。

第十一条 職業性危害が存在する生産経営事業者は、下記の職業性危害予防制度及び操作規程を確立し、健全化しなければならない。

- (一) 職業性危害予防責任制度。
- (二) 職業性危害告知制度。
- (三) 職業性危害申告制度。
- (四) 職業上の健康啓発教育、研修制度。
- (五) 職業性危害の保護施設の保守・点検制度。
- (六) 従業員の保護具管理制度。
- (七) 職業性危害に関する日常モニタリング管理制度
- (八) 従業員の職業上の健康監督保護記録管理制度。
- (九) 持ち場における職業上の健康操作規程。
- (十) 法律、法規、規則、規定におけるその他の職業性危害予防制度。

第十二条 職業性危害が存在する生産経営事業者の職場は下記の要求に合致しなければならない。

- (一) 生産を合理的に配置し、有害作業と無害作業を区分する。
- (二) 職場と生活場を区分し、職場に居住してはならない。
- (三) 職業性危害予防活動に応じた有効な保護施設を設置する。
- (四) 職業性危害要素の強度又は濃度は国家基準、業界基準に適合する。
- (五) 法律、法規、規則及び国家基準、業界基準に関するその他の規定。

第十三条 職業性危害が存在する生産経営事業者は、関連規定に従い、当該部門の職業性危害要素を安全生産監督管理部門に適時かつ如実に申告し、安全生産監督管理部門の監督検査を受けなければならない。

第十四条 新築、改築、拡張工事の建設プロジェクト、技術改造、技術導入プロジェクト（以下建設プロジェクトと総称する）に職業性危害が発生するおそれがある場合、事業者は、関連規定に従い、フィージビリティスタディ論証の段階において相応の資格のある職業健康技術サービス機関に委託して事前評価を行わなければならない。職業性危害に関する事前評価報告書は建設プロジェクト所在地の安全生産監督管理部門に報告し、記録を付けて書類として保存しなければならない。

第十五条 職業性危害が発生した建設プロジェクトについて、基本設計の段階において職業性危害予防に関する特定章節を編成しなければならない。職業性危害予防に関する特定章節は、建設プロジェクト所在地の安全生産監督管理部門に報告し、記録を付けて書類として保存しなければならない。

第十六条 建設プロジェクトにおける職業性危害保護施設は主体工事と同時に設計、施工、操業・使用を開始（以下「三同時」と略称する）しなければならない。職業性危害保護施設に必要な費用は建設プロジェクトの予算に組み入れられなければならない。

第十七条 建設プロジェクトの竣工、検収の前に、建設部門は、関連規定に従い、相応の資格を有する職業健康技術サービス機関に委託して、職業性危害の抑制効果評価を行わなければならない。建設プロジェクトの竣工検収を行う時、職業性危害保護施設が、法により検収に合格し、職業性危害保護施設検収に関する承認の返答文書を取得した後、はじめて操業、使用を開始することができる。

職業性危害の抑制効果評価報告、職業性危害保護施設検収に関する承認の返答文書を建設プロジェクト所在地の安全生産監督管理部門に報告し、記録を付けて書類として保存し

なければならない。

第十八条 職業性危害が存在する生産経営事業者は、目立つ場所に掲示板を設け、職業性危害の予防に関する規則制度、操作規程及び職場における職業性危害要素のモニタリング結果を公表しなければならない。

深刻な職業性危害が発生した持ち場において、目立つ場所に警告標識及び中国語の警告説明を設置しなければならない。警告説明には職業性危害が発生する種類、結果、予防及び応急措置などの内容を明記しなければならない。

第十九条 生産経営事業者は、従業員に国家基準、業界基準に適合する職業性危害の保護具を提供し、従業員に使用規則に従い、保護具を正しく着用、使用するよう督促、教育、指導しなければならない。お金や品物を保護具に取って代わって発給してはならない。

生産経営事業者は、職業性危害の保護具を定期的に保守、点検し、保護具の有効性を確保しなければならない。国家基準、業界基準又は効力を失った職業性危害の保護具を使用してはならない。

第二十条 生産経営事業者は、職業性危害保護施設を定期的に保守、点検、保護し、その性能や効果を定期的に検査・測定し、施設の正常な状態を確保しなければならない。職業性危害保護施設を勝手に取り除く又は使用を中止してはならない。

第二十一条 職業性危害が存在する生産経営事業者は、職場の職業性危害要素に対する日常モニタリングに責任を負う専任者を配置し、モニタリングシステムの正常な運転状態を保つことを保証しなければならない。モニタリングの結果は直ちに従業員に公表しなければならない。

第二十二条 職業性危害が存在する生産経営事業者は、相応の資格を備える仲介技術サービス機関に委託して、少なくとも毎年一回の職業性危害要素に対する検査・測定を行い、少なくとも3年に一回の職業性危害現状評価を行わなければならない。定期的な検査・測定、評価結果は、当該部門の職業性危害予防保存書類に入れ、従業員に公表し、又所在地の安全生産監督管理部門に報告しなければならない。

第二十三条 生産経営事業者は、日常の職業性危害モニタリング又は定期的な検査・測定、評価過程において、職場における職業性危害要素の強度又は濃度が国家基準、業界基準に適合しないことを発見した場合、直ちに措置を講じて整頓・是正及び整備を行い、これを職業上の健康な環境と条件の要求に適合させることを確保しなければならない。

第二十四条 生産経営事業者が職業性危害が発生するおそれのある設備を提供する場合、中国語の説明書を提供し、又設備が目立つ場所に警告標識及び中国語の警告説明を加えなければならない。警告説明には設備の性能、発生する可能性がある職業性危害、安全操業、保守留意事項、職業性危害保護措置などの内容を明記しなければならない。

第二十五条 生産経営事業者が職業性危害が発生するおそれのある化学物質などの材料を提供する場合、中国語の説明書を提供しなければならない。説明書には製品の特徴、主要成分、存在する有害要素、発生するおそれのある危害の結果、安全使用留意事項、職業性危害保護及び応急措置などの内容を明記しなければならない。製品の包装には目立つ警告標識及び中国語の警告説明を加えなければならない。保管場所に危険物質の標識を設置しなければならない。

第二十六条 いかなる生産経営事業者は、国が明文で使用を禁止する職業性危害が発生するおそれのある設備又は材料を使用してはならない。

第二十七条 いかなる部門及び個人は、職業性危害が発生する作業を職業性危害保護条件が備えられていない部門及び個人に移転してはならない。職業性危害保護条件を備えない部門及び個人は、職業性危害が発生する作業を受け入れてはならない。

第二十八条 生産経営事業者は、職業性危害予防に役立ち、又は従業員の健康保持に役立つ新技術、新工程、新材料、新設備を優先的に採用し、これによって、逐次職業性危害が発生する技術、工程、材料、設備に取って代わらなければならない。

第二十九条 生産経営事業者は、採用された技術、工程、材料、設備が発生するおそれのある職業性危害を熟知し、相応の保護措置を採らなければならない。職業性危害が発生するおそれのある技術、工程、材料、設備の危害をわざと隠ぺいしてそれを採用する場合に、生産経営事業者の主な責任者は、その職業性危害の結果に責任を担う。

第三十条 生産経営事業者は、従業員と労務契約（任用契約を含み、以下同じ）を結ぶとき、労働過程における発生する恐れのある職業性危害及びその結果、職業性危害保護措置及び待遇などを如実に従業員に知らせ、又労務契約に明記し、隠ぺいまたは欺瞞してはならない。生産経営事業者は、法により従業員のために労災保険を取り扱い、保険料を納めなければならない。

従業員は労務期間内、持ち場又は作業内容の変更により労務契約において未告知の職業性危害が存在する作業に従事させる場合、生産経営事業者は、前項の規定に従い、従業員に如実に知らせる義務を履行し、協議してもとの労務契約の関係条項を変更しなければならない。

らない。

生産経営事業者が本条第1項、第2項の規定に違反した場合、従業員は、作業の従事を拒否する権利を有する。これにより生産経営事業者は従業員と締結した労務契約を解除又は中止してはならない。

第三十一条 職業性危害作業に従事する従業員に対し、生産経営事業者が国の関連規定に従い、持ち場に就く前、持ち場に就く期間及び職場を離れる時の職業上の健康診断を行い、又は診断結果を如実に従業員に知らせなければならない。職業上の健康診断の費用は生産経営事業者が負担する。

生産経営事業者は、持ち場に就く前の職業上の健康診断をしていない従業員を職業性危害に触れる作業に従事させてはならない。職業上禁忌のある従業員をそれに関連する作業に従事させてはならない。事業者は、職業上の健康診断において、従事している作業の影響で健康を損ないた従業員が分かった場合、その従業員を職場から離れさせ、又は適切に配置しなければならない。職場を離れる前に職業上の健康診断を受けていない従業員に対し、締結している労務契約を解除又は中止してはならない。

第三十二条 生産経営事業者は、従業員のために職業上の健康管理記録を整備し、規定している期限通りに適切保存しなければならない。

従業員が生産経営事業者を離れるとき、その本人の職業上の健康管理記録の写しを請求する権利を有する。生産経営事業者は如実に無償に提供し、その写しに署名捺印しなければならない。

第三十三条 生産経営事業者は、未成年者を職業性危害作業に従事させてはならない。妊娠期、授乳期の女性従業員を本人、胎児、赤ん坊に対し、危害の恐れのある作業に従事させてはならない。

第三十四条 生産経営事業者は、職業性危害事故が発生したとき、直ちに所在地の安全生産監督管理部門及び関連部門に報告し、又有効な措置を講じ、職業性危害要素を減少又は除去し、事故の拡大を防止しなければならない。職業性危害を受けた従業員に対し、直ちに応急手当を施し、必要な費用を負担する。

生産経営事業者及び従業員は、職業性危害事故に対し報告遅れ、報告漏れ、虚報をしてはならず、又は事実や真相を隠蔽して報告してはならない。

第三十五条 職場に有毒物質を使用する生産経営事業者は、関連規定に従い、安全生産監督管理部門に職業衛生安全許可証の取扱いを申請しなければならない。

第三十六条 安全生産監督管理部門の行政法執行者が法により監督検査の職責を履行するとき、生産経営事業者は、これに協力し、公務の執行を拒絶、妨害してはならない。

第三章 監督管理

第三十七条 安全生産監督管理部門は、法により、関連職業性危害予防に関する法律、法規、規則及び国家基準、業界基準を実施する生産経営事業者の下記の状況に対し、監督検査を行う。

- (一) 職業健康管理機関の設置、人員配置の状況。
- (二) 職業性危害予防制度及び規程の確立、実行及び公布の状況。
- (三) 主な責任者、職業健康管理員、従業員の職業健康教育及び研修の状況。
- (四) 職場における職業性危害要素に関する申告状況。
- (五) 職場における職業性危害要素に対するモニタリング、検査測定及び結果の公表状況。
- (六) 職業性危害保護施設の設置、維持、保守の状況及び個人保護具の発給、管理及び従業員の着用、使用状況。
- (七) 職業性危害要素及び危害の結果に対する告知状況。
- (八) 職業性危害事故報告の状況。
- (九) 法により監督検査しなければならないその他の状況。

第三十八条 安全生産監督管理部門は、職業性危害に対する監督検査制度を確立し、健全化し、行政法執行者に対する職業上の健康知識の研修を強化し、行政法執行者の業務上の能力を高めなければならない。

第三十九条 安全生産監督管理部門は、職業性危害保護施設の「三同時」に関する記録管理制度を確立し、健全化し、職業性危害に関する資料の記録管理を強化しなければならない。

第四十条 安全生産監督管理部門は、職業性危害予防事業に従事する職業健康技術サービス機関に対し、登録記録管理制度を実行する。法により相応の資格を備えた職業健康技術サービス機関は、安全生産監督管理部門に記録を付けて書類として保存しなければならない。

職場の職業性危害に対する検査測定、評価などの事業に従事する仲介技術サービス機関は、検査測定、評価事業を客観的で、真実でかつ正確に展開し、又その検査測定、評価の結果に責任を負わなければならない。

第四十一条 安全生産監督管理部門は、職業健康技術サービス機関に対する監督検査を強化し、違法、規定の違反行為を発見した場合、関連部門に直ちに通報しなければならない。

い。

第四十二条 安全生産監督管理部門の行政法執行者は、法により監督検査の職責を履行するとき、有効な法執行証明書を提示しなければならない。

行政法執行者は、職務に忠実を尽くし、公平に法を執行し、法執行の規範を厳格に遵守しなければならない。検査を受ける事業者の技術及び業務上の秘密に関わる場合に、その秘密を守らなければならない。

第四十三条 安全生産監督管理部門が、監督検査の職責を履行するとき、下記の措置を講じる権利を有する。

(一) 検査を受ける機関及び職場に立ち入り、職業性危害の検査測定を行い、関連事情を調査して証拠を取ることを。

(二) 検査を受ける事業者の職業性危害予防に関する文書、資料を調べ、コピーし、関連サンプルを収集すること。

(三) 職業性危害予防の国家基準、業界基準に適合しないと認められた依拠がある施設、設備、器材を密封して保存又は差し押さえ、かつ 15 日以内に法により処分決定を下すこと。

第四十四条 職業性危害事故が発生した場合、安全生産監督管理部門は、国の関連規定に従い、事故の状況を報告し、事故の調査処理を組織しなければならない。

第四章 罰則

第四十五条 生産経営事業者が下記の情状の一つに該当した場合、警告を発し、期限付きで是正するよう命じ、期限を過ぎても是正しなかった場合、2 万元以下の罰金に処する。

(一) 規定に従い、職業健康管理機関を設置又は指定せず、又は専任或いは兼職の職業健康管理者を配置しなかった場合。

(二) 規定に従い、職業性危害予防制度及び操作規程を確立しなかった場合。

(三) 規定に従い、関連職業性危害予防に関する規則制度及び操作規程を公表しなかった場合。

(四) 生産経営事業者の主な責任者、職業健康管理員は規定に従い、職業健康研修を受けなかった場合。

(五) 生産経営事業者は規定に従い、従業員に職業健康、研修を受けさせなかった場合。

(六) 規定に従い、職場の職業性危害要素に対するモニタリング、検査測定及び評価の結果を保存、上級に報告、公表しなかった場合。

第四十六条 生産経営事業者が下記の情状の一つに該当した場合、期限付きで是正するよう命じ、警告を発し、また 2 万元以上 5 万以下の罰金を併科することができる。

- (一) 規定に従い、職業性危害要素要素を直ちに、如実に申告しなかった場合。
- (二) 規定に従い、職場の職業性危害要素に対する日常モニタリングに責任を負う専任者を設置せず、又はモニタリングシステムが異常であった場合。
- (三) 労務契約を締結又は変更する時、従業員に職業性危害の事実状況を知らせなかった場合。
- (四) 規定に従い、職業上の健康診断、健康管理・保護の記録作成を実施せず、又は健康診断の結果を従業員へ事実通りに知らせなかった場合。

第四十七条 生産経営事業者が下記の情状の一つに該当した場合、警告を発し、期限付けで是正するよう命じ、期限が過ぎても是正しなかった場合、5万元以上20万元以下の罰金に処する。情状が重大な場合、職業性危害が発生した作業を中止させる又は国务院の定める権限により職場を閉鎖するよう関連人民政府に要請する。

- (一) 職場における職業性危害要素となる強度又は濃度が国家基準、業界基準に適合していなかった場合。
- (二) 職業性危害保護施設及び従業員が使用する職業上の保護具を提供せず、又は提供した職業性危害保護施設及び従業員が使用する職業上の保護具が国家基準及び業界基準に適合していなかった場合。
- (三) 規定に従い、職業性危害保護設備、及び従業員が使用する職業性危害の保護具を保守、点検、検査せず、又は正常な運転、使用状態を保持しなかった場合。
- (四) 規定に従い、職場における職業性危害要素を調べ、評価しなかった場合。
- (五) 職場における職業性危害要素を除去しても、まだ国家基準、業界基準に達しなかった場合。
- (六) 職業性危害事故が発生したときに、有効な措置を講じなかった又は規定に従い直ちに報告しなかった場合。
- (七) 規定に従い、職業性危害が発生した職場の目立つ場所に操業規程を公表又は警告標識及び中国語の警告説明を設置しなかった場合。
- (八) 安全生産監督管理部門の法による検査・監督を拒否した場合。

第四十八条 生産経営事業者が下記の情状の一つに該当した場合、警告を発し、期限付けで是正するよう命じ、又は5万元以上30万元以下の罰金に処する。情状が重大な場合、職業性危害が発生した作業を中止させる又は国务院の定める権限により職場を閉鎖するよう関連人民政府に要請する。

- (一) その技術、プロセス、材料に発生した職業性危害を隠して採用した場合。
- (二) 国が明文をもって使用を禁止する設備又は材料を使用した場合。
- (三) 職業性危害が発生した作業を職業性危害保護の条件を整えない部門や個人に移転又は職業性保護の条件を整えない部門や個人が職業性危害が発生した作業を引き受けた場合。

(四) 職業性危害保護設備を無断で取り外し、使用を停止させた場合。

(五) 職業上の健康診断を受けていない従業員、職業上禁忌のある従業員、未成年者又は妊娠中や授乳期の女性従業員を職業性危害が発生する作業又は禁止されている作業に従事させた場合。

第四十九条 生産経営事業者が、職業性危害予防に関する法律、法規、規則及び国家基準、業界基準の規定に違反し、従業員の生命や健康をひどく損なった場合、職業性危害が発生した作業を停止するよう命じる又は国务院の定める権限により職場を閉鎖するよう関連人民政府に要請し、また 10 万元以上 30 万元以下の罰金を併科する。

第五十条 規定の要求に従い、建設プロジェクトの職業性危害に関する事前評価報告書、職業性危害予防に関する特定章節、職業性危害の抑制効果評価報告書及び職業性危害保護施設検収に関する承認書類について記録をつけて保存しなかった場合、警告を発し、また 3 万元以下の罰金を併科する。

第五十一条 生産経営事業者に職業性危害が発生する恐れのある設備又は材料を提供するとき、規定に従い、中国語の説明書を提供せず、又は警告標識及び中国語の警告説明を設置しなかった場合、期限付きで是正するよう命じ、警告を発し、5 万元以上 20 万元以下の罰金を併科する。

第五十二条 安全生産監督管理部門及び行政法執行者は、規定に従い、職業性危害事故を上級に報告しなかった場合、関連規定に従い、処理を行う。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及される。

第五十三条 本規定で決める職場における職業上の健康違法行為に対する処罰は、県級以上の安全生産監督管理部門が定める。法律、行政法規及び国务院の関連規定に行政処罰決定機関に対する別途規定がある場合、その規定に従う。

第五章 付則

第五十四条 本規定中の下記用語の定義：

職場とは、従業員が職業活動に従事する事業者の施工現場を含む全ての場所を指す。

職業性危害とは、従業員が職業活動に従事する時、粉塵、有毒物質などの有害要素に触れたことで、健康にさまざまな損害を与えたことを指す。

職業上禁忌とは、従業員が特定の職業に従事する又は特定の職業性危害要素に触れた時、普通の従業員に比べて職業性危害損傷に遭いやすく、職業性疾患にかかりやすく、又は持病の病状が悪化させ、又は作業中に他人の生命と健康を損なう恐れがある疾患を誘発する

個人の特殊な生理的又は病理的状态を指す。

第五十五条 本規定で定めていない職業性危害予防に関するその他の関連事項について、「職業病防治法」及びその他の法律、行政法規の規定に従い施行する。

第五十六条 本規定は、2009年9月1日から施行する。

15. 職業衛生管理監督業務に関する通知

国家安全生産監督管理総局の職業衛生管理監督業務に関する通知

2月17日通知（安監総安健[2009]29号）

（一）大いに重視し、組織指導に力を入れる。

（二）組織を健全化し、監督管理職能を適正化する。

省級職業衛生監督管理機関の建設に力を入れる。職業衛生監督管理職能を適正化する。職業衛生監督管理処（室）を明確に具体化し、十分な人数の監督管理専任者を配置し、必要な職業衛生監督管理取締装備・設備・器材を配備しなければならない。省級衛生・人的資源・社会保障・労働組合などの部門や組織との連絡協力を密にしなければならない。地方職業衛生監督管理機関の設立に対する指導と支援を強化し、積極的に市（地区）・県級職業衛生監督管理機関設立を推進し、職能を移管し、機関を設立し、人員を充実させ、取締りを展開し、各級職業衛生監督管理体制メカニズムを段階的に構築し改善していかなければならない。

（三）重点を明確化し、監督管理を強化する

各地の職業衛生事故の特徴に基づき、職業衛生事故が目立つ重点セクター・重点企业・重点グループの監督検査を重点的に強化する。とりわけ、冶金・非鉄・建材・機械・軽工業・化学工業などのセクターと採鉱・製錬・セメント製造・皮革加工・製靴・金属メッキ・電子機器製造などの企業を重点検査対象とし、企業の職業衛生災害事前予防と作業プロセスにおける防護及び管理など重点事項を対象に定期検査と抜打ち検査を実施しなければならない。職業衛生事故とそれに関係する違法行為をきちんと調査・処理し、職業衛生事故調査処理に関する制度と事故責任追及制度を構築し、事故責任法人と個人を法令に従って処罰しなければならない。

（四）職業衛生宣伝教育研修事業を精力的に展開する

ラジオ・テレビ・新聞・雑誌・インターネットなどのメディアを十分に利用し、内容が豊富で多様な形式の宣伝活動を真剣に展開する。職業衛生研修業務に力を入れなければならない。第一に、安全監督管理部門職業衛生監督管理者の研修に力を入れる。第二に、企業責任者と管理担当者の研修に力を入れる。第三に、労働者の職業衛生研修に力を入れる。第四に、労働衛生監督員制度を積極的に推進する。職業上の危険が存在する企業の第一線に労働衛生監督員を配置し、企業の労働衛生監督員の専門職化を推進する。

（五）企業職業衛生管理主体责任を完全実施する

企業は職業衛生の責任主体として、法令に従い発生した職業衛生災害に対し責任を負わなければならない。各級安全監督管理部門は職業上の危険の存在する企業が真剣に工

学技術・個人保護・総合対策などの措置を取り、職業衛生災害を予防するよう指導監督しなければならない。

(六) 職業衛生科学技術サービスと技術支援システムを積極的に育成し発展させる

管轄地域内の職業衛生技術サービス組織の現状についての調査と需要分析を行い、関連政策を策定し、既存の資源を統合し、新たな資源を開発し、職業衛生技術サービス組織届出制を実施し、管理を強化しなければならない。

16. 中国職業衛生にかかる報道動向（2010.3-2010.5）

中国職業衛生関連報道（2010.3-2010.5）

索引

1. 2010-3-8 陳竺氏が「開胸手術によるじん肺診断事件」について語る。職業性疾病防止のための省庁間連席会議制度の構築を検討中（P 1）
2. 2010-4-1 衛生部：2010年「職業病防止法」広報週間キャンペーンの実施（P 3）
3. 2010-4-28 衛生部通報 2009年職業性疾病防止状況及び2010年業務状況（P 6）
4. 2010-4-30 職業性疾病防止のための省庁間連席会議第一回全体会議の開催（P 8）

陳竺氏が「開胸手術によるじん肺診断事件」について語る。職業性疾病防止のための省庁間連席会議制度の構築を検討中

2010-03-08 17:48:02 出所：国際オンライン専門報道 編集：邱観史

国際オンラインの報道によれば、「開胸手術によってじん肺を診断してもらった」出稼ぎ農民張海超さんの職業性疾病事件について、衛生部陳竺部長は今日こう語りました。われわれの職業性疾病防止専門機関が抱える歴史上の「つけ」があまりにも多く、その診断能力に問題があります。また、最近、衛生部、安全生産監督管理総局は、人力資源・社会保障部、全国総工会も含めて、職業性疾病防止のための省庁間連席会議制度の構築を検討しているとの情報を記者に伝えました。

3月8日（月曜日）午後15時30分、第十一期全国人民代表大会第三回会議は人民大会堂三階の金色ホールで記者会見を行い、住宅・都市農村建設部姜偉新部長、衛生部陳竺部長、人力資源・社会保障部胡曉義副部長は民生の保障と改善問題について記者の質問に答えました。

ある記者はこう質問しました。陳部長、先ほど陳部長は出稼ぎ農民の医療と社会保障の問題に触れられましたが、2009年メディアを騒がした出稼ぎ農民張海超さんの「開胸手術によってじん肺を診断する」という職業性疾病の案件が社会各界の幅広い関心を引き起こし、「開胸診断」の四文字は2009年の流行語ともなりました。このことについて部長はどう評価されますか。また、張海超さんのような出稼ぎ農民はどうすれば自身の権利を守ることができるとお考えでしょうか。職業性疾病の防止はどのように制度化し、管理すべきと思われますか。

これに対して、陳竺氏がこう答えました。私は職業性疾病防止が確かに出稼ぎ農民工の健康と利益の擁護に関する一つの核心的な内容だと思います。中国政府は職業性疾病の防止を高度に重視し、われわれは既に「職業病防止法」という法律がありますので、法によって職業性疾病防止業務を実施すべきです。

また、昨年、国務院弁公庁は「国家職業病防止計画（2009～2015年）」を公表しました。われわれは法律だけでなく、具体的な活動計画もあり、職業性疾病防止の指導思想、基本

原則、目標・任務及び保障措置が明確にされています。昨年、中央財政は専門予算を出して中西部地域の職業性疾病防止機関の設置を補助しました。

陳竺氏はこうも述べました。最近、衛生部、安全生産監督管理総局は、人力資源・社会保障部、全国総工会も含めて、職業性疾病防止省庁間連席会議制度の構築を検討しています。業務のメカニズムを完備させ、部門間共同の監督・管理を図るためです。

目下、職業性疾病防止の業務改善について、われわれはこう考えています。まずは企業の責任主体としての責任を拡大することです。また、地方政府は総責任を負い、各部門はそれぞれの責任を果たすのみでなく、互いの業務連携の度合いを強化しなければなりません。われわれは職業性疾病防止計画に基づいて我が国の職業性疾病の基本データを更に把握しようと考えています。

更に、われわれは職業性疾病防止体系の構築を強化しなければなりません。専門の職業性疾病防止機関に頼るばかりでなく、全保健衛生部門の力を発揮しなければなりません。張海超さんの件はわれわれの職業性疾病防止専門機関が抱える歴史上の「つけ」が多すぎて、診断の能力に問題が出ていることを表しています。最終的に彼はある三級病院に行って診断をしてもらわなくてはなりません。われわれは全保健衛生部門の力を集めて対応する必要があるとわかったわけです。

陳竺氏は更にこう語りました。先ほど申し上げた出稼ぎ農民の健康擁護プロジェクトについて、われわれはこのプロジェクトの中で企業の出稼ぎ農民の健康ファイルの整備を一つの重要な業務として実施したいと考えています。同時に、出稼ぎ農民工に対する職業安全研修を強化し、彼らの知識と意識を高めたいとも考えています。

その他、企業においては、組合組織の役割の発揮を強化しなければなりません。農民工の個人のみでは足りません。組合は出稼ぎ農民の権利擁護についてなにかをしなければなりません。

陳竺氏はこうも話しました。人間本位の科学的発展観の考え方が徐々に浸透するにつれて、社会全体、とりわけ出稼ぎ農民自身の職業性疾病防止意識の向上、また職業性疾病の防止能力とレベルの向上にも従い、我が国の出稼ぎ農民の健康がきつとよりよく守られていくと信じています。

<http://gb.cri.cn/27824/2010/03/08/4865s2778084.htm>

衛生部：2010年「職業病防止法」広報週間の実施

中央政府ゲートウェイ www.gov.cn 2010年04月01日 出所：衛生部ウェブサイト

2010年「職業病防止法」広報週間キャンペーンの実施に関する通知

各省、自治区、直轄市及び新疆生産建設兵団衛生庁（局）、人力資源・社会保障（労働保障）庁（局）、安全生産監督管理局、全国総工会：

「職業病防止法」と「国家職業病防止計画（2009-2015年）」をより広く広報・貫徹し、職業性疾病防止知識を普及させ、雇用主と労働者の職業性疾病防止に関する法的意識を高め、労働者の職業健康権利を擁護するため、衛生部、人力・資源社会保障部、国家安全生産監督管理総局、全国総工会は、2010年4月下旬に「職業病防止法」広報週間キャンペーンの合同展開を決定した。関連事項について次のとおり通知する。

一、テーマ

職業性疾病を防止し、労働者に幸福をもたらす—労働者は基本的職業衛生サービスを楽しむ。

二、対象、手法及び主な内容

（一）対象と手法

ニュース、マスメディア、公益広告、現場における広報と相談、研修、交流など多様な手法を利用して、社会全体（農民工と中小企業経営者を重点とする）に向けて「職業病防止法」の広報と教育を展開する。

（二）広報内容

1. 改革開放30年来のわが国における職業性疾病防止事業の成果
2. 職業性疾病の防止に関する法令
3. 職業性疾病防止に関する企業の法的責任
4. 農民工を対象とする職業性疾病防止の科学知識
5. 農民工の職業性疾病事例及び権利擁護事例
6. 政府及び関係部門の職業性疾病防止に関する監督管理の責任及び典型事例の調査・処罰状況

三、活動期間

2010年4月24日～5月1日。

四、広報スローガン

- （一）農民工の健康を保護することは、社会全体の共同責任
- （二）仕事・健康・調和
- （三）労働者の健康を守り、調和の取れた社会を構築しよう。
- （四）労働者の健康を守ることは、企業の社会的責任である。
- （五）雇用主は職業病防止の第一責任者
- （六）職業危害を防止し、労働者の健康を守ろう。

- (七) 職業病防止知識を学び、労働者の自己保護意識を高めよう。
- (八) 「職業病防止法」を勉強・貫徹し、法により労働者の健康権益を擁護しよう。
- (九) 職業性疾病の抑制 予防がカギ
- (十) 職業性疾病を予防し、農民工に注目と愛をささげよう。
- (十一) マスクで粉じん防止
- (十二) 耳栓で騒音防止
- (十三) 職業安全衛生規程を守り、不安全な操作行動を途絶しよう。
- (十四) あなたの健康のため、職業安全衛生の警告標識を守りましょう。
- (十五) 安全装置と保護装置は職業危害を予防する有効手段
- (十六) 女性労働者と未成年労働者は特別な保護権利を享受する。
- (十七) 労働保険に加入し、職員の権益を保障する。

五、業務の要求

(一) 各地は「職業病防止法」広報週間の活動を高度に重視し、広報活動を科学的発展観の徹底・実施、労働者の健康擁護の具体的な実践活動とし、関係部門は密に協力し、細心に組織し、真剣に実施しなければなりません。中西部地域は2009年の中央特例交付金による職業性疾病防止プロジェクトに合わせて、多様な広報活動を実施し、具体的且つ詳細な実施を保証する。

(二) 各地は広報のテーマを核心に据え、また実際の状況と照らし合わせて、重点的な職業危害、重点ターゲットグループ及び重点業種を対象に絞って、企業、農村の流通マーケット、駅等流動人口の密集している場所、及び郷鎮の小中学校、郷鎮衛生院、村の医務室等の場所において広報活動を行わなければならない。また、メディアの支援と協力を積極的に勝ち取り、主流メディアの役割を十分果たせるよう働きかける。

(三) 広報活動が終了後、活動の手配、広報・報道、効果、獲得した経験、存在する問題点等の面から真剣に総括し、5月31日までに書面報告及び統計表（別表参照）をそれぞれの関係機関に送付する。

広報週間の活動をうまく実施するため、主催機関はポスター及び広報資料を統一して印刷し、近いうちに各地に配布する。各地はバス、地下鉄、長距離バスターミナル、駅、広場等流動人口が集まりやすい場所にポスターの貼り付け及び職業性疾病防止の広報資料の配布を行わなければならない。

衛生部担当者：房元萍 電話：010-68792042

人力資源・社会保障部担当者：徐文磊 電話：010-84207255

国家安全生产监督管理局担当者：彭広勝 電話：010-64463617

全国总工会担当者：劉小昶 電話：010-68591852

別表：2010年「職業病防止法」広報週間活動状況統計表

衛生部弁公庁
人力資源・社会保障部弁公庁

国家安全生产监督管理总局办公厅

全国总工会办公厅

2010年3月26日

別表

2010年「職業病防止法」広報週間活動状況統計表

省（自治区、直轄市）

形式（回数/部数）	省級	地区/市級	県/区級	合計
ニュース報道回数				
ラジオ・テレビ等マスメディアの報道回数				
公益広告の展示期間（日）				
広報資料の部数				
企業現場における広報回数				
現場相談回数				
相談者人数				
研修回数				
研修参加者数				
広報担当者人数				
広報車使用回数				
ポスターの貼り付け状況	地下鉄__枚、バス__枚、長距離バスターミナル__枚、駅__枚、広場__枚、その他の場所__枚。合計__枚。			
広報業務への意見と提案：				

記入者：

電話：

(印)

2010年5月 日

http://www.gov.cn/gzdt/2010-04/01/content_1571270.htm

衛生部通報 2009年職業性疾病防止状況及び2010年業務状況

中央政府ゲートウェイ www.gov.cn 2010年04月28日 出所：衛生部ウェブサイト

衛生部2009年職業性疾病防止業務状況の通報

(2010年4月28日)

職業性疾病防止部門の責任分担に基づき、2010年職業性疾病防止法広報週間において衛生部は全国の職業性疾病防止の状況及び2009年衛生部門が実施した主な業務、2010年の重点業務について国民に報告することになった。

30の省・自治区・直轄市（チベット自治区を除く）及び新疆生産建設兵団の職業性疾病報告によると、2009年に新たに発症した各種の職業性疾病は18,128例、職業性疾病の発症件数がトップ三位に挙げられた業種は石炭、非鉄金属及び冶金の順番で、それぞれ全発症病例数の41.38%、9.33%、6.99%を占めている。新中国成立から2009年末までの職業性疾病の総報告病例数は722,730例である。

そのうち、2009年報告したじん肺の新たな発症例は14,495例、死亡例は748例。14,495例の新たなじん肺発症例の中、炭肺症及び珪肺症は91.89%を占めている。現在、じん肺は依然として我が国の最も発症例の多い職業性疾病で、2009年、じん肺の報告件数は職業性疾病の総報告件数の79.96%を占めており、じん肺患者の発症までの勤務年数が短くなり、大量発症のじん肺も多々発生している。中小企業のじん肺発病の情勢が特に厳しく、半数以上のじん肺罹患者は中小企業で発見された。職業性中毒について、2009年に報告された各種の急性職業中毒は272件、中毒が552名、死亡が21名、死亡率が3.80%。うち、重大な職業性中毒は18件、中毒が188名、死亡が21名、死亡率が11.17%。急性職業性中毒の発生原因となる化学物質は50種類近く、中毒件数が最も多い原因物質は一酸化炭素で、主に冶金、石炭、建設及び建材業にみられる。66.74%の急性の職業性中毒は中小企業で発生している。2009年に報告された慢性の職業性中毒は1,912例で、慢性職業性中毒の原因物質のトップ三位は鉛及びその化合物、ベンゼン、ヒ素及びその化合物で、それぞれ1,082例（56.59%）、208例（10.88%）と165例（8.63%）、主に冶金、非鉄金属及び機械業界にみられる。2009年報告された職業性腫瘍は63例、うち、ベンゼンが原因で発症した白血病は22例、コークス炉労働者の肺がんは19例、石綿が原因で発症した肺がん、中皮腫は11例、ベンチジンが原因で発症した膀胱がんは11例だった。2009年に報告された職業性の耳鼻咽喉・口腔疾病等の職業性疾病は1,106例で、そのうち、職業性の耳鼻咽喉・口腔疾病は424例（騒音に起因する難聴が最も多く、348例にも上った）、生物原因の職業性疾病は192例（ブルセラ病190例、森林脳炎2例）、職業性皮膚病は176例、職業性眼病は161例、物理的な原因に起因する職業性疾病は111例、その他の職業性疾病は42例であった。

2009年、衛生部門は労働者の健康を守るために職業性疾病の防止業務を一層強化した。

一、「職業病防止法」及び「国家職業病防止計画（2009～2015年）」を真剣に実施すること。2009年7月、衛生部は「国家職業病防止計画（2009～2015年）の貫徹・実施に関する通達」（衛監督発{2009}69号）を配布した。河北、上海、江蘇、山東、陝西、寧夏等の省（自治区、直轄市）は相次いでその職業病防止計画及び実施方案を作成した。2009年、国は職業性疾病防止のための予算を拡大し、中西部地域の22省（自治区、直轄市）及び新疆生産建設兵団の職業性疾病防止業務に専門資金を充てた。

二、整備と管理を一層強化し、職業健康に対する監督、職業性疾病の診断と認定を規範化させること。2009年、衛生部は「職業性疾病の診断と認定管理業務を一層強化するための衛生部の通達」（衛監督発{2009}82号）等の文書を相次いで配布し、全国の職業性疾病診断と認定業務会議を開催し、国の職業性疾病診断及び認定技術指導委員会の専門家を組織して江西、四川等の省に対し職業健康検査、職業性疾病診断と認定業務を抽出検査した。

三、「職業病防止法」に関する一連の広報活動を実施すること。2009年3月、衛生部は人力資源・社会保障部、安全生産監督管理総局及び全国総工会と協力し、「出稼ぎ農民の健康擁護は全社会の共同責任」というテーマで、「職業病防止法」広報週間を共同で実施し、出稼ぎ農民の健康擁護に関するハイレベルのフォーラムを開催した。

四、基本的な職業衛生サービスのモデル事業を推進すること。2009年4月、衛生部は基本的な職業衛生サービスのモデル事業の中間評価を行った。モデル事業のサイトは積極的に検討し、ローカルの職業衛生サービスネットワークを強化し、職業衛生のサービス能力を高め、著しい効果を上げた。2010年初頭、各地の推薦を受け、衛生部は全国の19省（自治区・直轄市）の46県（地区）において基本的な職業衛生サービス拡大のモデル事業を実施し、基本的な職業衛生サービスと医薬衛生体制改革における基本的な公共衛生サービスの均質化を結合する方法を積極的に探り、全国の基本的な職業衛生サービスのカバー率を徐々に引き上げようとした。現在、全国の29省（自治区・直轄市）の65県（地区）において基本的な職業衛生サービスのモデル事業を実施している。

五、2009年、職業衛生に対する重点監督検査を展開し、重要な事件の処置を適切に行うこと。「衛生部弁公庁の国家公共衛生重点監督検査計画に関する通達」（衛弁監督発{2009}40号）の要求に従い、各地の衛生部門は職業衛生の重点監督検査を積極的に行った。各地からの報告によると、2009年、125,231の雇用主、10,704の職業性疾病危害評価整備プロジェクトに対し検査を行い、法により10,481の雇用主を取り締まり、うち、9,701社に対し警告処罰、871社に対し罰金処罰、罰金の金額が1275.9万元、34社に対し業務停止を命じ、122社に対し閉鎖を要求した。2009年、衛生部及び関係部門の監督、指導の下、地方の関係機関は安徽省鳳陽県の出稼ぎ農民のじん肺事件、河南省の出稼ぎ農民張海超さんのじん肺事件等多くの重大な職業性疾病事件について調査・処分し、雇用主の違法行為につ

いて嚴重に取り締まり、法により関係機関と責任者の責任を迫及し、病気にかかった出稼ぎ農民の合法的な権利を擁護した。

六、職業衛生技術機関に対する監督・管理の強化。2009年、衛生部は引き続き制度整備を行い、監督管理を強化し、建設プロジェクト職業性疾病危害評価甲級ラボラトリー間の精度管理を積極的に実施した。同時に、各地の衛生部門は属地化管理の原則に基づき、各級の職業衛生技術機関に対する監督・管理を強化し、職業衛生技術機関2710か所に対し検査を実施した。うち、建設プロジェクト職業性疾病危害評価甲級機関は35か所、建設プロジェクト職業性疾病危害評価乙級機関404か所、化学物質毒性鑑定機関13社、職業健康検査機関1,511社、職業性疾病診断機関331か所、職業性疾病危害因子検査測定及び評価資格を単独に取得した機関416か所に対し検査を行った。法により職業衛生技術機関140か所を取り締まり、うち123か所に警告処罰、11か所に罰金、3か所に業務停止、3か所に資格の取り消しの処分を与えた。

2010年、衛生部門は引き続き「職業病防止法」及び「国家職業病防止計画（2009～2015年）」を実施し、部門の役割分担に基づいて職業性疾病防止に関する業務をうまく実施する。一、職業性疾病防止の法律・法規を一層完備させ、関係部門に協力し「職業病防止法」の改正を実施すること。二、部門間の連携を強化し、職業性疾病防止の長期効果発揮メカニズムを構築すること。三、重点を掴み、職業衛生監督・検査を強化すること。四、キャパシティービルディングを強化し、職業性疾病防止技術及び監督管理の水準を高めること。五、職業衛生研修及び広報啓発を強化し、全社会において労働者に対する関心と保護の雰囲気醸成させること。

http://www.gov.cn/gzdt/2010-04/28/content_1594571.htm

職業性疾病防止のための省庁間連席会議第一回全体会議の開催

中央政府ゲートウェイ www.gov.cn 2010年04月30日 出所：衛生部ウェブサイト

「中華人民共和國職業病防止法」、「国家職業病防止計画（2009～2015年）」を実施・貫徹し、職業性疾病防止業務の組織・指導を強化し、部門間の連携を強化するため、國務院の承認を経て、衛生部と安全生産監督管理総局がリードし、中央宣伝部、発展・改革委員会、工業・情報化部、財政部、人力資源・社会保障部、国家資産管理委員会、全国総工会の9部門（機関）がメンバーとなる職業性疾病防止業務省庁間連席会議（以下、連席会議と略す）制度を発足した。2010年4月30日午前、連席会議第一回全体会議は衛生部で開催され、連席会議の招集人である陳竺衛生部部長、安全生産監督管理総局駱琳局長が出席し、スピーチを発表した。陳嘯宏衛生部副部長が会議の進行役を務め、安全生産監督管理総局楊元元副局長、人力資源・社会保障部胡曉義副部長、全国総工会王瑞生副主席・書記処書記等が会議に出席したほか、各関係機関の関係者も会議に参加した。

陳竺部長及び駱琳局長が重要な講演を行い、現在職業性疾病防止業務が直面する厳しい情勢を分析し、各連席会議メンバー機関が果たすべき責任について希望と要求を述べ、中央指導者の指示の精神の一層の貫徹・実施、職業性疾病防止業務の強化について明確な要求を述べた。また、連席会議の関連業務制度及び2010年の業務計画を審議・可決し、職業性疾病防止業務を一層強化するための施策と方法を議論した。

http://www.gov.cn/gzdt/2010-04/30/content_1596929.htm

17. 職業病認定をめぐる最近の議論

職業病認定をめぐる最近の議論

～ 張海超『開胸検肺』事件が投げかけたもの ～

2009年9月

在中国日本国大使館経済部

中村 宇一／大崎 佳奈子

中国においては、約2億人の労働者が危険有害業務に従事しているといわれ、じん肺を中心に毎年多くの職業病事例が報告されているが、その中でも流動性が高く、権利が保障されにくい農村からの出稼ぎ労働者（農民工）が職業危害の主たる被害者と言われている。

このような中で、粉じん作業に従事したことによりじん肺に罹患したある農民工（張海超）が、政府指定の職業病認定機構で適切に診断を受けることができず、自らが職業病であるじん肺であることを証明するため、多額の費用を支払って胸を切開したという事件がメディアの注目を集め、適切な対応をしなかった衛生行政に批判が集まるとともに、現在の職業病認定制度や職業病予防対策の問題点等に関する議論がメディアで活発に行われている。

また、この状況を受けて職業衛生に係る中央政府当局（衛生部、国家安全生産監督管理総局、人力資源社会保障部、中華全国総工会）も積極的な対応に乗り出しているところ、概要を以下のとおりまとめたので報告する。

1. 張海超『開胸検肺』事件の概要

張海超事件は、粉じん作業に従事し、防護対策が不十分だったためにじん肺に罹患した一人の農民工が、中国の法令に基づき労災認定を受けようとしたただけであるにもかかわらず、多くの困難に突き当たり、多大な犠牲を払い、長い時間を経て、最後によりやく認定を勝ち取った事件である。この事件は、中国において農民工という弱い立場にある人間の権利が如何に踏みにじられているかを示す象徴的な事件といえることができる。

（1）粉じん作業による体の異変の発生

農民工である張海超（当時23歳）は、2004年6月に河南省鄭州市の振東公司という会社で働き始める。彼の作業内容はケイ石を粉砕、成型したり、機械で圧力をかける作業であり、粉じんにはばく露する作業であったが、マスクは月に1枚支給されるのみで、作業場には除じん装置もなかった。また、作業の危険性に対する教育もなく、当時の彼は作業内容が健康に害を及ぼす可能性があるとの認識はなかった。

2007年8月頃、彼は胸に異変を感じ、鄭州市第六人民医院を受診した。その結果、両肺に影が認められたが、はっきりとした診断結果は得られないまま、同年10月、彼は環境を変えるために振東公司を辞職した。

（2）複数病院で「じん肺の可能性大」との診断を受ける

その後1年以上にわたり張は様々な病院を回って診断を受け、いくつかの病院は「じん肺」との意見であったが、いずれの病院も職業病の診断資格を有していなかったため確定診断を得られなかった。他方、彼が苦労して独自に入手した2007年1月時点での健康診断結果によると、明らかに胸に異常が見られ、同僚53名も「肺の異常」「じん肺の疑いあり」との検査結果であったことが判明した。

(3) 職業病診断機関に赴くも、資料不足で診断受けられず

これらの結果を受け、今年1月、彼は再度北京に赴き、4つの病院で診察を受けたところ、いずれも「じん肺」で間違いないとの判断であったが、やはりこれらの病院も職業病の診断資格を有していなかった。

そのため張は彼に対して職業病診断の資格を有する唯一の医療機関である鄭州職業病予防所へ行ったが、必要書類が不備とのことで受け付けてもらえなかった。職業病予防所が要求した書類のほとんどは会社の協力なくしては手に入らないものであった。しかし振東公司は彼が自分の会社で働いていたことを認めず、関係書類の提供も拒否した。張は事情を関係部門に話して介入を求めたが、関係部門は動かなかった。

(4) 最終的に職業病予防所の診断を受けるも、「じん肺」とは認められず

今年5月、人づてを頼り彼はようやく鄭州職業病予防所で健康診断を受けることができたが、彼がこれまで受診した数多くの医療機関のいずれも「結核ではない」との検査結果を出しているにもかかわらず、職業病予防所は彼を「じん肺」ではなく「肺結核」と結論づけた。

検査結果に不服をもった彼は、高額(6~7千元)の認定費用を調達して上位の職業病認定機関である鄭州市衛生局に認定申請を行うも、同衛生局が組織する職業病診断・認定委員会は、鄭州職業病予防所と全く同組織であることが判明し、彼は再認定をあきらめた。

(5) 多額の費用を払って胸を切開して「じん肺」を証明するも、関係当局は認めず

行き詰まった彼は、自分が何の病気であるかを知るには生体での肺組織検査しか方法がないという結論に至り、今年6月22日、3万元という大金をはたいて、鄭州第一附属医院にて胸を15cmほど切開し、生体肺組織検査を受けた。結果、「じん肺合併症」という明確な診断を受けたが、鄭州職業病予防所及び関係部門は、この診断は職業病の診断資格のない医療機関によるもので、法的効力はないと発表した。

(6) 一連の経緯が報道され当局の対応に批判が集中し、中央の関心を引く事態に発展

これらの一連の経緯がメディアによって報道され、インターネット上で関係当局への批判が集中。衛生部などの中央の主管部門も対応に乗り出す事態に発展した。

(7) 中央が本事件に介入し、正式に「じん肺」の認定を受ける

7月24日、衛生部が監督指導調査研究グループを鄭州に派遣し、本件に介入。同日、鄭州市も副市長をトップに、関係部門を集めた「張海超事件」処理チームを組織した。

7月26日、鄭州職業病予防所で、省、市の専門家立ち会いのもと張の診察が行われ、「じん肺第3期」との診断が下った。これを受け、翌27日には労働局で労災認定を受けた。

(8) 関係者は処分され、協力した医療機関が新たに職業病診断機関に指定される

28日、河南省衛生庁、共産党鄭州市委員会、共産党新密市委員会は、新密市衛生副局長を免職、鄭州市職業病予防所所長を停職処分、副所長を免職、三名の医者 of じん肺病診断資格を抹消するとともに、河南省衛生庁は鄭州衛生局に対して、振東公司等の企業において有害業務に従事する職員全員の健康診断を実施するよう命じた。

一方で、8月12日、河南省衛生庁は鄭州大学第一附属医院が職業病認定の医療機関ではないのに張の肺の検査を行ったのは職業病予防法違反であるとの通知を出し、これが道義的な行為を行った医療機関を褒めるどころか罰するのはおかしいとメディアの批判を受けた。14日、河南省衛生庁は通知の内容をくつがえし、鄭州大学第一附属医院を含む3つの病院に職業病認定の医療機関資格を付与したと発表した。

2. 張海超事件で浮き彫りになった職業病診断・認定及び職業病予防対策をめぐる問題点

張海超事件に関し、メディアによる報道の中で、職業病診断・認定や職業病予防に関し、様々な問題点が指摘されており、まとめると以下のとおりである。

(1) 職業病診断・認定

(イ) 職業病診断・認定の権限が一箇所に集中しており、監視・監督システムが機能していない

職業病の診断は、申請に基づき、省級政府が指定した医療機関でのみ可能であり、労災認定は地方政府の労働当局が行うこととなっているため、診断・認定の権限が地方政府に集中しており、また監督規定も存在しない。診断を行う者と認定を行う者の利害関係を弱めるべきであり、例えば診断はどの医療機関でも可能とし、認定はまた別の場所で行うという仕組みが必要である。

(ロ) 雇用契約も労災保険もない農民工

農民工は非常に流動性の高い労働者であり、頻繁に事業場を変更し、作業内容も変わる。そのため、雇用契約も結ばれていないことが多く、また労災保険加入率も2割程度にとどまっている。じん肺等の職業病は離職後に発病することが多く、その場合、農民工が自らの在職証明を行うことは非常に難しく、また認定を受けたとしても労災保険未加入のために保険金を受け取ることができない。張海超事件についても、彼の所属していた事業場は労災保険に加入しておらず、認定を勝ち取ったとしても労災基金による補償を受けることができないという問題が残っている。

(ハ) 診断・認定に必要な書類の提出義務を果たさない企業

職業病の診断・認定の申請に当たっては、職業歴、職業危害接触歴、作業場における職業危害要因の測定及び評価結果、健康診断結果等の書類が必要であるが、これらを申請者（労働者）が準備することは不可能であり、事業場に作成・提出を依頼せざるを得ない。しかし、事業場にとっては、これらを提出することは自らの罪を自ら証明するに等しく、積極的に応じるインセンティブがない。結果として労働者は申請不能に陥るという状況が容易に発生しうるのであり、政府による介入が必要である。ただし、農民工の健康よりも経済発展を優先しがちな地方政府は、企業に対して寛大な態度をとる可能性もある。

衛生部の通知では、事業場が資料を提供しない又はありのままの資料を提供しない場合は、本人や関係者の提供する資料に基づいて職業病の診断・認定を行うこととされているが、このような背景もあり、この規定は適切に執行されていない可能性がある。

(二) 複雑で時間のかかる職業病診断・認定手続き

職業病の診断・認定は、関係書類を診断機関に提出すると、3名以上の資格を有する医師によって診断が行われ、診断結果に不服がある場合は市レベルの衛生行政部門に診断結果の鑑定を申請することができ、さらに鑑定結果にも不服がある場合は、最終鑑定機関である省レベルの衛生行政部門に再鑑定を申請することができるが、必要書類は多岐にわたり、また診断に要する時間も長く、さらに労災待遇の請求も含めると、申請から手続きが全て終わるまでに平均16ヶ月以上かかるとの報告もある。

(ホ) 職業病診断・認定費用負担問題

法令によれば、職業病診断・認定費用は事業場が負担しなければならないこととなっているが、実際は企業が支払わず、労働者がまず負担せざるを得ないのが現実であり、基金などによる支援措置が必要である。

(ヘ) ビジネスとして成り立ちにくい職業病診断

職業病診断機関は、必要とされる条件が厳しく、専門的な設備や人員が必要とされる一方、収益性は高くない。また、誰が医療費を負担するのか（個人か、企業か、医療保険か）という議論が絶えず、中には医療費が嵩んで倒産した病院もある。実際大きな病院であれば職業病診断を行う能力は有しているが、このような理由で進んで職業病診断をやろうとする病院は少なく、現在ある職業病診断機関はどこも規模が小さく、医療水準も高いとはいえない。よりよい水準を確保するためには、財政支援や基金等によりより多くの医療機関が職業病診断に参入できる市場を形成する必要がある。

(2) 職業病予防対策

(イ) 労働者側の知識の欠如と不十分な安全衛生教育

農民工は一般的に職業上の危害に関する知識が不足しており、粉じん作業場においてもマスクを着用しないなど、職業病への理解が低い。また、法令上は職業危害のある作業については事前に労働者に説明し、教育しなければならないことになっているものの、企業はその義務を適切に果たしていない。危険有害業務を中小企業や頻繁に入れ替わる農民工に押しつけようとする企業も存在する。

(ロ) 企業による法令遵守率の低さと、軽い罰則

企業の遵法意識は低く、大手国有企業においてすらそうである。2007年に山西省の小規模炭坑保有企業に対して行われた調査では、3割近い企業が法令違反で処罰される結果となっている。また、法令における罰則は余りにも軽すぎ、例えば張海超事件についていえば2万元以上5万元以下の罰金に過ぎず、法令違反コストが低い状況になっている。罰則の強化が必要である。

(ハ) 職業衛生監督官の絶対的な不足による法執行力の低さ

これまで職業衛生監督は衛生部が担ってきたが、例えば江西省では、工業事業場3万（労働者191万人）に対し、専属又は兼任の衛生監督官は僅か239名であり、また作業場の監督権限が安監局に移管された後も人員再編は行われていない。省レベルでは安監局内に職業安全健康監督管理処が新設されたが、県や市レベルには設置されておらず、明らかに法執行力が不足している。

このように、企業の遵法意識の低さと、行政の執行能力の低さとが相まって職業病の氾濫を生んでいる。

(二) 縦割り行政の弊害

職業衛生については、国务院の決定により、衛生部から国家安全生産監督管理総局に作業場の監督管理権限が移管された。しかし、職業病予防治療法は改正されておらず、法令上は依然として職業衛生の監督管理権限は衛生行政が有することとなっており、安監総局の法執行根拠が明確にされていない。執行を強化するためにも、責任の明確化が必要である。

また、作業場の監督管理権限は安監総局に移管されたが、職業衛生全体を規定した職業病予防治療法や有毒物使用労働保護条例は衛生行政部門の所管であり、職業衛生安全許可を行う機関も衛生部が所管している。このため、職業衛生政策全体を所管するものの、現場の監督権限がないために企業に対する権限行使ができない衛生部と、現場の監督権限はあるが大元の政策をコントロールできない安監総局との狭間で、職業衛生対策にほつれが出ており、適切な対策の履行ができない状況になっている。

3. 中国政府の対応

(1) 衛生部による職業病診断・認定に関する全国調査

7月31日、衛生部は職業病診断・認定に関する全国調査を実施すると通知した。調査項目には、職業病診断・認定業務の現状や問題点なども含まれる。調査はCDC職業衛生中毒コントロールセンターに委託して行われる。

(2) 河南省当局による危険有害業務実施企業に対する集中点検の実施

張海超事件を受けて、河南省の総工会、衛生庁、安全生産監督局、人力資源社会保障部門は、粉じん、鉛、ベンゼン、有機溶剤等の職業病の危険のある企業を重点として、全省内の職業衛生安全点検を実施した。

(3) 中央政府関連機関による「粉じん及び毒劇物による危害に対する全国行動」の実施

安全生産監督管理総局、衛生部、人力資源社会保障部、総工会は、8月4日付けで「粉じん及び毒劇物による危害に対する全国行動」の通知を発表した。この行動は、作業場の環境を改善し、予防能力を高め、長期的に効果のある職業病予防システムを作り、労働者の健康を守ることを目的としており、労働契約締結、労災保険加入、有害要因の測定・評価、健康診断実施、防護設備や保護具の設置など14の項目について経営者に責任の履行を求めるものである。行動は今年8月から来年12月にかけて実行される。(※詳細は別添参照)

(4) 国家安全生産監督管理総局による「職場における職業健康監督管理暫定規定」の公表

国家安全生産監督管理総局は、7月1日付けで「職場における職業健康監督管理暫定規定」を公布した。この暫定規定は、職業衛生の監督管理について、行政や事業者の責任を明確化し、事業者が果たすべき責任について具体的に明記するとともに、行政(安全生産部門)の取組についても定めたものである。また、具体的な罰則規定も設けている。

4. 当館コメント

累積70万人(うち9割が「じん肺」とされる職業病患者の多くは、劣悪な条件の下で危険有害な作業に従事している農民工といわれており、今回の張海超事件のような事案は他にも多数報告されているが、張海超事件は、胸を切り開いて「じん肺」であることを証明したというセンセーショナルな事件であったために世間の注目を集めたが、結果として、厳しい条件下で働く農民工の職業病の実態にスポットライトが当たり、様々な問題提起がなされたこと背景には、農民工の権利保護や深刻化する職業病を重要視する政府の姿勢がある。

報告にもあるとおり、農民工の多くは労働契約も締結せず、労災保険にも加入しないため、報告されている職業病は氷山の一角と考えられ、実際の職業病被害者ははるかに多い可能性が高い。しかしながら、職業病対策は権限が複雑に入り組んでおり、多くの関係機関に分散し、かつ各部門間の連携が取れていないという問題がある。特に、予防の観点から最も重要な現場の監督管理任務は、昨年衛生部から安全生産監督管理総局に移管されたものの、安監総局はもともと安全生産を担当する部門として発足した機関であり、職業衛生については経験もノウハウもなく、予算や人員も不足しており、全く実施体制が整っていないというのが実態である。

このように職業病対策はかなり心許ない状況である中で、今後職業病問題は重大な国家的課題になる可能性が高い。新たな体制の中で、多くのノウハウを有する衛生部と、現場の監督管理を所管することになった安全生産監督管理総局との連携を図りつつ、現場の法執行力を如何に確保していくかが今後の重要な課題となるものと思われる。

【参考】事件発覚後、7月下旬以降の職業病に関する国内主要メディアによる報道

- (1) 7月30日 工人日報「職業病予防の関連規定は改正すべき！」
- (2) 7月30日 中華工商時報「職業病認定はなぜ自ら自分に権限を与えているのか」
- (3) 7月31日 工人日報「工会は引き続き張海超事件の展開に注目」
- (4) 7月31日 中国日報（英字紙）「補償を求めて労働者達が抗議活動」
- (5) 8月01日 新京報「職業病認定に関する全国調査の実施」
- (6) 8月02日 財経「『開胸検肺』自らの血をもって権利を守る」
- (7) 8月05日 工人日報「職業病医院の倒産と職業病患者の治療場所の喪失のパラドックス」（上）
- (8) 8月06日 中国青年報「農民工の労災認定には三つの大きな「障害物」がある」
- (9) 8月10日 中国青年報「湖南省の百人の窄岩機農民工の深圳における権利維持活動記録」
- (10) 8月10日 中国青年報「一人の農民工の死」
- (11) 8月12日 工人日報「職業病医院の倒産と職業病患者の治療場所の喪失のパラドックス」（下）
- (12) 8月14日 工人日報「『開胸検肺』事件はまだ終わっていない」
- (13) 8月14日 中国日報（英字紙）「胸の病気の患者を救ったために病院が罰せられる」
- (14) 8月14日 新京報「『開胸検肺』を行った病院は「罰する」のではなく、「褒める」べき」
- (15) 8月15日 新京報「職業病予防法は大改正すべき」
- (16) 8月15日 新京報「『開胸検肺』を行った病院は職業病診断の資質を得る」
- (17) 8月16日 新京報「『開胸検肺』を行った病院はなぜ突然職業病診断の資質を得たのか」
- (18) 8月17日 工人日報「総工会、安監総局、衛生部、人社部は「粉じん及び毒劇物による危害を治めるための全国行動」に関する通知を発表」
- (19) 8月19日 工人日報「職業病予防における冷たさを一掃する」
- (20) 8月21日 中国日報（英字紙）「政府は粉じんによる病への対策に取り組んでいる」
- (21) 8月22日 労働保障報「職業病予防治療に新たな対応策」
- (22) 8月25日 労働保障報「職業病予防の状況と地方政府の取組は密接に関連している」
- (23) 8月29日 労働保障報「労働者を主体に職業健康監督の協力メカニズムを作るべき」

